

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
1	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁は、総務省の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
2	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、例えば、地方自治体が国に対して行う照会業務に生成 AI 利用環境を利用することから始め、誰もが安全・安心に AI を活用できるよう、得られた知見を蓄積していくとともに、現在、デジタル庁が庁内で展開している生成 AI 検証環境の成果を整理し、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.1 「1 共通化推進方針の概要」 自治体職員が行う政府機関（各府省庁）に対する問い合わせ・照会業務の円滑化及び省力化に資するため、自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービスの一環として、デジタル庁が政府向けに構築したガバメントAI源内で使用するデータセットの一部について、著作権を含む知的財産権等にも配慮しつつ、自治体がデータの検索・整理・分析を行うことができる生成AI機能（以下「自治体版バイバイン」という。）を自治体に対して試験的に提供する（実証実験の実施）。 本実証実験によって、当該取組の実現可能性や共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果、費用負担の在り方等を踏まえ、自治体への本格展開のあり方について検討を進める。	×
3	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体でも、生成 AI を導入しているが、利用上のルールとして、個人情報など機密性の高い情報は入力できない取扱いとしており、業務効率化の効果にも一定の限度があるということが課題となっている。	○	○	p.1 「2 (1)ウ自治体版バイバインから提供されるデータセット」 提供されるデータセットは、政府のガバメントAI源内で使用するデータセットの一部とし、対象となるデータ（令和8年度中の調達等を予定）は、官報や白書、法令など政府共通データのほか、府省庁が発出する通達・事務連絡、各種行政資料、自治体から提供されたデータセットで、著作権法その他の関係法令に基づき、自治体への提供が法的に認められるものとする。 また、自治体版バイバインを通じて提供されるデータセットは、国が調達・管理するこれらのデータに加え、自治体から提供されるデータセットを含むものとする。自治体提供データの対象範囲は、自治体が制定・公表する条例・規則・例規、議会の会議録（本会議・委員会等）、各種行政資料（総合計画・個別計画、予算・決算資料、審議会・委員会の議事録・答申等）、統計・調査データ等のほか、提供することが有益と判断されるデータとする。	×
4	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体でも、生成 AI を導入しているが、職員からの評判はいい。地方自治体にとって AI 活用の選択肢が増え、最新の生成 AI が利用できることに繋がるため、デジタル庁の取組の方向性に賛同する。今後、府省庁間の AI 共通サービスがリリースされていくと思うが、良いものは、国・地方 AI 共通サービスとしても利用できるようなしてもらえとありがたい。利用方法や活用方法などについて、定期的に講習会を実施するなど情報を広く周知してほしい。	○	○	p.4 「3 (3) 実証実験の結果の公表」 デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。	×
5	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体でも、生成 AI を導入しているが、職員からの評判はいい。地方自治体にとって AI 活用の選択肢が増え、最新の生成 AI が利用できることに繋がるため、デジタル庁の取組の方向性に賛同する。今後、府省庁間の AI 共通サービスがリリースされていくと思うが、良いものは、国・地方 AI 共通サービスとしても利用できるようなしてもらえとありがたい。利用方法や活用方法などについて、定期的に講習会を実施するなど情報を広く周知してほしい。	○	○	p.4 「3 (3) 実証実験の結果の公表」 デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。	×
6	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	ワーキンググループの報告書によれば、市区町村では約半数が未導入とのことだが、 <u>規模の小さい町村は、人材不足で、情報セキュリティ等のリスク対応に課題や懸念がある、または、そもそも何から取り組めばいいのかかわからないという状況。単独ではなかなか取組が進まないと感じている。デジタル庁が整備した仕組みや、共通化する地方自治体向けの AI アプリを選択肢の1つとして提供いただけるとありがたい。</u>	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
7	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	議員からの受託調査を各自治体の議事事務局を通して年間250件程度行っているが、中には似通った調査もあるため非効率な場合もある。そこで、全国の議員受託調査の調査結果をデータベース化してAIで活用できるようになれば、事務の軽減につながるかと考える。	(b)射程外	—	—	—
8	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	対象が地方自治体⇄国とある。管轄省庁が（総務省）とあるが、検察庁（法務省）管轄となる『犯歴事務』について、システム間連携されていないため、未だに検察と地方自治体間の通知及び照会が全て紙文書での郵送であり、双方に大きい事務負担が残存している現状にある。 当該業務で扱う情報は非常にプライベートかつセンシティブな内容であり、当該事務をシステム化する上で今回の選定理由にある内部開発且つセキュアであることが、必要な要件に正に合致していることから、是非とも選定いただいた上で、省の垣根を超えて横展開いただき、当該業務についての自動化を強力に推進いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
9	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	示されている「地方自治体が国に対して行う照会業務」への生成AI利用は一定の効果があると思われませんが、それ以上に、法律制定時に下位条例や規則等の文案を自動生成・補助できる仕組みとすることで、より横断的かつ効果的な活用が可能になると考えます。制度改正に伴う各自治体の対応を支援する方向性も、併せて検討いただきたいと思います。	(b)射程外	—	—	—
10	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体からの照会事務とは逆に、国から自治体に対する照会事務に関する意見となりますが、AI共通サービスを導入するにあたっては、自治体が各府省庁に提出した照会データを一元的に集約し、ナレッジとして蓄積できる仕組みとすることを希望します。これにより、国から地方自治体に対して新たに照会を行う際に、既に提出済みの共通情報を省き、不要な重複照会を行わないようにすることで、自治体職員の負担軽減につながると考えます。 さらに、導入効果を客観的に示すため、削減できた調査・照会の件数をKPIとして設定し、業務負担がどの程度軽減されたかを明確に把握できる仕組みとすることを要望します。	(b)射程外	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
11	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体からの照会事務とは逆に、国から自治体に対する照会事務に関する意見となりますが、AI共通サービスを導入するにあたっては、自治体が各府省庁に提出した照会データを一元的に集約し、ナレッジとして蓄積できる仕組みとすることを希望します。これにより、国から地方自治体に対して新たに照会を行う際に、既に提出済みの共通情報を省き、不要な重複照会を行わないようにすることで、自治体職員の負担軽減につながると考えます。さらに、導入効果を客観的に示すため、削減できた調査・照会の件数をKPIとして設定し、 <u>業務負担がどの程度軽減されたかを明確に把握できる仕組みとすることを要望します。</u>	(b)射程外	—	—	—
12	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	生成AIの利活用は既に導入が進んでいる自治体もあることから、導入済み自治体の実態を踏まえた共通化検討をお願いしたい。	○	○	p.2 「2 自治体版バイバインの実証実験」 全体に記載あり	×
13	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	誤った回答が生成された場合の自治体業務に影響を与えるリスクも踏まえ、ファクトチェックの体制を整備していただきたい。	○	×	—	1-2
14	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に自治体によっては、QommonsAIのような無償の生成AIサービスを利用している例もあるため、現在検討されている「ガバメントAI」については、 <u>十分な優位性があるか、あるいは利用料金がかららない設計としなければ、積極的な利用にはつながらないと考えます。</u> さらに、具体的なシステム設計（例：LLM選択の自由度、最新モデルへの切替可否、プロンプト登録機能（初期テンプレート含む）、マスキング機能、LGWANからの接続、参考文献のハイライト表示など）については、既に生成AI活用が進んでいる自治体職員へのヒアリングを踏まえた検討を要望します。	(b)射程外	—	—	—
15	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	既に自治体によっては、QommonsAIのような無償の生成AIサービスを利用している例もあるため、現在検討されている「ガバメントAI」については、十分な優位性があるか、あるいは利用料金がかららない設計としなければ、積極的な利用にはつながらないと考えます。 さらに、具体的なシステム設計（例：LLM選択の自由度、最新モデルへの切替可否、プロンプト登録機能（初期テンプレート含む）、マスキング機能、LGWANからの接続、参考文献のハイライト表示など）については、 <u>既に生成AI活用が進んでいる自治体職員へのヒアリングを踏まえた検討を要望します。</u>	○	○	p.4 「3 (1) システムの要件定義及びシステム開発」 デジタル庁において、自治体版バイバインの要件定義及びシステム開発を推進し、令和8年10月頃から令和9年9月頃までの予定で実証実験を実施する。	×
16	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在検討されている「ガバメントAI」に関する事柄となりますが、特定分野に関する文書生成であったり、何らかの照会に対して精度の高い回答をさせようとすると、根拠となる行政文書やデータをRAGに学習させる必要がありますが、自治体ごとに文書の形式・保有方法が多様であるため、そのままでは十分に活用できないことが想定されます。したがって、 <u>さまざまな形式のドキュメントを登録した際に、自動的に生成AIが理解しやすい形式へ整形する機能は必須と考えます。</u> <u>この機能の有無がRAGの実用性を大きく左右するため、精度検証を十分に行ったうえで導入・開発を進めていただきたいです。</u>	○	○	p.4 「3 (1) システムの要件定義及びシステム開発」 デジタル庁において、自治体版バイバインの要件定義及びシステム開発を推進し、令和8年10月頃から令和9年9月頃までの予定で実証実験を実施する。	×
17	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国と地方自治体で共通の、安全・安心な生成AI利用環境が整備されることは大変有意義である。全自治体で同一のAI基盤を利用することで、活用事例やプロンプトといったナレッジの共有が促進される点も魅力的である。一方で、 <u>導入にあたっては、セキュリティの具体的な担保方法の明示が不可欠である。</u> 加えて、円滑な利用促進のため、統一された利用規約やマニュアル等の整備が必要であると考えます。	○	×	—	1-2
18	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国と地方自治体で共通の、安全・安心な生成AI利用環境が整備されることは大変有意義である。全自治体で同一のAI基盤を利用することで、活用事例やプロンプトといったナレッジの共有が促進される点も魅力的である。一方で、導入にあたっては、 <u>セキュリティの具体的な担保方法の明示が不可欠である。</u> 加えて、 <u>円滑な利用促進のため、統一された利用規約やマニュアル等の整備が必要であると考えます。</u>	○	○	p.4 「3 (3) 実証実験の結果の公表」 デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。	×
19	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	提供される生成AIの安全性・正確性を担保してほしい。 生成AIの種類によってはバックドアを仕掛けられていた例や、成果物の正確性が担保されていない事例が散見（尖閣・沖縄を中国、対馬を韓国と表記するAIが多数確認）されるため、使用開始にあたりある一定の基準は必要と考える。 間違いを人力で訂正する前提で、このような初歩的な内容まで確認しなければならないとするなら、そもそもこれらのAIは用を成さないので導入する御利益は皆無。	○	×	—	1-1
20	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	犯歴事務のようにアナログな情報共有・保管を行っている事務や、国から自治体に対する照会事務なども検討対象に加えるなど、現場からの様々な意見が出されていることから、 <u>本サービスが使い勝手が良く、多くの自治体が活用できるよう、今後も、自治体からの要望等は丁寧に検討・反映していただけるとありがたい。</u>	(b)射程外	—	—	—
21	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	行政職員が減って、かつ、2、3年スパンで異動があるのが通例であるため、今回の取組については期待を寄せている。 <u>開発・検証を行う中で、自治体の意見を丁寧に把握するよう努めてほしい。</u> また、費用負担が求められるのであれば、自治体側も見通しを立てる必要があるため、スケジュールなどを早めに示してほしい。また、自治体向けのマニュアルや研修などもお願いしたい。	○	○	p.3 「2 (2) 利用体制・ルールの整備」 自治体版バイバインの利用・管理を担当するシステム担当職員を参加自治体に1名以上配置（他業務との併任含む）することを原則とし、自治体版バイバインの利用に関する自治体側の規程・利用ルールを整備すること。また、自治体職員に対して、生成AIの適切な利用方法・注意事項に関する庁内周知・研修等を実施すること。 デジタル庁が定める様式により、自治体版バイバインの利用状況や導入効果等に関するアンケート調査に協力すること。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
22	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	行政職員が減って、かつ、2、3年スパンで異動があるのが通例であるため、今回の取組については期待を寄せている。開発・検証を行う中で、自治体の意見を丁寧に把握するよう努めてほしい。また、 <u>費用負担が求められるのであれば、自治体側も見通しを立てる必要があるため、スケジュールなどを早めに示してほしい。</u> また、自治体向けのマニュアルや研修などもお願いしたい。	○	○	p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」  p.4 「3(4)スケジュール(線表)」	×
23	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	行政職員が減って、かつ、2、3年スパンで異動があるのが通例であるため、今回の取組については期待を寄せている。開発・検証を行う中で、自治体の意見を丁寧に把握するよう努めてほしい。また、 <u>費用負担が求められるのであれば、自治体側も見通しを立てる必要があるため、スケジュールなどを早めに示してほしい。</u> また、 <u>自治体向けのマニュアルや研修などもお願いしたい。</u>	○	○	p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」 デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。	×
24	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	サービスの提供に向けて、 <u>スケジュールを明確化するよう、また、自治体意見と費用対効果を踏まえた機能となるよう、進めてほしい。</u>	○	○	p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」  p.4 「3(4)スケジュール(線表)」	×
25	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	サービスの提供に向けて、スケジュールを明確化するよう、また、 <u>自治体意見と費用対効果を踏まえた機能となるよう、進めてほしい。</u>	○	○	p.2 「2自治体版パイプラインの実証実験」  p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」	×
26	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	・ 「地方自治体の各システム環境や入力する検索ワード(プロンプト)に関するセキュリティの確保については、各地方自治体がそれぞれのセキュリティポリシーに基づく措置が求められる」との説明があったが、総務省が国の政府統一基準群に倣って作成している「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示しているため、自治体間で大きな違いがあるわけではない。デジタル庁が内製開発した生成AI利用環境「源内」は、機密性2情報を安全に扱えるセキュア環境だと承知しているが、今回試験的に提供するサービスにおいても、セキュリティを確保しつつ、自治体機密性2以上の情報が入力できるのが、自治体の関心事項。今後、その点も含め、具体的な仕組みの検討をされるべきと思うが、いかがか。 → 源内は国のセキュリティポリシーに基づき機密性情報を取り扱っている。各自治体は、自らのセキュリティポリシーに基づく措置が求められるので、デジタル庁ではなく、各自治体において検討されるべきことになると思う。<デジタル庁> ・ デジタル庁が提供するものを自治体利用するにあたっては、デジタル庁からの協力や情報提供がないと、結局、自治体も本当は利用したいけれど利用できないということになってしまうのではないかと懸念する。論点としては引き続き残るので、今後の検討の中でその点もお願いしたい。	○	○	p.2 「2自治体版パイプラインの実証実験」  p.4 「3(2)実証実験の参加自治体の募集」	×
27	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	自治体からの照会・回答事務を例にとれば、自治体としては得られた回答を根拠に住民等への対応等事務を進めていくことから、AIを活用して作成された回答自体の信頼性の対策・担保は基より、外部からの改ざん等により混乱や信頼性が揺らぐことがないよう情報セキュリティ対策をしっかりと行っていただきたい。	○	×	—	1-1
28	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化の本旨でもあるが、凄くろう、高からう、でも困るので、スケールメリットや契約やシステム構築を国レベルで行うことのノウハウや優位性をいかし、サービス利用に係る自治体の費用負担が最小限となるようお願いしたい。	○	○	p.1 「1共通化推進方針の概要」  p.2 「2(1)自治体版パイプラインの実証実験の目的」 (イ)業務効率化・共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の検証 (エ)国・地方の適切な役割分担及び費用負担モデルの検証  p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」	×
29	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	中間報告の下から2行目「地方自治体側での必要な経費負担についても本機能提供の前提条件とする」について、共通化による割り勘効果を楽しめるような経費負担してほしい。	○	○	p.1 「1共通化推進方針の概要」  p.2 「2(1)自治体版パイプラインの実証実験の目的」 (イ)業務効率化・共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の検証 (エ)国・地方の適切な役割分担及び費用負担モデルの検証  p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」	×
30	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	デジタル庁で利用されている源内について、自治体にも有用であれば横展開をお願いしたい。	(b)射程外	—	—	—
31	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	国・地方AI共通サービスの発展形として、デジタル庁で実施している標準準拠システムの移行経費及び運用経費の見積精査のノウハウを共通サービスで展開してもらえば、自治体の見積精査の自動化が進むと思われます。また、自治体の工事や委託業務の見積精査に活用できれば、経費の最適化が図れることとなるため、そういうサービスも検討していただくと有難いです。	(b)射程外	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
32	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	戸籍・住民票等の窓口証明発行事務、住民異動など市民課窓口業務について、本来全国的に共通した取扱いがなされるのが適当であるが、参照すべき法令や通知も膨大であり、制度改正も頻繁に行われるうえ、事務を所管する国の省庁も複数にわたっている。市民に身近な窓口業務について、共通サービスで対応いただけると大変有用と考える。	(b)射程外	—	—	—
33	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	照会業務の削減が本サービスの主要な目的であると認識しています。 つきましては、実証実験においては利用回数等の指標のみならず、照会件数の減少や対応時間の削減など、業務削減効果についても定量的に示していただくことをご検討いただきますようお願いいたします。	○	○	p.4 「3(1)システムの要件定義及びシステム開発」  p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」	×
34	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	自治体データのアップロード及び更新が前提となる場合、データ整備・運用に係る負担が大きくなるのが懸念されます。 つきましては、登録対象の優先順位の明確化、標準フォーマットの提示、一括登録や自動更新の仕組みの整備など、自治体側の負担軽減策を講じていただきますようお願いいたします。	○	○	p.4 「3(3)実証実験の結果の公表」 デジタル庁において、令和9年秋頃に実証実験の結果をとりまとめ、結果を公表する。自治体への本格展開のあり方については、その実現可能性、共通化によるトータルコストの最小化を含む導入効果の状況、費用負担のあり方等を踏まえ検討する。	×
35	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	法令や通知のみのデータでは、生成された回答が十分でないことも考えられるため、実証においては、過去の回答事例や制度運用にかかる国の内規等もデータセットにアップロードしていただき、自治体の求める回答が得られるか検証していただきたい。 また、生成された回答について、人による検証や確認を行うという作業がどのように関与するのか、といった事務フローについても検証していただきたい。	○	×	1段落目は、 「(e)前提条件を整理すべきもの」  2段落目は、 記載がないため修正を行う。	1-2
36	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	実証実験については、自治体の費用・人役負担が想定されているが、参加可否について自治体が十分な検討を行えるよう、参加条件の詳細(費用・人役・作業スケジュール等)について、可能な限り早期に提示いただきたい。	○	○	p.3 「2(2)実証実験の参加条件(予定)」  p.4 「3(2)実証実験の参加自治体の募集」	×
37	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	実証実験の参加条件として「自治体版バイバインの利用に関する自治体側の規程・利用ルールを整備すること」となっているが、利用可能な分野の範囲等が不明な中では、どのようなルールを定めるべきか不透明である。 統一的なひな形のようなものを定めていただきたい。	○	○	p.3 「2(2)利用体制・ルールの整備」  p.4 「3(2)実証実験の参加自治体の募集」	×
38	① 自治体からの照会事務の自動化などの国・地方AI共通サービス<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	実証実験の参加条件として「生成AIの適切な利用方法・注意事項に関する庁内周知・研修等を実施すること」とあるが、周知事項・研修にあたってのひな型となるテキストや動画等を提供いただきたい。	○	○	p.3 「2(2)利用体制・ルールの整備」  p.4 「3(2)実証実験の参加自治体の募集」	×
39	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和8年3月末までに、ふるさと住民登録制度の制度設計等に係る検討を進め、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
40	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、先行する地方公共団体の事例等を参考にしつつ、登録事務等に対応する地方公共団体の事務負担の軽減等を念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	×	p.4 2(2) ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 ○ 「地方創生の基本構想」(令和7年6月13日閣議決定)において、今後10年後(2034年度)に目指す姿として関係人口を実人数1,000万人、延べ人数1億人創出する旨盛り込まれていることやモデル事業の進捗等も踏まえながら、今後、検討。	2-3
41	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方の立場としても、ふるさと住民登録制度は進めてほしい。先行事例や地方自治体の様々なニーズを踏まえつつ、ニーズをどこまで制度として取り込むのか、国と地方で制度設計をよく考えなければいけないと思う。	○	○	p.2 2(1)ア (イ)システムの導入状況 項目全体に方向性が記載されている。	×
42	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方の立場としても、全自治体共通の新たな制度・事業を国が創設される際には、国が共通システムを構築して進めていくのがよいと思う。	○	○	p.2 2(2)ア (イ)行政の効率化  2(1)イ イ、共通化後の姿(共通化パターン等)	×
43	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	プラットフォームを構築する際には、地方自治体の独自の取組との調整やシステムで何をどこまでやるかについて、地方と丁寧にコミュニケーションを図っていただきたい。	○	○	p.2 2(1)ア (イ)システムの導入状況 項目全体に方向性が記載されている。	×
44	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	プラットフォームについて、マイナポータルなど既存のシステムとどのように連携していくのか教えていただきたい。	○	×	—	2-1
45	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	プラットフォームで、ふるさと住民登録制度が関係する一連の事務ができるだけ完結するよう検討をお願いしたい。	○	○	p.1 2(1)ア (ア)業務の実態(業務フロー等)  p.2 2(1)ア (イ)システムの導入状況	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
46	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	総務省のシステム開発を支援するデジタル庁の立場としては、地方自治体の皆様には、どんなことをこのプラットフォームでやれるといいのか、どんな運用を行いたいのか、技術的な部分も含めて、幅広く意見を頂けると仕様の検討に繋がるのでよいと思う。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
47	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	システムは手段であって目的ではないので、政府内や地方自治体など関係者との議論が、ふるさと住民登録「制度」の話よりもプラットフォーム（システム）の話が先行する形で進まないよう、お願いしたい。	○	○	p.2 2 (1) ア (イ) システムの導入状況 項目全体に方向性が記載されている。	×
48	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	国民は、普段の生活において、行政サービスよりも民間サービスを利用する時間の方がはるかに長い。地方自治体と国民を結ぶプラットフォームのアプリについては、総務省と地方自治体だけでなく、利用者起点で、民間サービスとの連携や民間プラットフォームとの連携なども考えたほうがよいのではないかと。	○	×	—	2-1
49	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	制度の必要性を一切感じない。手続きの煩雑さだけ増して見返りが少ないのであればただの重荷にしかならない。かつ、運用費用を負担する状態になるのであれば底質同できない。	(c)抽象的なもの	—	—	×
50	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ふるさと納税を事例として挙げられていたが、登録した人のメリットをもっと明確にしていきたい。また、一人当たり何か所登録できるのか、登録したら何年有効の予定なのか等、利用者目線にたった情報を検討段階からご提供いただきたい。なお、本業務はマイナンバー制度における番号事務になるかご教示いただきたい。	○	○	p.3 2 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性 項目全体に方向性が記載されている。	×
51	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ふるさと納税を事例として挙げられていたが、登録した人のメリットをもっと明確にしていきたい。また、一人当たり何か所登録できるのか、登録したら何年有効の予定なのか等、利用者目線にたった情報を検討段階からご提供いただきたい。なお、本業務はマイナンバー制度における番号事務になるかご教示いただきたい。	○	×	—	2-2
52	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ふるさと納税を事例として挙げられていたが、登録した人のメリットをもっと明確にしていきたい。また、一人当たり何か所登録できるのか、登録したら何年有効の予定なのか等、利用者目線にたった情報を検討段階からご提供いただきたい。なお、本業務はマイナンバー制度における番号事務になるかご教示いただきたい。	(b)射程外	—	—	×
53	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ふるさと住民に登録した方について、登録された自治体が登録されたことを認識し、メッセージや情報提供を自治体が任意に送信できるシステム構築を望む。	○	○	p.3 2 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性 ○ 全国の地方公共団体のイベントや担い手募集情報等の各種情報を、アプリ（ふるさと住民アプリ）1つで受け取ることができる。具体的には、ベーシック登録を行えば、登録先の地方公共団体から自身の関心に応じた情報を受け取ることができる。	×
54	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	受入自治体のサービス提供、例えば図書館やスポーツ施設の受付でふるさと住民であることが総務省が構築するアプリ等により簡易に判別できるなど、ふるさと住民にサービスを提供する自治体が、ふるさと住民登録受入れ用にそれぞれの自治体でシステムを構築する必要のないシステム構築を望む	○	○	p.3 2 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性 p.3 2 (2) 共通化の効果 (イ) 行政の効率化	×
55	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	先行事例では、自治体がカード等を発行し、それに基づき特典行政サービスを提供している事例も見受けられるが、受入自治体がカード等の発行をせず、総務省が構築するアプリ等により各自治体がサービスを提供できるシステム構築を望む。	○	○	p.3 2 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性 ○ 全国の地方公共団体のイベントや担い手募集情報等の各種情報を、アプリ（ふるさと住民アプリ）1つで受け取ることができる。具体的には、ベーシック登録を行えば、登録先の地方公共団体から自身の関心に応じた情報を受け取ることができる。	×
56	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国民の利用率9割と言われるLINE等、国民が普段使い慣れているSNSを入口にし、別途セキュリティの高い本体のシステムにリンクさせる構成にした方が、登録者増に繋がると思われる。 国による新規開発ではなく、既存の民間システム（いわゆるLINE公式アカウントなど）を参考に、国で仕様書のみを定め、民間事業で開発（既運用事業者は国使用に合わせた改修）をした方が、安価で開発期間も短縮できるのではないかと。	○	×	—	2-1
57	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国民の利用率9割と言われるLINE等、国民が普段使い慣れているSNSを入口にし、別途セキュリティの高い本体のシステムにリンクさせる構成にした方が、登録者増に繋がると思われる。 国による新規開発ではなく、既存の民間システム（いわゆるLINE公式アカウントなど）を参考に、国で仕様書のみを定め、民間事業で開発（既運用事業者は国使用に合わせた改修）をした方が、安価で開発期間も短縮できるのではないかと。	○	○	p.2 2 (1) イ.共通化後の姿（共通化パターン等） ○ ふるさと住民登録制度の制度運用のために必要なものであり、地方公共団体にとって共通の業務であることに加え、人口減少等を背景とした地域の担い手不足の解消・地域の活性化が急務であることに鑑み、国の共通のシステムを地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できるものと考えられる。	×
58	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・関係住民管理という意味で類似事例である、東日本大震災の全国避難者情報システム及び原発避難者特例法に基づく避難者管理は非常に不効率だったので、その反省を踏まえて制度設計すべき。 ・ふるさと住民登録として登録した住民が転入してきた際、提供するサービスが重複してしまう可能性もあることから、標準システム（住登外宛名管理システム）の仕様と組み合わせ、人の目に頼らずシステムの把握できる仕組みとすべき。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
59	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・関係住民管理という意味で類似事例である、東日本大震災の全国避難者情報システム及び原発避難者特例法に基づく避難者管理は非常に不効率だったので、その反省を踏まえて制度設計すべき。 ・ふるさと住民登録として登録した住民が転入してきた際、提供するサービスが重複してしまう可能性もあることから、標準システム（住登外宛名管理システム）の仕様と組み合わせ、人の目に頼らずシステムの把握できる仕組みとすべき。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
60	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「国の共通のシステムを地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できると考えられ」とあるが、本制度について各自治体の経費負担はどのように想定されるか。また、費用対効果の試算があるならお示しいただきたい。	○	○	p.5 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ また、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととともに、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を支援するため、ふるさと住民登録制度の推進に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずること等により、財政上の負担の軽減を図る。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
61	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「国の共通のシステムを地方公共団体に提供した方が事務負担を含めたトータルコストを最小化できると考えられ」とあるが、本制度について各自治体の経費負担はどのように想定されるか。 <u>また、費用対効果の試算があるならお示しいただきたい。</u>	○	○	p.2 2 (1) イ.共通化後の姿（共通化パターン等） 項目全体に方向性が記載されている。	×
62	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	別添②の17ページに「～消費活動等による地域経済への貢献や、ボランティアや仕事を通じた地域の担い手としての貢献等につなげる仕組みとして「ふるさと住民登録制度」の創設を検討しているところであり、できるだけ多くの人が地域との関わりを深められるよう、誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとして、プラットフォームとなるシステム構築を進めることが想定されている。」とある。 「できるだけ多くの人が地域との関わりを深められる」ことと、「地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できるような柔軟かつ間口の広い仕組みとして、プラットフォームとなるシステム構築を進めること」とは表裏一体と捉えている。ふるさと住民制度の肝は「多くの人が地域との関わりを深められる」ことでふるさと住民になることであり、地方公共団体が関係人口づくり、移住定住のために取り組んでいる仕組みや活動について、国が整備を進めようとするアプリへの包含可能度合が高ければ高いほど、ふるさと住民への関心・意欲が高まり、ふるさと住民としての関わりも増すものと思料している。ぜひ、「地方公共団体の既存の取組を緩やかに包含できる」度合の高いアプリ等の開発をお願いしたい。	○	○	p.1 2 (1) ア (イ) システムの導入状況  p.3 2 (2) 共通化の効果 ア. 共通化後の効果の大きさ (ア) 国民の利便性	×
63	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	・自治体の費用負担やシステムのトータルコストに関して、自治体の費用負担については、本格的に制度が始動する令和9年度までに参加する団体は、一定期間、自治体に費用負担を求めないとの説明をいただいた。他方で、最初のうちは無料ということであっても、デジタル行財政改革を進める大きな視点である、自治体の負担を最小化していくという観点からは、長期的にシステムを運用していく中で生じるランニングコストも含めたトータルコストについて、意識的に効率化していくことが必要であると考えている。 ・こうした問題意識を持ち検討を進める中では、既に先行的な取組を進めている団体やそうでない団体など団体の状況は様々であると思われる。既存の取組を尊重することは当然重要な観点であるものの、一方で全ての取組をふるさと住民登録制度に包摂しようとするシステムが複雑化するなどし、結果として、ランニングコストが高くなるリスクもあると思われる。様々な意見がある中で困難な調整であることは承知しているが、是非、ランニングコストも含めたトータルコストの観点から、先行している自治体の現場で混乱が生じるといったことが無きよう、多くの自治体から理解を得られる考え方を示しつつ、検討を進めていただきたい。その際、自治体の負担を鑑み、地方財政措置等も検討いただきたい。	○	○	2 (2) 共通化の効果 イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 項目全体に方向性が記載されている。	×
64	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	・自治体の費用負担やシステムのトータルコストに関して、自治体の費用負担については、本格的に制度が始動する令和9年度までに参加する団体は、一定期間、自治体に費用負担を求めないとの説明をいただいた。他方で、最初のうちは無料ということであっても、デジタル行財政改革を進める大きな視点である、自治体の負担を最小化していくという観点からは、長期的にシステムを運用していく中で生じるランニングコストも含めたトータルコストについて、意識的に効率化していくことが必要であると考えている。 ・こうした問題意識を持ち検討を進める中では、既に先行的な取組を進めている団体やそうでない団体など団体の状況は様々であると思われる。既存の取組を尊重することは当然重要な観点であるものの、一方で全ての取組をふるさと住民登録制度に包摂しようとするシステムが複雑化するなどし、結果として、ランニングコストが高くなるリスクもあると思われる。様々な意見がある中で困難な調整であることは承知しているが、是非、ランニングコストも含めたトータルコストの観点から、先行している自治体の現場で混乱が生じるといったことが無きよう、多くの自治体から理解を得られる考え方を示しつつ、検討を進めていただきたい。その際、自治体の負担を鑑み、地方財政措置等も検討いただきたい。	○	○	3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ また、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととともに、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を支援するため、ふるさと住民登録制度の推進に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずること等により、財政上の負担の軽減を図る。	×
65	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	・スケジュールについて、令和8年度中のリリースを目指す、かなり意欲的で早め早めに取り組んでいただいていると率直な印象を持っている。多くの関係者が関心を有しており、タイトな日程で調整していくことは困難であることは認識しつつも、関係者の関心が高いうちに検討を進めていくことが重要と考える。 ・これまでも自治体向けの説明会やこの中間報告会といった場で情報提供をいただいているが、実証事業を経て正式リリースまでのタイトなスケジュールの中で、引き続き丁寧な情報提供をよろしく願いたい。	○		3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 項目全体に方向性が記載されている。	×
66	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	ふるさと住民登録制度のシステムでは、マイナンバーカードを活用するという。外部システムとの連携との連携になるので、セキュリティの観点から、利用者、自治体ともに安心して使用できるよう取り組んでいただけるとありがたい。	(c)抽象的なもの	—	—	—
67	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	例えば、観光資源が乏しいといった自治体の中には、このふるさと住民登録制度に取り組むメリットを見出すことが難しいと感じている自治体もあるのではないかと感じている。観光資源が豊かな自治体が有利になるという仕組みにならないよう、例えば、観光資源に乏しい自治体であっても横連携で取り組むことが可能であるといった形で活用できる制度となるよう配慮をいただけるとありがたい。	○	○	2 (1) ア (イ) システムの導入状況 ○ こうした地方公共団体における既存の取組も緩やかに包含することができるよう、ふるさと住民登録制度モデル事業（以下「モデル事業」という。）の中で、ふるさと住民登録システムとの連携の在り方について検討を進める。	×
68	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	地域経済の活性化ということを鑑みると、ふるさと納税との関係に問題意識がある。ふるさと住民登録制度がふるさと納税に特化したシステムになったり、PR合戦にならないように配慮をいただきたい。	○	×	—	2-2
69	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	地域経済の活性化ということを鑑みると、ふるさと納税との関係に問題意識がある。 <u>ふるさと住民登録制度がふるさと納税に特化したシステムになったり、PR合戦にならないように配慮をいただきたい。</u>	○	×	—	2-2
70	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	取組みがかなり具体化してきたと感じている。デジタル庁としてもシステム整備の面で、引き続き、総務省をサポートしていきたい。その上で、特に、システムのフロント部分であるアプリについては、利用者との関係では、アプリの使い勝手や如何にしてダウンロードしてもらうかの工夫が重要。また、システム保守の観点からは、スマホアプリのメンテナンスをスムーズに実施することは非常に大変であり、仕様を固めきる前の設計・デザイン段階から検討していくことが必要。引き続き、一緒になって検討を進めていきたい。	○	○	3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 項目全体に方向性が記載されている。	×
71	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	・今後、推進方針に基づき新しい共通システムが開発されていくことになるが、完成したものをどうやって全国の自治体に使っていただくかを考えておくことが重要。自治体の状況は様々であり、体制が充実している自治体もあれば、いわゆる一人情シスで対応しておられる自治体もある。こうした状況下において、総務省から説明のあった、システム導入に際して最低限必要な事柄を分かりやすく整理し示していくことは有効な選択肢であると感じたところである。 ・その上で、推進方針に基づく共通化の取組を全国で実装していくことは制度所管府省庁において取り組んでいくことが基本となるものの、デジタル行財政改革会議としてもサポートしていければと考えている。 ・こうした観点から、受け手である地方自治体の方がどういったサポートを必要としているかを深めていきたいと考えており、今後ご意見を聞かせていただければ大変ありがたい。	○	○	3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 項目全体に方向性が記載されている。	×
72	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	システム構築にあたっては、モデル事業における実証を通じて利便性の高いシステムの構築を進めるとあるが、人事異動などによる担当者変更は左右されない、誰でも円滑・容易に利用できるシステムを構築していただきたい。	○	○	3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ このため、モデル事業における実証を通じて、利便性の高いシステムの構築を進めつつ、本システムを利用した効果的な事例の創出を図るとともに、地方公共団体向けに制度運用の指針等を示すガイドライン等において本システムの有用性や好事例について周知を図っていく。	×
73	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	令和9年度までにシステムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととするがあるが、今後も新たな予算確保は困難な状況にある。恒久的に経費負担が発生しない、又は安価な利用料で運用できる仕組みとしていただきたい。	○	○	3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ また、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととともに、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を支援するため、ふるさと住民登録制度の推進に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずること等により、財政上の負担の軽減を図る。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
74	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	各地方公共団体における既存の取組とふるさと住民登録システムとの連携のあり方について検討を進めるとあるが、検討にあたっては、より効率的なシステム統合が出来、各地方公共団体の負担が最小限となるようご配慮いただきたい。	(c)抽象的なもの	—	—	—
75	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化した制度運用をするためには、システムへの登録にあたり地方自治体のみならず登録する個人にも分かりやすい統一基準を設けていただきたい。	○	×	—	2-2
76	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	システム登録にあたっては個人情報を取り扱うことから、管理方法等煩雑な業務の増大が懸念される。シンプルかつ確実な仕組みを構築いただきたい。	○	×	—	2-2
77	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	1. プレミアム登録の運用基準の明確化 プレミアム登録については、『年3回以上、自治体が指定する担い手活動を実施すること』をベースに各自治体が要件を設定する方向性が示されているが、担い手活動の範囲、活動実績の確認方法などについて、自治体間の取扱いに差が生じることが想定される。このため、制度の信頼性及び運用の安定性を確保する観点から、国において標準的な考え方や運用上の留意事項を示されたい。	○	×	—	2-2
78	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	2. 自治体実務負担への配慮 本システムの活用により、独自システムの構築や紙による処理等に係る負担軽減が期待される一方、登録者への情報発信、活動実績の確認、プレミアム登録の判定、問合せ対応等、新たな実務負担の発生が想定される。このため、制度運用マニュアル、FAQ、標準的な事務フロー、広報用ひな形等を整備し、特に小規模自治体においても活用しやすい仕組みとされたい。	○	×	—	2-2
79	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	3. 財政負担の見通しの明確化 (前提：方針案では、地方公共団体が利用料等を負担することが原則とされつつ、令和9年度までに利用を開始する地方公共団体について、一定期間、利用料負担を求めないこととされるとともに、特別交付税措置等により財政負担の軽減を図ることとされている。) 無償期間終了後の利用料の考え方、自治体負担の水準、特別交付税措置の対象範囲及び継続性など、中長期的な財政負担の見通しを早期に示されたい。	○	○	p.4 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応方策 ○ また、令和9年度までに本システムの利用を開始する地方公共団体に対しては、一定期間、利用料の負担を求めないこととともに、関係人口の充実・拡大等に向けた地方公共団体による幅広い取組を支援するため、ふるさと住民登録制度の推進に要する経費に対し、特別交付税措置を講ずること等により、財政上の負担の軽減を図る。	×
80	② ふるさと住民登録制度プラットフォーム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	ふるさと住民登録制度について、専用サプリの作成が検討されているが、情報発信など既存システムで取り組んでいる団体もあると想定される。その際、システム間の運動・連携を考慮し、API等での連携可能な仕組みとしてもらいたい。	○	×	—	2-1
81	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	国土交通省は、令和8年3月末までに、道路、河川等の各分野における既存の業務・システムの実態等を踏まえて、国・地方を通じたトータルコストの最小化が実現可能であるかも含め、共通化することが適当かを検討し、共通化する場合は、その方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
82	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	推進方針案を策定する場合は、通報者が土木施設の管理者を必ずしも特定できていないという前提で、住民のニーズ(利用者起点)や地方自治体の負担軽減といった観点に留意しつつ、具体的な方法を検討されたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
83	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	道路緊急ダイヤル#9910 から転送された本団体の管理道路に関する通報の件数は、年間1,000件程度だったと聞いている。また、推計値であるが、管理河川についての通報は、電話、メール等で年間約1000件、管理公園についての通報は、電話、メール等で年間約50件程度だったと聞いている。緊急通報に限定せず、道路緊急ダイヤル#9910のLINE版のシステムで受け付ける対象を拡充すると業務効率化につながると考える。地方自治体の費用負担が発生しないような形での方策を検討して頂けるとありがたい。	○	○	p.5 3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策 各自治体がニーズに応じてシステムやサービスを選択できるよう、住民通報対応に関する自治体の好事例の周知や既存の民間サービスの紹介、さらには、自治体と民間企業のマッチングイベントを令和8年度から進めていく。 【事務局注】上記は意見等の前段に関する記載抜粋であり、後段に係る修正意見を資料4の3-1に掲載	3-1
84	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体ではLINEとLoGoフォームを組み合わせたシステムを運用しており、公園と道路に関する通報を緊急的なものに限らずに受け付けている。24時間365日受け付けているが、緊急的なものではない場合は開庁時間に対応している。公園と道路それぞれ年間の通報件数は40件、300件程度あり、システムの認知度向上に伴い、年々増加傾向にある。河川に関する通報システムはない。システム共通化には賛同する。住民は道路管理者が誰か分からず通報するため、共通システムで受け付けて、技術的に可能かどうかは分からないが、AIを活用し各管理者への振り分けを自動化できると業務の効率化につながる。他方、既に地方自治体がシステムを導入しているので、共通化後の姿をどのようなものにするのかは悩ましい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
85	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	町村の場合、土木施設の管理者が国、都道府県、町村のどこであるかに関わらず、町村内の緊急通報は身近である役場に電話やメールで寄せられることが多いため、管理者である国や都道府県、隣接市町村にアナログな手法により通報内容を伝達する手間が煩雑となっている。国民の視点で考えると共通のシステムで窓口が一本化されることで通報先を迷わないこと、また、行政の視点で考えると、正確な位置情報や状況も含めた情報伝達がデジタル化・システム化されることで、対応が迅速に行えることにメリットがあると考えたところ。一方で、共通化を進めるにあたっては費用対効果が見込めるかがポイントとなると考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
86	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	町村の場合、土木施設の管理者が国、都道府県、町村のどこであるかに関わらず、町村内の緊急通報は身近である役場に電話やメールで寄せられることが多いため、管理者である国や都道府県、隣接市町村にアナログな手法により通報内容を伝達する手間が煩雑となっている。国民の視点で考えると共通のシステムで窓口が一本化されることで通報先を迷わないこと、また、行政の視点で考えると、正確な位置情報や状況も含めた情報伝達がデジタル化・システム化されることで、対応が迅速に行えることにメリットがあると考えたところ。一方で、共通化を進めるにあたっては費用対効果が見込めるかがポイントとなると考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
87	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	国が1つの共通システムを構築し、国民の窓口を一本化したとしても、それぞれの施設、それぞれの管理者に、正しく通報内容を伝える部分に技術的な課題があると感じた。	○	○	p.5 2 (3) 通報等システムの共通化を進める上での課題等  ○仮に全国を対象としてシステム共通化を進める場合、 ・ (略) ・ 運用面でも、これまで各施設管理者へ直接通報されていたものが、システムが間に挟まって情報伝達されることから、従来と比較して対応の遅れや住民サービスの低下も懸念。 ・ (略)	×
88	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	選定の理由のとおり、それぞれの自治体がシステムを構築するより共通化したほうがスケールメリット効果があると考えられる。実際に運用する際は、対象土木施設が多岐にわたるため、情報がうまく伝わるよう検討が必要である。なお、当事務所がシステムを構築する予定はない。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきなのか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
89	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国交省の地域インフラ群再生戦略マネジメントにもつながるような、良いシステムだと思います。土木施設に係る通報等もありますが、道路区域や河川区域等の区域に係る通報等も多くあり、併せて共通化していただくと助かります。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
90	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県は独自でLINEとKintoneを連携した、道路、河川、公園の不具合を通報いただけるシステムを運用中。上記システムにおいて、「管理者が不明な不具合」については#9910に通報いただくよう誘導しているが、 <u>システムに登録されることも多く、施設管理者への移譲が業務負担</u> になっている。 住民サービスの向上、通報等の受付業務の効率化が期待できるため、道路、河川、公園・緑地等の土木施設に関する市民からの通報を一元化したシステムを国で運用頂くことには賛成。	(d)団体固有の事情	—	—	—
91	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県は独自でLINEとKintoneを連携した、道路、河川、公園の不具合を通報いただけるシステムを運用中。上記システムにおいて、「管理者が不明な不具合」については#9910に通報いただくよう誘導しているが、システムに登録されることも多く、施設管理者への移譲が業務負担になっている。 住民サービスの向上、通報等の受付業務の効率化が期待できるため、道路、河川、公園・緑地等の土木施設に関する市民からの通報を一元化したシステムを国で運用頂くことには賛成。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
92	④ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(道路管理) 本業務は国・自治体間で類似性が高く、共通システムを導入することで、住民が異なる管理者へ通報する際の利便性が向上すること、また管理者間同士での通報に関するやりとりがスムーズになる可能性が高まることから、 <u>共通システムの導入に賛成</u> である。 一方で、導入及び運用コストや他自治体の動向、庁内ネットワークシステム上での動作環境については不安もある。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
93	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(道路管理) 本業務は国・自治体間で類似性が高く、共通システムを導入することで、住民が異なる管理者へ通報する際の利便性が向上すること、また管理者間同士での通報に関するやりとりがスムーズになる可能性が高まることから、共通システムの導入に賛成である。 一方で、 <u>導入及び運用コストや他自治体の動向、庁内ネットワークシステム上での動作環境については不安</u> もある。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
94	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市は、公式LINEで通報システムを実装している。自治体と国との間で同じシステムを構築することにより、通報時の手間や複雑さを軽減できる。これにより、利用件数の増加が期待できる。そのため、通報に関し、詳細な制度設計が必要であるものの、通報システムを共通化することは、利便性の向上につながるかと考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
95	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本町ではすでに同様のシステムを運用している。この状態で現状不都合はなく直ちに共通化する必要性を感じない。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
96	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県でも類似する「道路損傷通報サービス」を運用している状況で、国土交通省が運用している「道路緊急ダイヤル#9910」との統合化が課題と認識している。 本県のサービスでは、システムで受けた通報をメール、電話により関係管理者に情報共有する非効率な事務作業を伴うため、ぜひ効率的な仕組みを検討いただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
97	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「土木施設に関する住民からの通報等システム」については、各土木施設の管理者が、独自のシステムや電話等で、住民からの通報や問合せを受け、対応している。 これを「共通化」できれば、「トータルコストを最小化できる可能性」がある一方で、当該システム（アプリ）にかかる市場の独占により、競争性が失われるおそれがある。 代替として、国が通報等システムに求める仕様を明確に示し、また、システム間でデータを連携する手法を構築（例えば、『アプリAで住民が通報・位置情報等入力→データ連携→アプリBで管理者が通報・位置情報等受信、回答入力→データ連携→アプリAで住民が回答受信』）するなどの対応が考えらえる。	○	○	p.2 2（1） エ. 市場独占による競争性消失 ・「共通化」できれば、「トータルコストを最小化できる可能性」がある一方で、当該システム（アプリ）にかかる市場の独占により、競争性が失われるおそれがある。 ・国が通報等システムに求める仕様を明確に示し、また、システム間でデータを連携する手法を構築（例えば、『アプリAで住民が通報・位置情報等入力→データ連携→アプリBで管理者が通報・位置情報等受信、回答入力→データ連携→アプリAで住民が回答受信』）するなどの対応が考えらえる。	×
98	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「道路以外の土木施設」に「漏水（道路上に水が溜まっている、噴いている）」についても対象に入れていただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
99	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	同システムにて街路樹、園樹の通報体制も整備するなど、通報システムの一元化、システム構築に係る初期費用のコストパフォーマンス向上につながる事が考えられる。（想定される樹木の通報：剪定依頼、倒木被害）	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
100	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	土木施設の通報等システムについては、国土交通省の、LINE通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」に加え、独自のシステム導入が進んでいる自治体もあることから、導入済み自治体の実態を踏まえた共通化検討をお願いしたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
101	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本課においても、業務のデータベース化に取り組んでいるところであり、今回のデジタル共通基盤の整備に関する取組みと共通する部分や参考とする部分が多々あるのではないかと感じています。今後、方向性が定まり、スケジュールが見通せた段階で、地方自治体に対しても引き続き情報共有を図っていただきたいと思います。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
102	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本課においても、業務のデータベース化に取り組んでいるところであり、今回のデジタル共通基盤の整備に関する取組みと共通する部分や参考とする部分が多々あるのではないかと感じています。今後、 <u>方向性が定まり、スケジュールが見通せた段階で、地方自治体に対しても引き続き情報共有を図っていただきたいと思います</u> と思います。	○	○	p.5 3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策 各自治体がニーズに応じてシステムやサービスを選択できるよう、住民通報対応に関する自治体の好事例の周知や既存の民間サービスの紹介、さらには、自治体と民間企業のマッチングイベントを令和8年度から進めていく。	×
103	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	カスタマーハラスメント防止の観点から通報する際の基準を住民に示すべきと思う。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
104	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	土木施設に関する住民からの通報等システムの共通化については意見はないものの、対応状況の見える化や位置情報、デジタル端末（スマホやタブレット）との連携など各自治体で求めるシステムへの性能は異なることから、各自治体で容易にカスタマイズできるような開発を行って頂きたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
105	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	道路緊急ダイヤルと同様に、案件を管理者ごとに自動で振り分ける機能を搭載いただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
106	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(河川) 本市では、道路・公園については市公式LINEからの通報システム対象としている。河川については通報件数が少ないため、現状は自治会等からの要望及びメール等で対応している。本システムの導入については、各管理者への適切な振り分けが確保されるのであれば、特に異論はない。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
107	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(下水道) 各市町の状況に応じて柔軟に変更できるような共通システムが望ましいと考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
108	④ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化やシステムを整備するには、各カテゴリや施設に応じて適切に所属を登録し、連絡が届くような仕組みを構築していただきたいです。 本市では土木施設に限りませんが、独自の通報システムを運用し、市民から年間約800件の異常報告を受けています。人口の多い自治体では道路、河川、公園・緑地などの土木施設が複数の所属にまたがり、このような場合、通報対応の際に100を超える所属の中から管理担当を探し、振り分ける業務が追加されます。結果として、1つの所属に管理が集中すると業務負担が増加し、全体的な負担軽減が困難になると考えます。 さらに、市民が施設や場所について簡便に通報できるよう、また誤った住所の送信を防ぐために、位置情報を活用した通報機能を取り入れたシステムの導入が望ましいと考えます。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
109	④ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化やシステムを整備するには、各カテゴリや施設に応じて適切に所属を登録し、連絡が届くような仕組みを構築していただきたいです。 本市では土木施設に限りませんが、独自の通報システムを運用し、市民から年間約800件の異常報告を受けています。人口の多い自治体では道路、河川、公園・緑地などの土木施設が複数の所属にまたがり、このような場合、通報対応の際に100を超える所属の中から管理担当を探し、振り分ける業務が追加されます。結果として、1つの所属に管理が集中すると業務負担が増加し、全体的な負担軽減が困難になると考えます。 さらに、市民が施設や場所について簡便に通報できるよう、また誤った住所の送信を防ぐために、位置情報を活用した通報機能を取り入れたシステムの導入が望ましいと考えます。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
110	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住民からの通報を、単にウェブフォームやアプリで受け付けるだけで、その後の通報内容の振り分けや管理者間の連携、対応履歴の管理を手作業や電話に頼る等、表面的な電子化にとどまるおそれがある。 通報された情報(状況、カテゴリー、位置情報、写真等)をもとに、自動で適切な管理者に振り分け、その後の対応状況をリアルタイムで関係者間で共有できるシステムを構築するが理想である。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
111	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	通報の際、写真・位置図の添付、コメント(内容詳細)入力は必須項目としていただきたい(対応の効率化・迅速化のため)	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
112	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	匿名での通報を行うことができるシステムとしていただきたい(匿名とすることで通報のハードルを下げるため)	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
113	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住民が道路や橋の管理者を判断できないことが多いため、通報地点の情報から自動的に管理者(国・県・市町村など)を判定して振り分ける仕組みを実装していただきたいです。さらに、受け取った機関が「自分の所管ではない」と意思表示でき、正しい機関へ容易に回送できる仕組みも必要です。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
114	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、すでにLINEを利用した通報システム(市民レポート)を運用しております。ただし、内容によって担当する部署が細分化されているため、通報内容(道路・公園・河川・不法投棄等)が事前に設定した担当課に直接通知されるシステムです。今回のシステムも市のシステムと同様に、あらかじめ項目ごとに担当部署を設定できて、通報内容によって担当課に直接通知できるシステムを要望します。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
115	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通システムは、ブラウザを利用する住人が、市のHPなどで公開されているURLから、そのままブラウザで入力可能なものとしてほしい。(専用アプリを作るなら、ブラウザとの併用としてほしい)	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
116	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	今のLINE通報システム(道路緊急ダイヤル#9910)においては、通報者が指定した位置情報に最も近い道路の管理者が通報を受けるシステムとなっている。しかし、通報者が位置情報を正確に指定できるとは限らず、結局誤った管理者に初期通報が行われることがあるが、やむを得ないこと考える。国道・都道府県道・市区町村道の範囲の設定や判定を厳格に行ったとしても、境界の付近の通報など通報者では判断が難しい箇所も存在するためである。初期通報を受けた管理者は自己の管理施設か判断が必要で、管理者間調整が発生している現状だが、むしろ位置情報の判定に曖昧さを持たせて、 <u>周辺の対象施設の管理者に同じ通報が行われるとともに、管理者間の調整が円滑に行われるシステムのほうが有益ではないか</u> と考える。また、今回の検討において、河川や公園・緑地の通報も一元化するならば、位置情報からの単一的な振り分けはますます難しくなると思われる。(例えば通報者は見えた目から「道路」であると項目を入力して通報したとしても、管理上は「水路」や「緑地」であって、管理部署が異なるなどがある。)	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
117	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	今のLINE通報システム(道路緊急ダイヤル#9910)においては、通報者が指定した位置情報に最も近い道路の管理者が通報を受けるシステムとなっている。しかし、通報者が位置情報を正確に指定できるとは限らず、結局誤った管理者に初期通報が行われることがあるが、やむを得ないこと考える。国道・都道府県道・市区町村道の範囲の設定や判定を厳格に行ったとしても、境界の付近の通報など通報者では判断が難しい箇所も存在するためである。初期通報を受けた管理者は自己の管理施設か判断が必要で、管理者間調整が発生している現状だが、むしろ位置情報の判定に曖昧さを持たせて、 <u>周辺の対象施設の管理者に同じ通報が行われるとともに、管理者間の調整が円滑に行われるシステムのほうが有益ではないか</u> と考える。また、今回の検討において、 <u>河川や公園・緑地の通報も一元化するならば、位置情報からの単一的な振り分けはますます難しくなると思われる。</u> (例えば通報者は見えた目から「道路」であると項目を入力して通報したとしても、管理上は「水路」や「緑地」であって、管理部署が異なるなどがある。)	○	○	p.1 2 (1) ア. 振り分けのための業務負担の増加 ・河川や公園・緑地の通報も一元化するならば、位置情報からの単一的な振り分けはますます難しくなると思われる。(例えば通報者は見えた目から「道路」であると項目を入力して通報したとしても、管理上は「水路」や「緑地」であって、管理部署が異なるなどがある。)	×
118	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	通報案件ごとにURLを発行し、住民・自治体内・業者が同一の画面で進捗を確認できる仕組みを整備していただきたいです。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
119	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	通報者が安心して進捗を確認できるようにするため、参照APIを標準的に取り入れていただきたいです。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
120	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住民から現地状況の写真等を投稿できる機能がある場合、行政側が画像を二次利用することがある旨、利用規約に盛り込んでいただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
121	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当課では、Logoフォームを利用した市民通報システム（主な対象は道路・道路附属物）を運用している。共通システムへの統合は賛同するが、既存システムからの移行時に費用負担が発生しないようお願いしたい。	○	○	p.2 2 (1) イ. 自治体への費用負担の増加 ・ 共通システムへの統合は賛同するが、既存システムからの移行時に費用負担が発生しないようお願いしたい。	×
122	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	通報システムの共通化にあたっては、通報の位置情報と対象となる土木施設の管理者を繋げるためのデータの整備が必須であることから、市区町村の財政負担が生じる場合は、補助メニューの新設を希望します。	○	○	p.2 2 (1) イ. 自治体への費用負担の増加 ・ (略) ・ 通報システムの共通化にあたっては、通報の位置情報と対象となる土木施設の管理者を繋げるためのデータの整備が必須であることから、市区町村の財政負担が生じる場合は、補助メニューの新設を希望します。 ・ (略)	×
123	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(公園) 本市では、公園事故等については、LINE通報システムからの通報システム対象としている。現行システムの効果の検証を行っているところ。	(d)団体固有の事情	—	—	—
124	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	加えて、これらパターンA&Bの手法以外にやり方として、いわゆる共同調達という手法もある。例えば、民間のサービス（ロゴフォームやマイシティレポート等）を都道府県単位で調達するというやり方である。共同調達といっても自治体によって一定のカスタムが必要になることもあると思うが、そうであっても単独で導入するよりはコストが掛からないということも考えられる。こうした手法をも視野に入れつつ、自治体のニーズに沿って、どのようなやり方がよいか引き続き関係者で検討していく必要があると考えている。	○	×		3-3
125	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	・ 地方公共団体の規模も大小あるものの、インフラ施設の維持管理については、人員や予算が不足する現状が顕著になっていくものと考えており、どのようにしてインフラ施設をしっかりと維持管理していくかということは喫緊の課題と認識。こうした流れの中で、今般の通報システムは共通化効果が高いのではということと共通化候補になったと理解しており、道路で構築されている道路緊急ダイヤル#9910を拡大して欲しいという思いもあるものの、共通システムの構築に多額の費用が掛かるということであれば、共通化を見送るということもやむを得ないとも感じているところ。 ・ 他方で、共通化を見送るので、それでおしまいということではなく、業務の効率化や省力化の観点から引き続き取り組みを進めていかなければならないと考えている。	○	○	p.5 2. 共通化の実現可能性調査の結果 (3) 通報等システムの共通化を進める上での課題等  p.5 3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策	×
126	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	費用対効果という面でみれば、共通的なシステムの必要は必ずしもない可能性がある。他方で、利用者の目線に立てば、窓口が一本化されれば、住民利便性については向上するとも考えるところである。様々なやり方があると思うが、住民目線も視野にいれながら、引き続きの検討をお願いしたい。	○	○	p.5 2. 共通化の実現可能性調査の結果 調査の結果、共通化以外の方法の検討が妥当であるとする結論に至った。 (3) 通報等システムの共通化を進める上での課題等 ○仮に全国を対象としてシステム共通化を進める場合、 ・ (略) ・ 運用面でも、これまで各施設管理者へ直接通報されていたものが、システムが間に挟まって情報伝達されることから、従来と比較して対応の遅れや住民サービスの低下も懸念。 ・ (略)	×
127	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	資料中でも通報システムについて導入の必要性を感じないという意見もあった。小規模な自治体においては、すぐにこういったシステムを導入する必要性は感じてないこともあろうかと思う。自治体の意向やニーズを含めて、是非、慎重に検討していただければと思う。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
128	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	例えば、公園については、自治体の区域の端に所在する公園であれば、地域の住民から見ると、管理者がどの自治体なのかを明確に認識できない可能性もあるのではないかと考えている。こういった場合にあっては、パターンB的なやり方や共同調達により、地域住民から見たインターフェースを共通にできれば利便性が高まるのではとも思う。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
129	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	iv) 中間報告での指摘等	・ 施設管理者側からすると住民サービスを良くするために窓口を一元化しても、システムの裏側では担当部署間での連絡調整事務が発生する点が課題として残る。道路では国が負担する形になっている。裏側の連絡調整事務の業務を整理しないと、国・地方いずれかの職員に負担が偏ることになってしまい、本質的な解決につながらないのではないか。 ・ ツールとしては様々な地域住民からの通報サービスが存在しているところ、こういった住民からの通報を受けて、国の施設に関する情報を自治体から聞く機会もあり、逆に自治体の施設の情報を国から提供するという機会もあるのではと思う。今後は、こうした国、自治体間のやり取りを如何にしてスムーズにしていかがが仕組み作りの肝であり、今後も国と地方がお互いに知恵を出していく必要があると感じている。	○	○	p.5 3. 実現可能性調査の結論を踏まえた国土交通省による推進策 各自治体がニーズに応じてシステムやサービスを選択できるよう、住民通報対応に関する自治体の好事例の周知や既存の民間サービスの紹介、さらには、自治体と民間企業のマッチングイベントを令和8年度から進めていく。 【事務局注】上記は意見等の2ボツ目に関する記載抜粋であり、1ボツ目は「(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの」に該当	×
130	③ 土木施設に関する住民からの通報等システム<国土交通省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	国交省による推進策の検討の結果報告のとおり、振り分けのための業務負担の増加に伴い、従来と比較して対応の遅れや住民サービスの低下につながる恐れが高いなど、システム化するための課題が多い。	(f)解決済	—	—	—
131	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	厚生労働省は、環境省と連携し、令和8年3月末までに、原簿とマイクロチップ情報登録システムを更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置きながら、畜犬管理システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
132	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、共通化を進めるための調整コストにも留意しつつ、現場の業務の実態を把握しデジタルを前提とした業務改革(BPR)を進め、これに伴う効率化効果も勘案し、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.17 2 (2)イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計) (表略) その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果が大きいと試算された。 また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用する方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
133	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通化の方法は、パターンとして、国が1つのシステムを調達・構築する方法と国が標準仕様書を策定し、複数の事業者が当該標準仕様書に沿ったシステムを構築する方法が想定されているが、地方自治体の業務効率化を求める声に応える手法は、必ずしもこの2つのどちらか1つというわけではなく、今後、総合的に検討していく必要があるのではないかと。	○	○	p.17 2(2)イ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計) (表略) その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果大きいと試算された。 また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用の方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。	×
134	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通化の方法を検討するにあたっては、原簿の既存情報の移行のことも意識して費用対効果を見極めることが必要ではないかと。 既存の畜犬管理システムの保守・運用経費は低く抑えられている。地方自治体の理解を得ながら共通化を進めるためには、業務効率化による効果を勘案し費用対効果があるかを示す必要があるのではないかと。	○	○	p.17 2(2)イ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計) (表略) その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果大きいと試算された。 また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用の方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。  p.18 2(2)ウ、共通化を進めるための調整コストの大きさ すでに市町村毎にシステムを利用しているため、共通化するためには、改修等に伴うシステム整備費用や登録データの移行等の事務コストを勘案する必要がある。なお、令和6年度に行ったアンケートにおいては、システム整備費用や作業について半数以上の回答で懸念事項としてあげられた。また、③全国統一の畜犬管理システムを作成する方法や④マイクロチップ情報登録システムを活用する方法においては、狂犬病予防業務全体を見直す必要性や法律の改正を行う必要、費用負担者の整理等の調整が必要となってくる。	×
135	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方自治体からは、特例制度に参加している市町村と不参加の市町村が混在していることにより、地方自治体の事務が煩雑になっているという声があるため、参加自治体の増加が望まれる。	○	×	—	4-1
136	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	2つの法律による犬の管理を行っている市町村の現場の立場からすると、 <u>犬の所在地変更があった場合の市町村間における原簿送付がアナログであることや、特例制度の参加の有無によって旧所在地と新所在地の市町村の事務の手続きが異なり、かつマイクロチップを装着している犬とそうでない犬が混在しているため、事務が煩雑であることなどが事務の負担となっている。</u> また、利用者起点で考えると、2つの法律に基づく制度の一体的な運用により、新規の登録や所在地の変更などは1つの窓口や1回の手続きで済み、来庁が不要になり、予防接種などの情報が一元管理されれば、所有者の利便性の向上にはつながると考える。共通化の効果を高めるためには、制度の一体的な運用が必要ではないかと。	○	×	—	4-1
137	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	2つの法律による犬の管理を行っている市町村の現場の立場からすると、 <u>犬の所在地変更があった場合の市町村間における原簿送付がアナログであることや、特例制度の参加の有無によって旧所在地と新所在地の市町村の事務の手続きが異なり、かつマイクロチップを装着している犬とそうでない犬が混在しているため、事務が煩雑であることなどが事務の負担となっている。</u> また、利用者起点で考えると、 <u>2つの法律に基づく制度の一体的な運用により、新規の登録や所在地の変更などは1つの窓口や1回の手続きで済み、来庁が不要になり、予防接種などの情報が一元管理されれば、所有者の利便性の向上にはつながると考える。</u> 共通化の効果を高めるためには、 <u>制度の一体的な運用が必要ではないかと。</u>	○	×	—	4-1
138	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方自治体の声を丁寧に吸い上げて頂いてシステムの共通化を進めてほしい。 <u>費用面でも、共通化による割り勘効果</u> を享受できることが望ましい。 <u>2つの法律に基づく制度が運用されているため、市町村の事務が複雑化している。</u> 共通化を進めるにあたっては、 <u>業務の実態を把握し、デジタルを前提とした業務改革(BPR)を行ってほしい。</u>	○	○	p.17 2(2)イ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計) (表略) その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果大きいと試算された。 また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用の方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。	×
139	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方自治体の声を丁寧に吸い上げて頂いてシステムの共通化を進めてほしい。 <u>費用面でも、共通化による割り勘効果</u> を享受できることが望ましい。 <u>2つの法律に基づく制度が運用されているため、市町村の事務が複雑化している。</u> 共通化を進めるにあたっては、 <u>業務の実態を把握し、デジタルを前提とした業務改革(BPR)を行ってほしい。</u>	○	×	—	4-1
140	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	市町村にとっては、特例制度に参加すると、市町村による狂犬病予防法に基づく登録に係る手数料の徴収が難しくなる問題がある。かといって手数料徴収を行わないと、原簿の管理システムの保守料など他のコストの財源の捻出が難しくなるという問題がある。	○	×	—	4-1
141	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	市町村の現場で日々接する犬の所有者が非常に混乱しているように見える。市町村職員ですら制度が2つあって一体的に運用されていない状況に混乱しているのに、まして所有者に説明することは困難を極めている。	○	×	—	4-1
142	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	所管省庁が異なること、狂犬病予防法に基づく犬の登録事務については市町村により管理法が異なることから、動愛法を所管する自治体(都道府県)及び飼い主にとっては共通化されることによるメリットは大きいと感じる。 ・動愛法を所管する自治体(都道府県)が畜犬登録原簿を確認できれば、飼い主指導や動物取扱業監視時の指導の際に市町村へ照会する手間が省ける ・飼い主の転居時の飼い主および市町村の事務作業の効率化、変更漏れの防止等	○	×	—	4-1
143	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	畜犬管理システムの共通化に賛成します	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
144	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	令和元年の動愛法改正時にも、狂犬病予防法による登録とマイクロチップの連携は課題であった。しかし同法のマイクロチップの装着義務化が令和4年6月1日に施行となった現在でも、未だ整理されていない。飼い主の負担、自治体の業務削減の観点から、迅速なシステム構築をお願いしたい。	○	×	—	4-1
145	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	畜犬システムの開発において、毎年の狂犬病予防注射や、各届出等、飼い主の畜犬管理が簡易となるようマイナンバーカードのような電子媒体の配布を同時に検討したらいかかか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
146	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	原簿の共通システム化に賛成。まず鑑札番号を全国共通化してマイナンバーのように原簿情報と紐付けして管理してどうか。新たな鑑札番号は共通システム発足時より生まれた犬に割り振り、それ以前の犬は旧システムのまま管理して、徐々に旧から新システムへ移行することを想定する。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。  p.19 3(2)スケジュール 以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。 (表略) ※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力	×
147	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ワンストップ参加市町村に限った共通化であれば、都道府県及び飼い主の立場としてのメリットは低く、さらなる事務の煩雑化につながるため不要と思われる。(本県内の参加市町村は1村のみ)	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
148	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの共通化については、環境省が運用している犬猫のマイクロチップに関するデータベースも含めて共通化するよう進めていただきたい。	○	×	—	4-1
149	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	厚労省が開発するシステムと環境省の「マイクロチップ情報登録システム」が連動し、現在自治体で実施している特例通知データの入力・取り込み等の業務の省力化につながるようにしていただきたい。	○	×	—	4-1
150	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料の徴収に関する検討も併せてお願いいたします。	○	×	—	4-1
151	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	デジタルシステム共通化の前に、市町村ごとに異なる必要な情報の管理について、事務の統一化をすべきである。(現状は、転出元の自治体における犬の登録や狂犬病予防注射の正確な情報が特例制度参加の有無で確認しづらい状況にある。)	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。	×
152	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	特例に参加していない自治体でも、登録の有無と狂犬病注射接種の有無だけでもオンライン上で確認出来るようにしていただきたい(例：犬種・生年月日・雌雄などを入力必須にし、入力内容と登録内容が合致した場合、登録の有無と接種の有無が確認出来れば、「(登録の詳細がわからず) 転入の手続きに来た市民の情報照会」を、登録があった自治体に都度電話上で確認せずに済むため。また、電話上での確認よりも機密性が高いため)。	○	×	—	4-1
153	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	特例制度に多くの自治体に参加していないのは、参加した場合の登録料の徴収や狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収に関して課題があることが大きな理由と考える。 本市においても、現在は、登録料の支払いと引き換えに鑑札を渡しているため、未納となることは無いが、制度に参加することにより未納となるリスクが発生し、未納となった場合には督促の事務が新たに発生すること、また、制度に参加しても、狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収は別で行う必要があり、制度への参加によるメリットがないことなどから、参加していない。 <u>この1つの問題が解決されるのであれば、特例制度への参加自治体も増え、犬の所有者及び自治体双方の負担軽減につながるため、十分に自治体の意見を聞いたうえでシステムの構築を進めてもらいたい。</u> また、先般、日本獣医師会から「犬の登録支援システム」の案内があった。これは、犬の所有者がマイクロチップ情報登録の際に、併せて犬の登録と登録料の支払いができるというもので、登録料の徴収に関する問題が解決できそうなシステムと思われる。 共通化を進める際には、日本獣医師会とも十分に調整を行い、「犬の登録支援システム」との連携についても検討を行って、使いやすいシステムとしてもらいたい。	○	×	—	4-1
154	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	特例制度に多くの自治体に参加していないのは、参加した場合の登録料の徴収や狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収に関して課題があることが大きな理由と考える。 本市においても、現在は、登録料の支払いと引き換えに鑑札を渡しているため、未納となることは無いが、制度に参加することにより未納となるリスクが発生し、未納となった場合には督促の事務が新たに発生すること、また、制度に参加しても、狂犬病予防注射接種済票の交付及び交付手数料の徴収は別で行う必要があり、制度への参加によるメリットがないことなどから、参加していない。 <u>この1つの問題が解決されるのであれば、特例制度への参加自治体も増え、犬の所有者及び自治体双方の負担軽減につながるため、十分に自治体の意見を聞いたうえでシステムの構築を進めてもらいたい。</u> また、先般、日本獣医師会から「犬の登録支援システム」の案内があった。これは、犬の所有者がマイクロチップ情報登録の際に、併せて犬の登録と登録料の支払いができるというもので、登録料の徴収に関する問題が解決できそうなシステムと思われる。 <u>共通化を進める際には、日本獣医師会とも十分に調整を行い、「犬の登録支援システム」との連携についても検討を行って、使いやすいシステムとしてもらいたい。</u>	○	×	—	4-1
155	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	マイクロチップ登録および市町村登録は違うものだが、マイクロチップ登録ができれば市町村登録はいらないと勘違いする飼い主様が多数いる。担当職員も混同するし、手続きパターンが多いことから、早期に登録を一本化していただきたい。 デジタル共通基盤を利用するとき、畜犬情報の登録・閲覧・予防接種情報の管理等の総合的な窓口でマイナポータルを利用すれば一元化が推進されると考える。	○	×	—	4-1
156	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	概要説明中にもあるが、狂犬病予防法に基づく犬の飼い主の登録事務及び狂犬病予防注射済票交付事務について、多くの自治体で動物病院(地方獣医師会)へ委託等実施している背景もあるため、システムの共通化については、システムの個人情報取扱い等を含めて地方自治体や地方獣医師会も交えて議論を進めるようにしていただきたい。	○	×	—	4-1
157	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市は、令和8年度に畜犬管理システムを更新し、令和9年度から新システムの稼働を予定しております。財政面や事務負担の観点から、令和9年度までにシステム共通化されることを強く要望します。	(d)団体固有の事情	—	—	—
158	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの導入にあたって、自治体で準備・管理費用が発生する場合は、2年前以上に通知をしていただきたい。	○	○	p.19 3(2)スケジュール 以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。 (表略) ※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力	×
159	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	予防接種をした際に発行される済証(鑑札)は現在1年毎に更新し、現物を付けることとなっているため、システム内で番号を管理し済証の交換が不要になるよう制度を含めて検討していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
160	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	「注射済票交付事務は（略）各市町村の窓口で手続が必要である。」「原簿とマイクロチップ情報登録システムを更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に」とあるが、注射済票を飼い主に物質的に交付する事務がオンライン化等の妨げとなっていることから、併せて注射済票の廃止またはマイクロチップを注射済票とみなす規定の整備が必要である。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
161	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ブリーダーや販売店以外の犬もMC装着を義務付けないと鑑札とMCの2種の混在が続くこととなり、混乱が続く。個人譲渡等の犬もいずれ義務付けるべき。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
162	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	狂犬病予防法施行規則第八条第2項で正当な理由があるときを除き、犬の死亡時に犬の鑑札及び注射済票を添付することとしているが、添付しなくても畜犬登録管理システムで対応できるよう、当該施行規則の見直しを検討されたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
163	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では国に問い合わせ回答があったとおり「情報変更」では動愛法第39条の7第2項による「登録」又は「変更登録」とはとみなしていません。しかし「情報変更」で「登録」とみなしている自治体もあると聞きます。特例未参加の自治体でMCを装着した未登録の犬が、所有者変更を伴わず本市へ転入してきたとき、本市では「登録」とみなせず、新たに鑑札登録（手数料を徴収）を行うこととなります。特例制度への参加によりMCによる登録については手数料を免除していることもあり、他自治体と足並みがそろわず混乱が起きる可能性が考えられます。全国一律な取扱いができるよう法改正や運用に係る通知の発出をお願いします。	○	×	—	4-1
164	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	犬の転入出について、飼主から自治体に犬の転入の届出があってから、転入元となった自治体に通知する際、自治体によっては届出後1か月以上経過してから通知を行う場合がある。特例制度参加自治体から不参加自治体に対して通知する際、通知まで一定以上時間を要した場合、当該原簿は既に不参加自治体に無い（別の自治体より通知があり、求めに応じて送付している）場合があり、混乱を招いている。このような実務上の事務手続きに要する時間等を勘案した上での制度構築を希望する。	○	×	—	4-1
165	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	AI-OCR機能など手動入力を省略できる機能を標準装備するようにしていただきたい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
166	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	済票交付受付ができ、手数料電子決済後に受付完了となるような機能の追加を希望します。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
167	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	案内通知等が印刷できるようにしてほしい（文言編集等できる仕様に）。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
168	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	未登録犬も注射履歴が入力できるようにしてほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
169	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	多くの自治体において、独自仕様でシステム化されている可能性が高いため既存の自治体システムや台帳から円滑に移行できるよう、データを簡単に取り込めるインポート機能を必須としていただきたいです。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。	×
170	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	登録されている犬のデータ（飼い主含む）をハガキなどに出力できるようにしていただきたい。 （狂犬病予防注射の集合注射ハガキ送付のため） その際、バーコードもハガキに印刷でき、それを読み取ることでシステム上に自動入力される仕組みにいただきたい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
171	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	飼い主の住民票情報との連動も視野に入れて検討していただきたい。	○	×	—	4-1
172	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方自治体共通のシステムとなった場合に、現行のシステムとの情報連携が問題となる。開発に当たっては、CSVでデータで情報連携できる等、外部システム（自治体独自システム）との連携がスムーズにできるよう十分に検討いただきたい。（補足：データ連携による事務が増えることにより、逆に事務が煩雑となる場合があるため。）	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国統一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
173	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	令和7年8月21日付け事務連絡「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」において言及されている、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムへの「決済連携機能」の追加にも連携されたシステムの構築を望みます。また、同日付けにてマイクロチップの指定登録機関から自治体あて提案のありました「犬の登録支援システム」では、第2フェーズの開発として犬の登録のみでなく狂犬病予防注射済票発行事務にも対応するシステムの開発について触れられていますが、共通化システムとの関連が不明なため、自治体が運用するうえで分かりやすく導入しやすいシステムの開発を望みます。	○	×	—	4-1
174	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方自治体においては、畜犬管理システムの必要性は感じている。しかし、異動時の対応を考えると、犬の飼い主に紐づいて飼い犬を管理する必要があるため、住基システムと連携する必要がある。また、環境省の管理するDBと連携するメリットがはっきりしないため、具体的に示してほしい。	○	×	—	4-1
175	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	義務になっている販売用の犬のマイクロチップ登録と狂犬病予防注射が同時に確認が出来るようになれば動物取扱業者への指導の際の確認書類が明確になるので良いと思います。	○	×	—	4-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
176	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体では登録情報と注射情報を一元管理しているため、共通化システムでも一元管理することを前提に検討を進めていただきたい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
177	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	記載のとおり、狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射の事務は、各自治体がシステム、Excel、紙など様々な方法で管理している。 この状況下で、単に紙やExcelの情報をデジタルデータに変換するのみでは、自治体間の情報連携やマイクロチップ情報との連携が非効率なままとなり、事務負担の軽減には繋がらない。 そのため、データ連携を効率的かつ合理的に進めることが重要である。 具体的には、転出入時における転出元と転入先自治体間の情報共有を自動化する仕組みの構築等があげられる。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
178	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの構築にあたり、自治体毎のシステム運用状況をよく調査し、汎用性の高いものにしていただきたい。自治体毎に狂犬病予防法に基づく登録事項の他に業務の必要上独自に設けている入力項目や、独自のルール（犬の名前はカナ入力など。狂犬病予防法上、犬の名前の読み仮名は届出事項でないため、読み仮名がないと今までの登録と齟齬が生じる）などがあり、共通システムで対応できない場合は自治体のシステムと共通システムの二重入力・管理の手間が必要になる恐れがある） 参考：当市の畜犬登録数 R6年度末 31,005頭	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。	×
179	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	転入・転出時の飼い主の手続きを軽減するため、自動的に自治体間のデータ連携をできる仕組みを整備していただきたいです。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
180	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化に伴いシステム改修が必要となる場合、システム改修に要する費用の交付を希望する。	○	○	p.17 2(2)イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化  p.18 2(2)ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
181	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	MCのデータベースからのデータを自治体のシステムに読み込ませる等、システム共通化のための改修費の補助がないと自治体単費となり、難しい。	○	○	p.17 2(2)イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化  p.18 2(2)ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
182	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	畜犬管理システムについては、すでにマイクロチップ特例制度への対応等で各自治体が多大な費用負担を強いられているところ、共通化を行うにあたっては国費によって行うべきである。	○	○	p.17 2(2)イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化  p.18 2(2)ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
183	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	マイクロチップ（MC）登録制度について、一般飼い主の認知度は低いことから、犬の入手先でMC及び畜犬登録が可能なシステムとした方が双方の登録率の向上が図れると思われる。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
184	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	県内の自治体は県と獣医師会と連携し、各動物病院での混乱を防ぐことも踏まえて特例制度の導入にあたっては足並みを揃えることとしている。今後、県、獣医師会、市町村において協議していくべき状況である。	○	×	—	4-1
185	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	自治体からは、「既存システムの保守・運用コストは低く抑えられている」や「エクセルで管理しているため、ほとんど費用がかかっていない」といった意見もある。しかし、実際には原簿を自治体間で送付する際、郵送費や職員による事務作業の負担が発生している。4つの検討案を比較する際には、システムだけでなく、BPRを前提に業務そのものを効率化する部分の効果など、見えにくい要素も含めて、国と地方を通じたトータルコストを考えてほしい。	○	○	p.17 2(2)イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。（5年間累計） （表略） その結果、③の「全国统一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果が大きいと試算された。 また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用する方法とすることが必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
186	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	職員の事務負担の軽減を図るとともに、システム導入時や運用面での財政負担が少なくなるような制度設計をお願いしたい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
187	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	市町村間の原簿送付に関しては、検討案③・④（共通化パターンA）ではインターネット上の単一原簿データベースで情報が管理されるため、データの所有者を国とするか市町村とするかは別として、技術的にはバックヤード連携が可能となり、原簿送付自体が不要になると考えられる。検討案②（共通化パターンB）でも、少なくとも1つの民間サービス内では同様の仕組みが実現可能。	○	○	p.16 2(1)イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 地方分権改革提案において、 ・犬の転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっていること（令和6年） ・予防注射履歴の管理のための原簿の請求が必要となり負担となっていること（令和7年） が課題として挙げられていることを踏まえると、BPRを念頭に置き、それぞれの市町村がシステムを構築するよりも共通化した方が国と地方を通じたトータルコストを最小化できると考えられた。 なお、その際、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの依頼事項において、マイクロチップ情報登録システムと更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置くこととされていることを踏まえ、以下の表の4パターンを共通化方法の候補としてあげ、検討した。それぞれについての特徴は下記の表に示したとおり (表略)	×
188	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	予防接種履歴のデジタル化についても、検討案②・③・④ではインターネット上でデータが管理されるため、獣医師がデータベースにアクセスできる技術的環境が整う。獣医師の事務負担など検討課題はあるが、例えば、BPRを行い、獣医師が予防接種履歴を直接入力する方式にすれば、「獣医師による飼い主への注射済証交付」、「飼い主による市町村への注射済証交付申請」といったプロセスを省略でき、市町村がプッシュ型で注射済証を交付する仕組みへ移行することも考えられる。	○	×	—	4-1
189	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	検討案③（共通化パターンA）については、国がデータの所有者として一元管理する方法に加え、国が全国統一で整備したシステムを用い、自治体が論理的に分散管理する方式（ワクチン接種記録システム（VRS）の仕組みに類似）も可能と考えられる。データ連携は、自治体ごとのデータ領域間でのやりとりとなるため、連携に係る費用は比較的安く抑えられる。また、ガバメントクラウド上でシステム構築すれば、技術的には獣医師のアクセスも可能となる。	○	○	p.16 2(1)イ、共通化後の姿（共通化パターン等） 地方分権改革提案において、 ・犬の転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっていること（令和6年） ・予防注射履歴の管理のための原簿の請求が必要となり負担となっていること（令和7年） が課題として挙げられていることを踏まえると、BPRを念頭に置き、それぞれの市町村がシステムを構築するよりも共通化した方が国と地方を通じたトータルコストを最小化できると考えられた。 なお、その際、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの依頼事項において、マイクロチップ情報登録システムと更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置くこととされていることを踏まえ、以下の表の4パターンを共通化方法の候補としてあげ、検討した。それぞれについての特徴は下記の表に示したとおり (表略)	×
190	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	本件は、共通化を、BPRを前提とした業務効率化にどのように結び付けていくかが最も重要な観点だと考えている。よろしくお願したい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるような技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国統一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。  ※修正意見にも関連	4-1
191	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	システムの共通化は、業務の共通化と表裏一体。例えば、マイクロチップを予防注射済証とみなし、原簿や狂犬病予防注射の履歴情報を、転入・転出時に自治体間で容易に受け取り、確認できる仕組みを整えることで、運用事務の効率化が図られる。こうした仕組みの実現により、自治体や飼い主の負担が軽減されるよう、検討を進めていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
192	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	令和6年度のアンケート結果では、現行システムからのデータ移行に懸念を示す回答が多く見られたとのことだが、標準化法に基づく20業務に係る情報システムの標準化においても同様の論点があった。犬の平均寿命は10～15年程度と考えられるため、現在のシステムのデータを標準化後の形式に変換し、一気に新システムへ移行する方法と、現行データは引き続き現行システムで管理しつつ、新たに登録する犬は新システムで管理し、段階的に移行していく方法が考えられる。前者はデータ移行にかかる費用が、後者は一定期間システムがダブルトラックになることによる業務の煩雑さが論点となると思われるが、費用対効果を比較したうえで、後者の方法が現実的であれば検討していただきたい。	○	○	p.18 2(2)ウ、共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針	×
193	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例制度は開始から3年が経過したが、11月末時点で市町村の参加率は2割弱にとどまっている状況を憂慮している。新システムの導入にあたっては、市町村や飼い主に制度を十分に理解してもらうことが重要になると考える。	○	×	—	4-1
194	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	前回のヒアリングでも「特例制度の参加により業務等に必要な財源である犬の登録手数料の徴収が困難になる」との議論があったが、ヒアリング後に、日本獣医師会から「犬の登録支援システム」の案内が出ており、犬の所有者がマイクロチップ情報登録の際に、併せて犬の登録と手数料の支払いができるというものであるが、このような取組が進めば、自治体の懸念も払拭される方向に進むと思うが、事実関係を含め、どのように考えているか。 また、この場合、日本獣医師会の「犬の登録支援システム」と原簿の項目を合わせていけば、業務効率化も進捗すると思うが、いかがか。	○	×	—	4-1
195	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	この度、厚生労働省と環境省が協力し、システムの共通化に向けて舵を切っていただいたことに、深く感謝申し上げます。共通システムが、多くの自治体に支持され、広く利用されるよう、現場の声を十分に反映しながら、課題の検討を進めていただきたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
196	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	iv) 中間報告での指摘等	犬の登録支援システムに関する通知を拝見したが、同システムによる手数料の徴収に課題があるため、特例制度への参加が難しい状況は変わっておらず、さらなるご検討をお願いしたい。 課題を具体的に述べる。まず、狂犬病予防法では、90日齢から30日以内に登録を行うことが定められている。一方、マイクロチップ情報の初回登録は、マイクロチップを装着してから犬猫等販売業者が譲渡の日までの間で行うので、その時点で犬の登録支援システムが利用できるようになったとしても、その犬は90日齢に満たない場合、狂犬病予防法上の登録は行われなことが推奨されている。結果として、マイクロチップの初回登録はされているが、狂犬病予防法上の登録は未実施という齟齬が生じている。さらに、犬の登録支援システムには、飼い主に対して狂犬病予防法上の登録を適切な時期に行うように通知する等の仕組みがなく、マイクロチップ情報の変更手数料と併せて、狂犬病予防法の登録手数料を正しく収納するためには住民に制度を正確に理解してもらう必要があるが、このような複雑な状況を住民に理解していただき支払ってもらうのは難しいと感じている。	○	×	—	4-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
197	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iv) 中間報告での指摘等	人口減少社会において公共サービスを維持するためには、限られた人員の中で、どの事務に人員を割り当てるかを厳しく見極め、工夫を重ねなければ業務は成り立たなくなる。これが、業務・システムの共通化を議論する際の大前提。人手不足の中で事務をどう効率的に回していくかという視点から、さらに踏み込んだ検討をお願いしたい。 <u>特に重要なのは、自治体と飼い主の負担を天秤にかける考え方ではなく、BPRの視点で、業務全体の負担をどう減らすか、そして飼い主を含め社会全体で負担を軽減する方法を検討すること。</u> 業務フローを詳細に整理するのは容易ではないが、実際の業務フローを「見える化」した資料を基に議論することで、議論の質は一層高まる。ぜひ、厚生労働省と環境省におかれては、現場の実態を丁寧に聞き取り、それを可視化する資料を作成いただけるとありがたい。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。  ※修正意見にも関連	4-1
198	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	iv) 中間報告での指摘等	現在のシステムから共通システムへの移行がスムーズに実施できるのか、移行スケジュールなどのほか、作業量や運用費など自治体負担の増加を懸念する声が多いため、今後の進め方について、できるだけ早期に情報提供いただくことを願います。	○	○	p.19 3 (2)スケジュール 以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。 (表略) ※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力	×
199	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	1. 犬と猫のマイクロチップ情報登録システムの活用について 別添①-1に記載の④「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」を活用する方法に関しては、自治体が共通のシステムを用いることにより業務の一元化および効率化が期待できると考えております。一方で、①～③の方法については、同様の効果を得ることは困難であると認識しております。原簿の様式やデータ項目の標準化を通常業務と並行して実施することは現実的に難しく、国からの技術的支援が十分に期待できない点も懸念材料です。さらに費用負担の所在や範囲が明確でないため、すべての市町村が共通システムに参加できるかどうかにも不安が残ります。現行マイクロチップワンストップ制度のような自治体任意参加ではなく、すべての自治体が必ず参加する制度設計とすることが望ましいと考えます。部分的な参加となった場合には、システム共有のメリットを十分に享受できない恐れがあると考えます。	(b)射程外	—	—	—
200	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	2. 全国统一システムの機能要件および運用について 国管理の全国统一システムには、現在約6割の自治体で使用されている犬登録パッケージソフトの主要機能を実装することが不可欠です。具体的には、狂犬病予防注射案内の印刷機能、未接種犬の抽出機能、統計処理機能などが挙げられます。これらの機能は事前に自治体から意見を聴取し、必要な機能を漏れなく搭載することが望まれます。また、全国统一システム稼働後は旧来のパッケージソフトが不要となるよう設計し、自治体における二重管理の負担を回避することが重要であると考えます。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
201	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	3. データ移行および技術支援・予算措置について 現行の犬登録パッケージソフトから全国统一システムへスムーズにデータ移行できる環境を整備するとともに、すべての自治体が支障なくシステム参画できるよう国として技術的支援及び必要な予算措置を講じていただくことを要望いたします。	○	○	p.18 2 (2)ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国统一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
202	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	4. 共通化推進のスケジュールおよび説明体制について 共通化は既定の方針として認識しておりますが、その円滑な推進にあたっては、自治体への丁寧かつ頻繁な説明を行うこと、十分な検討期間と余裕のあるスケジュールで計画を進めることが不可欠であると考えます。	○	○	p.19 3 (2)スケジュール 以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。 (表略) ※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力	×
203	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	原簿の統一化に係るガイドラインが策定されたとしても、結局各自治体においてシステムの変更等のコストが生じることとなり、導入する自治体と実施しない自治体に分かれることとなればマイクロチップの特例制度のように、都度各自治体の導入有無を確認するというような負担が自治体に生じるのではないかと。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
204	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化システムを利用する自治体と利用しない自治体が生じた場合、結局は原簿送付事務が残り、事務の取扱いが複雑になると思われる。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
205	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	市独自のシステムには予防注射案内書の印刷が含まれているため、共通化システムと市独自のシステムの2重管理が生じる可能性がある。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
206	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	全自治体が狂犬病予防法の特例制度に参加すれば、そもそも原簿送付事務が発生しなくなると思われる。	○	×	—	4-1
207	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化システムとマイクロチップ情報（予防注射履歴含む）の連携が必須と思われる。	○	×	—	4-1
208	④ 畜犬管理システム&ltlt 厚生労働省、環境省 >>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	本県では、独自システムを用いて県獣医師会と各市町村、各保健所で犬の登録情報・狂犬病ワクチン接種履歴について共有して、逸走犬や咬傷犬の調査等で活用している。統一システムになっても県（保健所）でも飼い主情報や狂犬病予防注射履歴の確認ができるようにしてもらいたい。	○	○	p.19 3 (1)共通化を進める上での課題と対応方針 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国统一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
209	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	全国統一システムを含め、どのようなシステム等を導入するにせよ、自治体に新たな費用負担が生じないことを基本的に検討を進められたい。	○	○	p.17 2(2)イ、国・地方を通じたトータルコストの最小化  p.18 2(2)ウ、共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
210	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	今後の検討にあたっては、適宜適切な時期に、自治体への情報提供、意見聴取を行われたい。特に、予算等に関わる内容に関しては、自治体の予算編成時期等を踏まえ、タイムリーな情報提供を徹底されたい。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。  p.19 3(2)スケジュール 以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。 (表略) ※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力	×
211	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	現在、既にシステム化している団体は、国による共通システム構築後は本システムへの移行を行うこととなると想定するが、それらの移行、または改修に際し発生する費用については、国による費用負担としてもらいたい。	○	○	p.17 2(2)イ、国・地方を通じたトータルコストの最小化  p.18 2(2)ウ、共通化を進めるための調整コストの大きさ  p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方策 具体的には、国及び自治体の業務の在り方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。	×
212	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	第1段階の原簿の様式の標準化にあたり、異なるシステム間でのCSV等による連携が可能な技術的支援の実施においては、自治体間でやり取りするデータに個人情報が含まれることから、原簿の様式(CSV等の項目)の標準化のみではなく、個人情報保護の観点から安全かつ適正にデータのやり取りができるような仕組みを検討していただきたいです。	○	○	p.19 3(1)共通化を進める上での課題と対応方策 原簿の様式を整備し、異なるシステムでもCSV等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。	×
213	④ 畜犬管理システム<厚生労働省、環境省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	全国統一システム(国で犬情報を一元管理)の検討においては、現在運用されている犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの二重運用とならない(所有者がどちらにもアクセスしないと登録できない)ようなシステムとならないよう、検討していただきたいです。	○	×	—	4-1
214	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	法務省は、デジタル庁と連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
215	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、デジタル庁が運用する e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムなどデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について、地方自治体や各土業団体の声を聴きながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。	○	×	—	5-1
216	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、デジタル庁と連携し、法務省がデジタル庁と連携して策定した推進方針案の内容を踏まえ、可能な限り早期に、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	×	—  【事務局注】総務省は法務省推進方針確定後に推進方針案を策定するもの	—
217	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	現行の手続きでは、不正請求を防ぐために、土業者は通番が振られた複写式の統一請求用紙を土業者団体から購入することとなり、購入の際には、土業者団体が土業者から市町村に請求済みの統一請求用紙の控を回収していると思うが、法務省の検討の中では、同じ仕組みをデジタル化することを考えているのか、他の方法も含めて検討しているのか。 → 同じ仕組みをそのままデジタル化する発想ではない。従前の仕組みで担保できていたことが、どのようなデジタルの仕組みであれば継続して担保できるかを、土業者・土業団体の利便性の視点を持ちながら、検討中。 → <u>仕組みの検討にあたっては、土業団体との意見交換のみならず、地方自治体の意見を踏まえた対応をお願いしたい。</u>	○	×	—	5-1
218	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	あくまで仮説だが、目指すべき姿としては、共通化された職務上請求システムを通じて、土業者が電子署名を付したオンライン請求を行い、土業者団体が構築した認証局で認証を行い、市町村が審査の上、各種証明書を交付するのがよいのではないか、と考えている。特に、e-Gov は、電子申請サービスと審査支援サービスの各種機能を有しており、 <u>国家資格等情報連携・活用システムは、マイナンバー利用事務に指定された国家資格については、資格者情報の真正性・正確性を確保したデータ管理が可能となっていくため、共通システムを活用していければ、国・地方を通じたトータルコストの最小化が図られるのではないか、と考えている。</u> 各府省庁連携の上、検討をお願いしたい。	○	×	—	5-1
219	⑤ 職務上請求システム<法務省、総務省、デジタル庁(土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	職務上請求の共通化はぜひ進めてほしい。加えて、行政手続のエンドツーエンドでのデジタル完結に向け、発行手数料の定額小為替や現金によらないキャッシュレス決済と証明書交付のオンライン化もあわせて推進して頂けるとありがたい。共通化を進めるにあたっては、土業団体との意見交換のみならず、地方自治体の意見を踏まえた対応をお願いしたい。	○	×	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。  ※証明書交付のオンライン化については、「(e)前提条件を整理すべきもの」。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
220	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	7資格について国家資格等情報連携・活用システムを活用することになったとしても、弁護士について同システムを利用可能にするのか、それとも別の仕組みを考えるのかは、今後、課題になるのではないか。	○	×	—	5-1
221	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	全国銀行協会が定額小為替の電子交換業務を令和13年に廃止することを決めたので、システム化にあたって留意する必要があるのではないか。定額小為替が使えなくなると、地方自治体の現金の取扱いが発生する、または増えるので、令和13年という期限も意識しながら検討する必要があるのではないか。 →法務省としては、全国銀行協会の動きも意識して検討を進めていきたい。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
222	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	デジタル庁では、政府共通決済基盤を構築し、マイナポータルのびったりサービスを活用した地方公共団体の手続きの一部で利用されている。既存の共通システムの活用を検討することは重要と考える。また、地方自治体が行う手数料納入時の入金消込の作業が効率的なものとなるようシステム化を検討することも重要と考える。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
223	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職務上請求について、全国共通のシステムを整備することは、事務負担の軽減、セキュリティの確保、請求者の資格確認・真正性担保、請求履歴の追跡可能性の確保およびコストダウンに資するものと考えられる。 さらに、特に行政書士においては、全国的に職務上請求書の紛失が頻発しており、その都度、全国の市町村への通知が発生しているが、本システムを構築・活用することにより、各士業者が、紙媒体の職務上請求書を保管する必要がなくなるため、結果的に職務上請求書の紛失や不正利用の防止にも大きな効果が期待されることから、可能な限り早期に実現するべき内容と考えられる。	○	○	—	5-1
224	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	請求書に付された電子署名等の有効性を確認する方法が明らかでなく、職務上請求のオンライン化の検討が困難な状況にある。自治体ごとにシステムが異なる場合、士業団体側・市区町村側双方に混乱が生じる恐れがあり、効率的な運用を実現するため、システム及び運用方法の共通化を要望する。	○	×	—	5-1
225	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各自治体独自でシステムを構築するよりも共通化したほうがよいと考える。共通化することへのメリット・デメリットは下記の通り。 参考：市の7～8月の取扱件数（窓口：約25件/日、郵送：約50件/日） 【メリット】現在の職務上請求用紙に手書きで記入して送付するやり方だと、手書き文字の判別や記入内容の確認等、電話確認を要することが多く日数を要するが、システム化されると内容が統一され、電話確認等の手間は減ると考えられる。また、証明書の出力・点検作業についても申請内容が見やすくなることにより時間短縮が可能となり、システムでの請求が増加するため、窓口での申請が減少し、一般市民の証明交付に要する時間短縮につながる。 【デメリット】ペーパーレスへの対応が必須。自治体としては、システムを介してデータで請求がなされても、結局請求書を印刷することになると思われるため、印刷する時間、仕分け作業等の手間がかかる。また、用紙代、端末の増設などのコスト増加が考えられる。	(f)解決済	—	—	—
226	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	戸籍謄本等や住民票の写し等を対象として検討が進められているが、納税証明書、所得（課税）証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書について、職務上請求が行われることが多く、同一のシステムで請求できるようにすることによる効果が大きいと想定されることから、これら税証明書についても検討対象としていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
227	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	業務の効率化や利便性の向上を図る視点からは、請求、審査に加え、交付についてもデジタル化することが重要です。電子的な手段による交付には様々な課題があることを踏まえると、まずは請求、審査の部分での実現を目指すものと思われませんが、交付の部分についても論点整理等の可能な部分は早い段階から行っていくべきと考えます。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
228	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当市の指定金融機関において郵便定額小為替の納付を受け付けないことを通告されており、早急に導入いただきたい。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
229	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本システムで土業の方の申請手続きを電子化・簡略化でき、地方公共団体のフロントヤードの負担軽減になると思われる。一方で、想定イメージでは、申請受付後のバックヤード事務は電子化できずアナログな作業のままとなると思われるので、戸籍や住民票などの標準化システム上でデジタルで完結できる、またはコンビニ交付のサービス等と連携させて、証明書発行が職員を介さずに庁舎外で完結するように、更なる検討を推進していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
230	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	請求を受け付ける自治体としても、職務上請求書は証明書交付事務デジタル化の大きな足かせとなっています。特に、誰かが請求書を紛失すると、その情報が都道府県経由で全自治体にメールが送信され、各自治体は紛失した請求書が使用されないように注意を強いられるという状況は早急に改善すべきと考えています。申請受付だけでも大きな改善ですが、書面による証明書の交付まで電子化（土業者によるコンビニ交付や情報照会を可能にするなど）すれば、さらに大きな改善になると考えますので、ご検討いただければ幸いです。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 オンラインでの請求では、「統一請求書の紛失」という概念が存在しないため、使用できない請求書の番号を確認する必要はない。	×
231	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	請求を受け付ける自治体としても、職務上請求書は証明書交付事務デジタル化の大きな足かせとなっています。特に、誰かが請求書を紛失すると、その情報が都道府県経由で全自治体にメールが送信され、各自治体は紛失した請求書が使用されないように注意を強いられるという状況は早急に改善すべきと考えています。申請受付だけでも大きな改善ですが、書面による証明書の交付まで電子化（土業者によるコンビニ交付や情報照会を可能にするなど）すれば、さらに大きな改善になると考えますので、ご検討いただければ幸いです。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
232	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	選定理由にある紙ベース且つ郵送環境に起因する事務負担に加えて、土業の職務上請求書の紛失が毎週絶えないことから、紛失した番号の管理及び提出された請求書との照合作業も相当の事務負担となっているので、セキュアな電子申請の導入はとてもありがたい。 イメージ図においては郵送にて住民票や戸籍の紙証明を郵送となっているが、昨年導入された戸籍電子証明書提供用識別符号のような仕組みを住民票等の帳票に展開し、郵送を伴わない「全て電子で完結するシステム」を検討いただきたい。更に手数料について小為替に替えてキャッシュレス決済に対応していただければ、最大の効果が得られると考える。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
233	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	選定理由にある紙ベース且つ郵送環境に起因する事務負担に加えて、土業の職務上請求書の紛失が毎週絶えないことから、紛失した番号の管理及び提出された請求書との照合作業も相当の事務負担となっているので、セキュアな電子申請の導入はとてもありがたい。 イメージ図においては郵送にて住民票や戸籍の紙証明を郵送となっているが、昨年導入された戸籍電子証明書提供用識別符号のような仕組みを住民票等の帳票に展開し、郵送を伴わない「全て電子で完結するシステム」を検討いただきたい。更に手数料について小為替に替えてキャッシュレス決済に対応していただければ、最大の効果が得られると考える。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
234	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職務上の請求であっても、手数料は発生するためオンライン決済できる仕組みが必要です。 また自治体ごとに指定納付受託者を指名するのは非効率なため、地方税統一QRコードによる納付のように、収納をとりまとめて管理できる仕組みも一緒に構築してほしい。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
235	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職務上の請求であっても、手数料は発生するためオンライン決済できる仕組みが必要です。 また自治体ごとに指定納付受託者を指名するのは非効率なため、地方税統一QRコードによる納付のように、収納をとりまとめて管理できる仕組みも一緒に構築してほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
236	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請をオンラインで行うことは理解できたが、支払いについてもオンラインで完結するようにクレジットカードなどを活用した仕組みまで整えてもらいたい。また、この支払機能については一般の郵送請求にも対応できるように汎用的な仕組みにしてもらいたい。（定額小為替の取り扱いをやめる金融機関が増えており、住民の利便性、自治体の業務負担の軽減につながるため）	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
237	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本候補は土業者にかかる内容だが、法令等に基づく自治体間の戸籍抄本、戸籍の附票及び住民票の写し等の公用請求についても、窓口又は郵送で請求するなど紙ベースで運用している。本候補と同じスキームを用いてシステム化することが望ましく、関係省庁において検討されたい。	(b)射程外 (e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
238	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	市町村では、土業者から請求のつど、形式、実質の両面から個別に審査を行い、請求の適正性、請求内容の妥当性を確認のうえ証明書を交付しています。職務上請求への対応で最もウェイトを占めるのはこの審査の部分であり、土業者による違法な請求がたびたび露見する実態を踏まえると、今後も重要性は変わらないものと思われます。案においては、「不正請求対策の強化につながること」の例示として「請求者の資格確認・真正性担保や請求履歴の追跡」を挙げられているところ、実質審査の部分に言及されていないよう見受けられます。職務上請求システムが実質審査の支援の役割を担うことで、市町村の業務効率はさらに改善するほか、土業者による違法な請求に対する抑止力の向上にもつながるものと思慮します。そのため、今後の検討に当たって、このような実情が反映されるよう、「依頼事項」において「地方自治体や各土業団体の声を聴きながら」とある部分は、「地方自治体や各土業団体から事務負担や不正請求対策に係る意見を聴きながら」としてはいかがでしょうか。	(b)射程外	×	—	—
239	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市においては、弁護士、司法書士以外の土業者については、統一請求書に資格者の職印を押印しての請求をしていません。また、他市でも同様と認識しています。そのため、弁護士、司法書士以外の土業者については、利用頻度が低くなります。	(a)根拠不明確	—	—	—
240	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・現在、弁護士資格は国家資格等情報連携・活用システムの予定がない（内閣官房HP議事要旨を参照）とのことで、それにより別途の仕組みを構築する可能性があること認識。 ・別途の仕組みを構築することにより、自治体の費用負担が発生することがないような方策も含め検討いただきたい。また、費用のみならず、システム全体として最適化されないことに起因し手続・事務も煩雑になることがないよう、手続・事務コストも含めたトータルコストの最小化に向けた検討をお願いしたい。	○	×	—	5-1
241	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・現在、弁護士資格は国家資格等情報連携・活用システムの予定がない（内閣官房HP議事要旨を参照）とのことで、それにより別途の仕組みを構築する可能性があること認識。 ・別途の仕組みを構築することにより、自治体の費用負担が発生することがないような方策も含め検討いただきたい。また、費用のみならず、システム全体として最適化されないことに起因し手続・事務も煩雑になることがないよう、手続・事務コストも含めたトータルコストの最小化に向けた検討をお願いしたい。	○	×	—	5-1
242	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職務上請求システムとして市町村、土業の双方が単一のシステムを利用する場合は問題ありませんが、もし複数のシステムが併存する場合は市町村、土業者が相手先に応じてシステムを使い分けることにならないよう、システム間で自動連携する必要があります。「トータルコスト」を考えるうえでは費用面以外にこうした点も配慮されるべきと考えます。	○	×	—	5-1
243	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	多くの市町村では、各省庁が実施する事務のオンライン化により、端末の置き場がなく困っています（法務省が在留カードとマイナンバーカードの一体化に伴うスタンドアロン端末の設置に関する情報を発出した際には、県内の会議で議題になったほどです。）。今後、職務上請求のシステムが導入されるのであれば、現状のネットワーク及び端末を有効活用する方法を検討いただきたい。	○	×	—	5-1
244	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請が可能になることにより、窓口混雑の緩和や不正の抑止に繋がると思う。 一方で、窓口から郵送？に変わるため、自治体の負担軽減には繋がらない可能性がある。	(c)抽象的なもの	—	—	—
245	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	職務上請求に対する事務負担があることは事実だが、オンライン化したところで、事務量の軽減にはつながらず、市町村にとっては手数料等の徴収や返信用封筒の作成の手間が増えることになるかと推測します。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。  返信用封筒作成の事務負担については、「(e)前提条件を整理すべきもの」。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
246	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム化する場合、土業者の利便性のみを追求するのではなく、対応する自治体の負担も軽減できるような制度設計をお願いしたい。システムで職務上請求ができるというだけで、申請を受けた自治体がシステムに届いた申請を印刷もしくは転記し、不明点や指摘事項があった際に電話連絡をしないといけない、または、手数料の誤りや変更があった場合の返金や追加徴収、返信用封筒の作成といった事務が煩雑になるといったシステムであれば、自治体職員の業務が増えるだけである。	○	×	—	5-1
247	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、マイナポータル等を利用した自治体のオンライン化については、オンラインによる申請と、従来の来庁、若しくは郵送による申請が混在していることにより煩雑を極めており、オンライン申請の導入による事務の省力化に繋がっていない。職務上請求システムの導入にあたっては、業界団体等と綿密な調整を図り、全件をオンライン申請にする仕組みを構築する等、自治体の事務の省力化も念頭に調整願いたい。	○	×	—	5-1
248	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	紙での申請とシステムでの申請が混在する状況となった場合、単純に自治体職員の負担が増加するだけなので、申請方法の統一を図っていただきたい。システムを構築するのであれば、システムでの申請のみとしていただきたい。	○	×	オンライン申請のみとすることについては、「(e)前提条件を整理すべきもの」。	5-1
249	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	今後、現在の郵送で行う方法と、デジタル化の二通りで申請をできるという状態にするのであれば、本庁については事務の煩雑化する可能性も否めないことから、市町村別で利用するかしないか、選べるようにしていただきたい。	○	○	p.21 「3(2) スケジュール」 「市区町村における導入」→「市区町村（任意）」	×
250	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	職務上請求が他の請求と異なる点は、請求者の資格確認のために請求書ごとに固有の番号が付されていることである。オンライン請求の場合も、この番号の一意性を担保するため、土業者団体による番号配布を含めた厳格な番号管理とセキュリティ対策が重要である。本団体としては、請求者の資格確認はもちろん、当該番号の執行情報を確認できる機能を実装し、オンライン化によって従来の事務が煩雑化・非効率化することがないよう、効果的かつ合理的なシステム構築を求める。	○	×	—	5-1
251	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	前回のヒアリングで、デジタル庁からは、「弁護士は、現時点で国家資格等情報連携・活用システムの利用の予定なしと聞いている」と伺った。ご説明のあった共通化の方法は、弁護士を念頭に置いたものと思われるが、 <u>国家資格等情報連携・活用システムが利用可能となる他の7土業についても、この方法が合理的かどうかは、検討が必要ではないか。</u> 例えば、国家資格等情報連携・活用システムを「電子申請+審査」機能を持つ e-Gov と連携させ、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、市町村の審査前に、マイナンバー法に基づく情報連携を活用して、バックヤードで土業者団体が申請者の資格確認を行うことで、「不正請求防止」機能を付加することが考えられる。また、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムの改修を伴わない方法としては、e-Gov の「電子申請+審査」機能を活用し、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、申請者にマイナポータルから取得したデジタル資格者証を添付させることで、土業者団体を經由せずに、土業者であることを証明する方法も考えられる。 現状では、紙の請求書を土業者団体に提出し、通し番号を付与することで、後に不正請求の有無を追跡・突合しやすくしていると理解している。一方、オンライン化により公的個人認証サービスを活用すれば、申請者が土業者本人であること、なりすましがいないことを確認できる。これにより、後から裏付けを取ることが可能となる。そのため、現行のように請求書を土業者団体に提出する方式を維持せず、統一様式を示したうえで、当該統一様式で申請した人が申請者本人であるかを、申請の受け手である自治体が申請者の電子署名を署名検証することにより確認する方法も考えられる。現行方式を単純にオンライン化するのではなく、BPR の観点から合理化を図ることも可能であると考ええる。例示した方法を採用すべきという趣旨ではないが、土業者団体や市町村窓口の意見を踏まえ、検討を進めていただきたい。	○	×	—	5-1
252	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	前回のヒアリングで、デジタル庁からは、「弁護士は、現時点で国家資格等情報連携・活用システムの利用の予定なしと聞いている」と伺った。ご説明のあった共通化の方法は、弁護士を念頭に置いたものと思われるが、 <u>国家資格等情報連携・活用システムが利用可能となる他の7土業についても、この方法が合理的かどうかは、検討が必要ではないか。</u> 例えば、国家資格等情報連携・活用システムを「電子申請+審査」機能を持つ e-Gov と連携させ、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、市町村の審査前に、マイナンバー法に基づく情報連携を活用して、バックヤードで土業者団体が申請者の資格確認を行うことで、「不正請求防止」機能を付加することが考えられる。また、e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムの改修を伴わない方法としては、e-Gov の「電子申請+審査」機能を活用し、マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認を行うとともに、申請者にマイナポータルから取得したデジタル資格者証を添付させることで、土業者団体を經由せずに、土業者であることを証明する方法も考えられる。 現状では、紙の請求書を土業者団体に提出し、通し番号を付与することで、後に不正請求の有無を追跡・突合しやすくしていると理解している。一方、オンライン化により公的個人認証サービスを活用すれば、申請者が土業者本人であること、なりすましがいないことを確認できる。これにより、後から裏付けを取ることが可能となる。そのため、現行のように請求書を土業者団体に提出する方式を維持せず、統一様式を示したうえで、当該統一様式で申請した人が申請者本人であるかを、申請の受け手である自治体が申請者の電子署名を署名検証することにより確認する方法も考えられる。現行方式を単純にオンライン化するのではなく、BPR の観点から合理化を図ることも可能であると考ええる。例示した方法を採用すべきという趣旨ではないが、土業者団体や市町村窓口の意見を踏まえ、検討を進めていただきたい。	○	×	—	5-1
253	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	例示した e-Gov や国家資格等情報連携・活用システムを活用する案に固執するものではないが、共通化の方法には複数のパターンが考えられる。最終的には自治体及び土業者団体の納得を得られる方法とすることが重要である。自治体及び土業者団体との議論の進め方として、「いくつかのパターンを提示し、この案でよいかを問う」方法と、「この案を進めたいが賛否を問う」方法ではニュアンスが異なる。情報システムに係る整備及び運用等に要する費用と、土業者・土業者団体・自治体側の効果、BPR による効果等を勘案し、複数案を公平に評価・検討し、分析を行ったうえで、関係者間の合意形成を図ることを求める。	○	×	—	5-1
254	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	資料の表現ぶりを見ると、業務・システムの共通化プロセスは約 1,800 の自治体と 8 土業者団体間の自主的調整となるように見受けられるが、それは現実的ではなく、 <u>法務省が主導すべきではないか。</u> ある民間企業の調査では、正確性には留意する必要があるものの、職務上請求の全国での年間件数（推定）は 350 万件程度とされているなど非常に量がある。多くの事業者団体と自治体と協力して共通化を進めれば、非常に大きな効果が期待できる。 <u>よろしく願いたい。</u>	○	×	—	5-1
255	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	本団体としても、より多くの市区町村でこのシステムを導入できるよう、市区町村における審査業務の実態をヒアリングし、利便性に配慮したシステム構築をお願いしたい。そのため、市区町村との意見交換を十分に行っていただきたい。	○	×	—	5-1
256	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	iv) 中間報告での指摘等	職務上請求については現状、紙による請求のみであり、土業者による請求書の紛失が後を絶たず発生している。その都度、不正利用防止のための対策が自治体側に求められており、本システムの推進はその予防策の一助となることから、歓迎・期待する声は大きい。他方、本団体としても、システム構築に参画する土業者団体や利用する土業者の数が少なければ、システム整備にかかる費用対効果が乏しくなり、その結果、土業ごとに紙とオンラインの二重手続きが生じ、事務の流れや業務全体がさらに煩雑化する恐れがある。 <u>法務省において、自治体と土業者団体との調整を密に行い、請求にかかる手続きを請求側・受領側の一体のものとして捉え、実効性あるシステム構築を求める。</u>	○	×	—	5-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
257	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	最初の申請段階では電子と紙が混在する形になると考えている。その場合、自治体側としては事務の煩雑化につながる恐れがあるため、本団体としても、そのバランスを十分に精査し、各土業者団体との調整を行うことを求める。	○	○	p.21 「3(1)イ土業者団体及び地方公共団体との意見交換」 職務上請求システムを多くの市区町村が使いやすいものとし、導入する市区町村が拡大していくことを目指す観点から、土業者団体も交えた形で市区町村との意見交換を行うなど、土業者団体と市区町村のお互いにとってよりよいシステムの構築を支援していく。	5-1
258	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	本団体としても、手数料はオンラインで決済を完了できる仕組みを構築することを求める。	○	○	p.20 「2(2)ア行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
259	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	資料 P1 下段の「③郵送」までデジタル完結することを見据えて、例えば法務省が所管している戸籍情報連携システムと連携して、トータルコストの最小化に努められないか。 戸籍情報連携システムは、「氏名のフリガナ制度」や「広域交付」において、自治体の戸籍情報システムを補完する機能を有していると理解している。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
260	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	年間数千件のにのぼる請求すべてに郵送対応することになれば、財政負担への懸念があるとの声があった。証明書等の電子交付が可能となる制度設計についても、ぜひ検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
261	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	各種証明書の電子化を進める流れは、例えば、納税証明書など他分野で見られる。中長期的には、日本全体が電子化の方向に進むことは間違いないため、共通化推進方針案を作成する際や今後の検討において、将来的な拡張性を確保することを検討いただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
262	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	証明書等の交付が郵送である点は遠からず課題として顕在化するため、各土業者団体との間で事前に論点として共有して、今後の検討に備えていただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
263	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	iv) 中間報告での指摘等	提出先への働きかけもゆくゆく必要になると思われるので、今後把握頂き、共有してほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
264	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	今回検討されているオンライン化では、システムや提供ベンダが土業ごとにバラバラになってしまい、自治体側の契約更新などの調整コストが大きくなることが想定される。また、システムごとに操作性や画面設計も異なる可能性があるが、そうすると事務が軽減されず本末転倒である。管理の手間や事務運用を踏まえると、国において全土業・全市区町村が活用できるシステムの設計が必要だと考える。	○	×	—	5-1
265	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	現行案では、導入後の運用コストがどこまで自治体負担となるのか見えにくいと感じています。追加の改修費や保守費が発生した場合、自治体予算への影響は小さくありません。費用の見通しを明確にした上で負担の少ない方式を選択していただきたいです。	○	×	—	5-1
266	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化を目的とするならば、導入方式や運用方式も共通であるべきと考える。 現在示されている方針では、「職務上請求システムの細かな設計は各土業団体が担い、それぞれの団体に委ねられる」とあり、制度上は共通化を掲げながら実態として分散化を許容している設計は矛盾している。 制度理念と実装が一致する形になるように、再考が必要ではないか。	○	—	—	5-1
267	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	各土業団体が別々のシステムを設計・開発して市町村へ導入することになれば、請求する土業種別によってシステムを使い分けなければならない状況が生じることが懸念される。 土業毎にシステムを分けざるを得ないのであれば、それらのシステムを一元利用可能なポータルアプリを別途開発し市町村へ提供する必要があるのではないかと。	○	—	—	5-1
268	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○市区町村の費用負担の軽減等を図り導入しやすい環境の整備を要望する 職務上請求システムを導入した際の各市区町村の費用負担のイメージについて、令和7年12月の法務省民事局資料では、「初期費用：十数万円～数十万円」、「保守費用：月額数万円～十数万円」が参考情報として示されている。本システムの市区町村における導入は任意であり令和9年4月からとされているが、現段階で対象とされる土業は司法書士のみであれば、費用対効果等の点から導入を躊躇する市区町村が少なくないと思料する。 また、市区町村が本システムを導入した場合、請求書の管理や手数料の取扱い等、事務の省力化につながる。他方、証明書の交付方法は郵送であり、返信用の封筒が同封されなくなるため、新たに返信用封筒の準備と宛名記入等の事務が発生し、返送先に誤りが無いように注意を払う必要がある。このため、証明書の電子交付が今後の課題となる。 さらに、職務上請求システムは、これまでの職務上請求と同様本籍地区町村にするため、請求に際し本籍地が本システム導入市区町村であるか確認を要する上、導入市区町村が少数であれば利用も限定的となる。 このため、市区町村の費用負担の軽減等を図り導入しやすい環境を整備する必要がある。	○	×	証明書の電子交付については、「(e)前提条件を整理すべきもの」。	5-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
269	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○当初から住民票と附票の請求もできる職務上請求システムとして構築する必要がある 職務上請求は、戸籍証明書と住民票や戸籍の附票の交付の申出に使用されている。電子情報処理組織により戸籍証明書の職務上請求を行う際に必要な措置がされた土業は司法書士のみとされているが(令和8年3月26日付け法務省民一第594号通達(以下「594号通達」という。))、当初から住民票と附票の交付の申出もできるシステムとして構築されるのかについての情報がなく判断ができなため、申し添える。 司法書士からの職務上請求は、住民票や附票の交付の申出に加え、一枚の職務上請求書で、戸籍証明書と附票の双方の請求がされる事例が少なくない。さらに、依頼者からの委任状を添付した本人等又は第三者の代理請求、固有権等請求書(2号様式)による請求もある。仮に本システムが戸籍証明書単独で導入が開始された場合、これらの請求等はすべて対象外となるため、導入市区町村はさらに限定的になると思料する。 よって、当初から住民票と附票の請求もできる職務上請求システムとして構築する必要がある。	(b)射程外	—	—	—
270	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○8土業共通の職務上請求システムとして構築する必要がある 職務上請求システムは、8土業共通のシステムとして国において標準仕様を定めることが最も合理的である。しかしながら、現状において法務省は不正請求の防止のために講ずべき措置についての定めをしたものの、本システムの構築は各土業団体に委ねることとされている。司法書士以外の土業が各々本システムを構築し、市区町村が導入する度に費用負担が生じるのであれば、普及は進まず、共通化の推進に悞ることになる。 このため、職務上請求システムの構築を土業団体に委ねる場合であっても、共通システムとして構築し、市区町村が導入する際に追加費用負担が極力生じないようにすることが必要である。	○	×	—	5-1
271	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○添付書面を添付書面情報で送信することに関して 職務上請求システムにおいて請求をする際、請求書情報を送信することとされている。戸籍法(以下「法」という。)又は戸籍法施行規則(以下「規則」という。)の規定により添付すべき書面があるときは、添付画面情報を送信しなければならぬとされ、添付書面を別途送付する方法又は市区町村の窓口に提出する方法は認められていない(規則79条の3第1項、令和6年2月26日付け法務省民一第503号通達第1の2(2))。 司法書士法人等の資格者法人が、法10条の2第3項の請求をする際、現行の取扱いは権限確認書面として法人の代表者の資格を証する書面の提供が必要とされている(法10条の3第2項、規則11条の4第1項、平成20年4月7日付け民一第1000号通達(以下「1000号通達」という。))第1の6(1)ウ(イ)。このため、本システムにおいては、添付確認情報が送信が可能でシステム上で完結できる必要があると思料する。この点、594号通達別添2に、添付確認情報の送信に関する記載がないため、申し添える。 なお、現状において、職務上請求の際、任意にすでに取得した戸籍証明書の写し等の資料が添付されていることが多く、請求対象戸籍の特定や交付要件審査の際活用している実情にある。これらの資料が添付書面情報として送信されないのであれば、請求の際に明らかにすべき事項を現状よりも詳らかに記載して請求書情報が作成されることが必要となる。	○	×	—	5-1
272	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○説明要求等を要する請求への対応 法10条の2各項の戸籍証明書の郵送請求において、請求の際明らかにすべきことが明らかにされていないと認めるときは、電話等で説明や資料の提供を求めた上で交付要件の存否を認定することになる(説明要求。法10条の4、1000号通達第1の7)。現状において、司法書士等の職務上請求について、当区では、本システム導入の提案団体である京都市と同様に1割程度について架電している実情にあり、仮に任意の資料提供がなくなった場合その割合は増大する。実務上多くの場合電話で聴取した事項を別記し記録し請求に応じているが、職務上請求書の記載の不備等が軽微でない場合は返戻し再度請求するよう依頼することがある。さらに、交付要件が認定できない又は説明要求に回答拒否がされた請求について、取下げを求め、又は不交付決定をした事例がある。 本システムでは、請求者情報及びその検証結果はデータで3年間保存されることとされたが(594号通達別添2第4の3(4))、説明要求の結果その内容を記録する際は、紙に出力して保管することになると思われる。それを避けるためには、本システム上で説明要求の内容を管理できるようにすることが望ましい。また、請求書情報の作成において、例えば、明らかにすべき事項の典型例をプルダウンにより入力できるようにする等の方法を採用してはいかかかと考える。	○	×	—	5-1
273	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○固有権限行使等による請求に係る周知等 弁護士等の固有権限行使等による請求(1000号通達第1の5(1)ウ(カ))は、本人確認の規律について職務上請求の場合(規則11条の2第4号)と同様に取扱って差し支えないとするもので、第三者請求又は本人等若しくは第三者請求の代理請求であり、法10条の2第3項ないし5項の職務上請求ではない。固有権限行使等による請求は、現在、弁護士、司法書士、税理士の3土業が行っているが、職務上請求システムの対象外であると認識している。 現状において、固有権限等によるべき請求を職務上請求書が用いて請求がされる事例、又はその反対の請求事例があり、その都度請求書を返戻の上正しい請求書で請求を求めている。このため、本システムの導入に当たっては、職務上請求と固有権限行使等による請求の区分等を改めて各土業に周知することが望ましい。 なお、将来、固有権限行使等による請求についてオンライン請求の対象に加える場合、固有権限行使等の請求の内法定代理人による請求は、法令上権限確認書面の提供が必要である。また、固有権限による請求にあっても、その地位にあることを証する書面の提供を求めている実情にあるため、添付書面情報の送信ができることが必要となる。	(b)射程外	—	—	—
274	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求について、請求書に記載された内容が発行要件を満たしているか確認し、不足がある場合は電話でやりとりしており、双方の負担になっている。システム開発にあわせ、請求時に明らかにすべき事項について改めて整理いただき、土業と市町村双方にとって利活用しやすいものとしていただきたい。	○	×	—	5-1
275	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	中間報告において法務省が提案している方式では、連合会ごとに異なるシステムが導入される可能性があり、請求を受付する自治体側で各システムを把握・確認する必要が生じるなど、事務負担の増加が懸念される。 国が一元的に仕組みを構築することで、全体としてのコスト抑制が期待できるとともに、統一されたインターフェースによる受付が可能となる。単なるオンライン化にとどまらず、費用対効果や業務効率化の観点からの検討をお願いしたい。	○	×	—	5-1
276	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	土業団体ごとに別のシステムとなる場合、自治体はそれぞれのシステムを毎回確認する必要があるのではないかと。そうすると自治体の負担が増えることが想定されることから効果的なオンライン化とは言えず、費用対効果も見込めないため、導入は困難と考える。 また、土業団体単位で運用設計などベンダと調整が発生するが、これは共通化として正しい姿なのか。	○	×	—	5-1
277	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	業団体ごとに別の職務上請求システムを構築する場合は、導入・保守費用の増大、操作方法や入力項目の相違による負担の増大が考えられることから、国が1つの職務上請求システムを整備することで、自治体業務の効率化につながる仕組みとしていただきたい。	○	×	—	5-1
278	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求では、戸籍法に規定する証明書以外に、住民基本台帳法に規定する証明書(住民票の写し、戸籍の附票、戸籍の附票の除票など)の交付を請求できるところ、共通化推進方針(案)は戸籍法を所管する法務省のみから示されており、住民基本台帳法に規定する証明書の取扱いが不明です。職務上請求システムの構築の効果として「行政の効率化」、「土業者の利便性の向上」を掲げるのであれば住民基本台帳法に規定する証明書を職務上請求システムで取扱うことは当然に求められることから、当該証明書についても将来的に同システムで取扱う予定である旨を共通化推進方針への記載又はその他の方法により明示すべきと思慮します。	(b)射程外	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
279	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化推進方針(案)では、職務上請求システムの細かな設計については各土業者団体に委ねられる旨が記載されているところ、土業者団体ごとにインターフェースや機能が異なるシステムが個別に構築される余地があるようにも読めます。 事務負担の軽減、社会的コストの削減の観点のほか、同システムの主たる機能は土業者団体や自治体を問わず同一と思われ、ことさら複数のシステムを構築する合理的な理由が無いことから、社会全体では全土業者団体、全自治体でプラットフォームを共通とするシステムを目指すべきであり、その点を共通化推進方針に明示すべきと思慮します。	○	×	—	5-1
280	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	市区町村の窓口での請求行為とオンラインでの請求行為は法令上同等と思われることから、将来的には窓口での請求を廃してオンライン請求に1本化し、その代わりに市区町村の差配により受け取り方法の充実(例えば窓口、郵送に加え、市区町村の出入機関や業務委託先などでの受領)ができるようにしてはかがでしょうか。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
281	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	国においては、国家資格等情報連携・活用システムによる国家資格オンライン・デジタル化の進展、同システムのマイナポータルAPIによる外部システムへの国家資格情報の連携、e-Govの地方自治体向けの手続への対象拡大など、デジタル技術の積極的な活用の取組が進んでおり、職務上請求システムの構築に当たってはこれらを最大限活用すべきと思慮します。	○	×	—	5-1
282	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	オンライン化により定額小為替の管理が不要になることや、職務上請求用紙の紛失リスクが低減することはメリットであるが、法務省が提案している方式では、導入や運用の負担が市区町村側に偏っているように見受けられる。また全土業者がオンライン化しないと、紙と電子が混在することで市区町村は受付方法が増えてむしろ負担が増えると思込まれる。現に、本市では令和5年からマイナンバーカードを所有している個人からのオンライン申請受付を開始したが、窓口や郵送等での対応のほか、オンライン申請の対応が加わったことにより業務が煩雑になっただけでなく業務量までも増えたと感じている(オンライン申請を受付した後の作業は、職員による手動であり、また、請求者の支払い決済のタイミングもあることからスムーズに処理を進められないことも少なくない)。 オンライン化するのであれば、国が主導して強制的に実施し、紙での請求は廃止する等しないと効果がでないと思われる。また、職務上請求は、住民票や戸籍の附票の請求もあることから、法務省と総務省で相違が出ないよう共同で構築していただきたい。	○	×	証明書の電子交付については、「(e)前提条件を整理すべきもの」。  住民票や戸籍の附票の職務上請求システムの構築については、作業依頼により、法務省が策定した推進方針(案)の内容を踏まえ、総務省が共通化推進方針(案)を策定することとされているので、「(b)射程外」。	5-1
283	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	申請および手数料のキャッシュレス決済については理解しましたが、事務についてはこれまで通り申請内容の審査確認や交付から発送処理など事務については変わらないので人員はそのまま変わらないと思います。 また、これまでは返信用封筒に切手を貼ったものを申請書本人確認書類を送付していただきましたが、本人確認書類は画像データ、切手代金はキャッシュレス決済に含むとして、封筒は自治体で用意することになり微々たることかもしれないが歳出予算が増えると思います。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
284	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求システムの細かな設計については各土業者団体に委ねられるとされているが、各団体によって別々のシステムが構築された結果、自治体が複数のシステムを導入・運用するような手間が発生しないようにお願いしたい。	○	×	—	5-1
285	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	補足資料p.23枠外に「市町村が独自に職務上請求システムを構築することを妨げない」とありますが、自治体及び各土業団体が個別にシステムを構築することで、利用者にとって事務が複雑化することが想定されます。全土業で単一のシステムを構築することとしていただきたい。また、補助金などを用いて多くのユーザ(土業・自治体)が使用するようになっています。	○	×	—	5-1
286	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	R9から市町村における導入が可能となっていますが、予算時期に見積書を出せるよう開発を進めていただきたいです。	○	×	—	5-1
287	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求のオンライン化は、行政側の事務面の効率化、土業の利便性の向上に寄与すると思います。ただ、土業ごとにシステムの構築をするとすると、8~10土業の各システムを市町村側で導入・運用しなければならないという認識であります。運用については、紙申請と併用することになると思われますが、市町村側での申請管理が非常に煩雑化するため、システムの導入検討にあたってはシステムの一元化管理が可能となるよう要望いたします。	○	×	—	5-1
288	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	オンライン請求による効率化には賛成だが、土業によって異なるシステムを利用することになるのは自治体側の運用が複雑化し、結果的に業務の負担増に繋がると考える。自治体側の負担軽減を前提に、業種を問わず共通のプラットフォームでの対応が可能となるような仕組みを検討していただきたい。	○	×	—	5-1
289	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	昨今様々な行政手続に対しオンライン化が推進されているが、それぞれシステムが異なり、対応できる端末にも限りがあるため、市区町村の事務負担や費用負担は増していると感じる。 戸籍に関するオンライン化では、別システムではなく戸籍情報連携システムをハブとするオンライン化が運用面でもコスト面でも効果的ではないか。ぜひ全体最適を踏まえた仕組みを検討いただきたい。	○	×	—	5-1
290	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁 (土業を所管する省庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求システムは、市区町村にとって導入が任意とされており、令和8年3月の法務省民事局資料によれば、初期費用は十数万円から数十万円、保守費用は月額数万円から十数万円程度の負担が想定されている。市区町村が8土業それぞれに対応する場合には、各土業団体と費用負担やシステム導入手続きを個別に調整する必要がある一方、それに見合う費用対効果が必ずしも明確ではない。このため、現状では導入を躊躇する自治体が少なくないと考えられる。 各土業が個別にシステムを整備し、市区町村がその都度導入費用を負担する形では、コスト増により普及が進まないことも懸念されるため、8土業共通の職務上請求システムを構築する方が市区町村に追加的な費用負担が極力伴わずに導入できると考える。	○	×	—	5-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
291	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	職務上請求システムは、当初から戸籍証明書だけでなく、住民票および戸籍の附票の請求も可能とする仕組みとして構築すべきである。 現在、司法書士からの請求では、住民票や附票を含めた請求や、戸籍証明書と附票を同時に請求するケースが多い。仮に戸籍証明書のみ対応するシステムとして導入された場合、これらの実務において、戸籍証明書はオンラインで住民票及び附票は従来の郵送対応となり、二重の運用が生じ、事務効率や費用対効果の面でメリットが乏しくなるため、結果として導入する市区町村が限定されてしまう懸念がある。 したがって、実務に即した制度とするには、初期段階から住民票・附票の請求にも対応した職務上請求システムの整備が必要がある。	(b)射程外	—	—	—
292	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	士業団体がそれぞれ職務上請求システムを構築する場合、市は複数の団体と利用契約を行い、利用料を負担する必要があるため、費用負担が多く、また、複数のシステムを利用することによる事務負担が増加する。すべての士業団体・自治体を対象とした全国共通のシステムの構築、さらに、住民票の写し、戸籍の附票の写し、その他市で発行する行政証明等を対象としたものを希望する。	○	×	住民票や戸籍の附票の職務上請求システムの構築については、作業依頼により、法務省が策定した推進方針（案）の内容を踏まえ、総務省が共通化推進方針（案）を策定することとされているので、「(b)射程外」。	5-1
293	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	中間報告の資料にて示されている費用が1士業団体分である場合、全土業を対象とすると総額は相当高額になると想定されます。自治体予算の制約を考えると、導入継続は難しくなるのではないのでしょうか。国がまとめて整備することで、コストの平準化を図ることが重要だと考えます。	○	×	—	5-1
294	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	費用負担について ・士業者団体ごとにシステムを導入する場合、費用負担が大きくなる可能性がある。 ・費用負担の在り方について法務省がコメントしない旨が明記されているが、士業者団体と自治体間での費用交渉において自治体が不利な立場に置かれる可能性がある。国として一定の指針を示してほしい。 ・請求件数が少ない小規模自治体にとっては、費用対効果が薄く、導入のインセンティブが低い。補助金等の財政支援措置は検討されているか。	○	×	—	5-1
295	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	士業者団体がそれぞれシステムを構築する場合、自治体は複数のシステムに対応しなければならないのか。システムの統一・連携について見直しを示してほしい。	○	×	—	5-1
296	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	すでに300以上の市区町村が本人等請求向けのオンライン請求システムを運用しているため、新たなシステム導入は管理・運用コストの観点から見送られる可能性が高い。むしろ、既存のサービスに士業者団体向けの仕組みを組み込む方が、双方にとってより大きなメリットがあると考えられる。	○	×	前段については、「(a)根拠不明確」。	5-1
297	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	・1件のオンライン請求で扱う対象戸籍の範囲について 職務上請求においては、相続登記の場合など、対象者について「出生から死亡まで取れる戸籍全部」等、本籍地における複数の戸籍を1枚の請求書で請求される例が多い。 オンラインの性質上、対象戸籍ごとに請求することが望ましいと考えるが、上記の請求を認めるのであれば、請求書様式の改訂が必要である。	○	×	—	5-1
298	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	・手数料決済の仕組みについて 職務上請求システムに決済の仕組みの記載がなく、手数料はどのように扱う想定か。 それぞれの自治体で先行しているキャッシュレス決済と併用するのであれば、その実合をどのように行うことが最適か、自治体にヒアリングを行ったうえでシステム開発して欲しい。	○	○	p.20 「2(2)行政の効率化」 手数料の支払がキャッシュレス化されることで、定額小為替の処理に生じていた事務負担が発生しなくなる。	×
299	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	・請求の際に明らかにしなければならない事項について 職務上請求は、戸籍法10条の2第3項から第5項に基づく請求であり、それぞれに請求の際に明らかにすべき事項が異なる。現行の職務上請求においても記載する欄は条文ごとの必要事項が記載できるよう工夫されているが、オンラインの場合は、さらに細分化し、士業団体が法務省と協議の上で定められた定型文等を選択可能にするなど、自治体において審査がしやすいフォームにしていただきたい。特に、相続に関する請求では、依頼者、被相続人、請求対象者の三者の関係が請求書上に明らかにされるよう取り扱いいただきたい。	○	×	—	5-1
300	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	・説明要求について 請求の際に明らかにしなければならない事項が明らかにされおらず、説明要求をする事案が多いうえ、説明要求に応じずトラブルに発展する事例も多々ある。オンライン上での返戻や取下げの機能を構築し、返戻の場合は士業団体において内容確認のうえ、状況によって資格者に指導いただけるような仕組みを検討いただきたい。	○	×	—	5-1
301	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	「共通化推進方針（案）」とされているが、本方針では士業者団体ごとにシステムを構築し、市区町村が任意で導入する形が想定されており、結果として士業者団体ごとに異なるシステムが乱立し、真の意味での共通化が実現されない懸念がある。 市区町村にとっては、複数の士業者団体それぞれのシステムへ個別に対応することとなれば、導入・運用コストの増大や事務負担の増加を招きかねない。 共通化の効果を最大限に発揮するためには、士業者団体任せにするのではなく、国主導で全国統一のプラットフォームを構築し、すべての士業者・市区町村が同一システムを利用できる環境を整備すべきと考える。	○	×	—	5-1
302	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	8土業各々で構築したシステムを市区町村が導入するとすると導入費用が増大となり、かつ複数のシステムを管理する事務負担が増えることから、各々の市区町村が現在使用しているシステムでも職務上請求ができるような仕組みにしたいです。	○	×	—	5-1
303	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	受付方法が増えること自体が大きな負担となっている。 オンライン、郵送、窓口と複数の受付が併存する中で、さらに団体別オンラインが追加されるのは合理的ではない。整理・集約を前提とした制度設計が必要である。	○	×	—	5-1

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
304	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	土業団体においてシステムを構築することとなること、また、細かな設計については各土業団体が担うこととなると、それぞれが異なる内容を構築されることになり事務が煩雑になる。よって、土業団体と自治体双方が利用しやすいオンライン化とし、土業団体全体が全国共通でのオンライン化にすべきと考える。	○	×	—	5-1
305	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	証明書を紙で返送する場合、自治体側のメリットは非常に少ないため、電子的に送付できるシステム構築を希望する。		—	—	—
306	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	そもそも、法務局を中心に紙の証明書を求めているため、全体的な証明書発行が減らない。便利なシステムを構築する一方で、証明書を不要とする法整備についても一体的に検討すべきではないか。 (戸籍を管理している法務局が戸籍証明書を求めるケースが非常に多い)		—	—	—
307	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	自治体職員の減少が進む中で、複数システムを並行運用する体制は現実的ではない。 特に戸籍事務は専門性が高く、教育・引継ぎコストも大きい。 運用の複雑化を招かないよう、国主導で単一の標準システムを整備すべきである。	○	×	—	5-1
308	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	「職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）」において「職務上請求システムの細かな設計については、各土業者団体が担うことから、それぞれの団体に委ねられることとなる。」「職務上請求システムを多くの市区町村が使いやすいものとし、導入する市区町村が拡大していくことを目指す観点から、土業者団体も交えた形で市区町村との意見交換を行うなど、土業者団体と市区町村のお互いにとってよりよいシステムの構築を支援していく。」とあるが、各システムの入口や基本操作が異なると、自治体側の負担が大きくなることが想定される。また、それぞれの団体に細かな設計を行うとのことだが、地域・エリアなどで設計や仕様・費用が異なることがないよう、統一していただきたい。	○	×	—	5-1
309	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	「職務上請求システムに係る共通化推進方針（案）」において対象とする証明書は、『戸籍証明書のみ』（法務省管轄のみ）であるようだが、住民票の写しなどの戸籍証明書以外の証明書請求も可能とならなければ、土業者のニーズに応えることができないと考える。	(b)射程外	—	—	—
310	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	土業団体ごとに個別のシステムが構築された場合、実務の現場においては、複数の異なるシステムを利用・管理する必要が生じ、事務処理の手間が大幅に増大することが懸念されます。 具体的には、システムごとに操作方法や運用ルールが異なることから、職員教育および研修に係る負担が増加するほか、複数のシステムを都度確認する必要が生じることで、確認漏れや処理遅延等のリスクが高まるおそれがあります。 また、各種手数料や利用料の支払い方法については、キャッシュレス支払いが想定されることですが、土業団体ごとに異なる決済システムが導入された場合、支払い先が複数となり、その分、支払いに係る事務負担が増加することが懸念されます。 以上を踏まえ、UIや操作フローが土業団体ごとにばらつくことのないよう、国が主体となって統一した一つのシステムを整備することが不可欠であると強く要望いたします。	○	×	—	5-1
311	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	昨年度の国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリングに参加いたしました。本市は、市町村職員の負担軽減と併せ、土業団体、請求者の負担軽減も考慮した考えを述べさせていただきました。同時に財政的な問題で導入が出来ない土業団体や市町村があってはならないと考え、国によるマイナンバーカードを活用した統一したシステム導入をお願いしたいという認識です。今回の説明会では土業団体ごとにシステム構築の方針と理解いたしました。土業ごととなると市町村は複数のシステムも活用して業務を行うこととなり、現在以上の負担が発生することは容易に想像できるため、反対いたします。	○	×	—	5-1
312	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	説明会資料によると「希望する土業者団体が構築し、希望する市区町村が導入する」方針となっているが、導入する場合、請求を受ける戸籍担当部署だけでなく、契約部署や会計部署なども最大8つのベンダに対し対応が必要となる可能性があり、市区町村側の負担があまりに大きい。 また、費用も土業者団体ごとに発生する場合は非常に高額になる。 市区町村と土業者団体の自主的調整に任せる仕組みではなく、国としてシステムを統一化し、効果的なオンライン化してほしい。	○	×	—	5-1
313	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	「法務大臣の定める不正請求の防止措置（電子情報処理組織により職務上請求を行う際に必要な措置）」の「第3 体制等の整備」内で市町村長がやるべき対応が多すぎる。ほかの箇所でも「やるべきこと」が多々掲げられており、このような事項は国が主体で方法案を统一的に示して、全国的に共通化できるようにしてほしい。	(b)射程外	—	—	—
314	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	現在当区では、郵送によるキャッシュレス化を行ってなく、各土業がどのようなシステムを利用するのが不明です。また全ての土業者がシステムに参加しない可能性もあり取り扱いが混在するため事務負担の増が見込まれます。加えて、従来土業側の返信用封筒で対応していた部分が市区町村で返信用封筒作成を行い送付することになると、事務負担や経費の増のみならず、誤交付の危険性が高まる等の課題が多いため時期尚早だと考えます。	(f)解決済	—	—	—
315	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	オンライン申請によるものは、証明書を全ての作業がオンラインででき、電子納品で完結するシステムとすること。申請はオンラインであっても、紙ベースでの発送や一度印刷した後、電子データ変換を行う行為は、逆に自治体職員の業務量を増加させることに繋がるため、すべてオンラインによる処理で完結するものとしてほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
316	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	申請方法が簡便になることにより、土業側からの請求料が増大すると想定され、真に必要な証明書の請求を行うよう、土業団体側においてルール化を行うこと。	(b)射程外	—	—	—
317	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	8土業団体がそれぞれでシステムを構築し運用を行うことは、自治体側においては負担となるため、統一的システムの構築を行うこと。また、システム運用について、自治体の負担を安価とするよう設計を行うこと。作業・コスト両面での増加は自治体として受け入れられるものではないと考える。	○	×	—	5-1
318	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○土業団体ごとにシステム開発・運用する場合、（オンラインと郵送を併用されることもあり）市区町村側の工数が増えるため請求件数が増加した場合には対応が困難と考えます。職務上請求システムを統一（共通）して開発したり、システムの仕様上で請求内容の不備を確認し不適切な請求を不可とする（請求書の記入についてあまりにも不備が多く、その都度請求元に確認が必要となるため）等、現場の負担を軽減する方式の選定をお願いします。	○	×	—	5-1
319	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○職務上請求においては、戸籍証明書のみならず、住民票や戸籍の附票も合わせて請求されることが多く、戸籍証明だけでは限定的になるため住民票と戸籍の附票の請求も可能なシステムとなるよう、開発当初から構築していただけるようお願いいたします。	(b)射程外	—	—	—
320	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	○市区町村側のメリットは少ないため、任意とした場合導入しない自治体も多くなると想定されます。しかしながら、導入しなかった場合には当該自治体に対して土業団体から区議会等を通じ導入について強い圧力が働くものと想定されます。市区町村での導入にあたり、初期費用について補助金対象とするなど導入へのハードルを下げるための予算措置を要望します。なお、土業団体ごとにシステム構築や運用のための契約金額に差異が生じることも適切でないと考えますので、その意味でも負担が平等な共通システムの開発をお願いします。	○	×	—	5-1
321	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	推進方針案では「各土業者団体がそれぞれシステムを構築する」とされている。しかし、各団体が個別にシステムを開発した場合、申請を受け付ける現場においては、土業者ごとに異なるシステムを使い分ける必要が生じ、自治体側の業務負担の増大につながるおそれがある。 また、トータルコストの最小化という観点からも、各土業者団体がそれぞれバラバラにシステムを構築することとするより、国が1つのシステムを構築し、そのシステムをすべての土業者団体が使えることとする方が適切なのではないかと考える。国がシステム構築することが困難であるとしても、1つの団体（複数の団体が共同することも考えられる）がシステムを構築して他の土業者団体に横展開し一緒に使うことも効率的な案だと考えられるので実現を検討してほしい。	○	×	—	5-1
322	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	推進方針案の策定にあたっては、法務省に対し「地方自治体や各土業者団体の声を聞きながら、・・・検討されたい」とされている。しかしながら、少なくとも本市に対しては、これまで意見照会等は行われていない。 一方で、スケジュールにおいては「今年度より開発業者における開発」とされており、地方自治体の意見が十分に反映されないままシステム構築が進められるのではないかとこの大きな不安を抱いている。 地方自治体の現場意見を丁寧に聴取し、その要望を適切に反映させた上で、土業者および地方自治体の双方にとって利便性が高く、実務に即したシステムとなるよう、改めて地方自治体の声を聴くプロセスを設けたうえでシステム構築を検討されることを求める。	○	×	—	5-1
323	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	法務省がすでに構築運用している戸籍情報連携システムを活用して自治体の戸籍情報システムへデータ連携する方式を前提に設計することが望ましいと考えます。 既に戸籍分野では、氏名の振り仮名のオンライン届出においてこのデータ連携のスキームが実現していることも踏まえ、職務上請求も同一のデータ連携を活用することで、運用の煩雑さを回避できるのではないかと想定しています。	○	×	—	5-1
324	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通システムの構築にあたっては、単なるシステム化にとどまらず、業務プロセス全体を見直すBPRの観点から、統一様式（請求書様式や記載項目の標準化を行う）とすることにより、申請・審査・交付までの業務の効率化を図ることが重要であると考えます。そのため、請求書様式の統一についても含めて、併せてご検討いただきたいと思います。	○	×	—	5-1
325	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	住民基本台帳法第12条の3に基づく住民票の写し等の職務上請求についても共通化すべき業務として一体的に検討すべき。	(b)射程外	—	—	—
326	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	請求書記載内容の不備や請求目的の確認、必要に応じて追加の添付書類を請求者に依頼することも郵送による請求において事務負担となっている。オンライン請求によりかえって事務負担増とならないよう不正、不備の請求を防止するシステムの構築を求める。	○	×	—	5-1
327	⑤ 職務上請求システム <法務省、総務省、デジタル庁（土業を所管する省庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	現状郵送による請求の場合、郵送料と返信用封筒代を請求者が負担しているが、オンライン請求の場合は自治体が返送時の封筒を用意しなければならず、自治体の費用負担は増加するのでは。	○	×	—	5-1
328	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム <国土交通省（デジタル庁）>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	国土交通省は、デジタル庁の協力を得て、令和8年3月末までに、びったりサービスの標準様式プリセットを念頭に置きながら、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
329	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、申請者にとってより便利で使いやすいものとなるよう申請者のニーズ(利用者起点)に留意しつつも、市区町村の負担軽減の観点から、びったりサービスの標準様式プリセットを念頭に置きながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.2 2 (1) イ、共通化後の姿(共通化パターン等) びったりサービスによるオンライン申請の導入を促進することで、申請プラットフォームの共通化を図る。	×
330	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	臨時運行許可の申請の電子化と仮ナンバーの郵送ができれば、最寄りの自治体に出頭し申請するのではなく運輸支局に電子申請する者も増えるのではないかと。	○	×		6-2 6-4
331	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	カーディーラー等の申請者の現状の業務フローや仮ナンバーを郵送する市町村の負担等を考慮する必要を前提とした上で、デジタル化を契機として事前に仮ナンバーを申請し、郵送で受け取り、移動するといった新たな業務フローを検討することはありえるのではないかと。カーディーラー等の事業者は現状をベースに意見を述べているのであり、デジタル化を進めることで行動変容を促していくべきではないかと。	○	×		6-4
332	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	システムの共通化は基本的には賛同する。他方で、仮ナンバーが現物として物理的に存在する限り、手続きのオンライン完結には限界があることがネック。仮ナンバーの郵送業務は相当の負担でもあり、実現可能性の論点はあるものの、現物を介在しない形での共通化の検討ができれば望ましい。	(b)射程外	×	—	—
333	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	市町村で年間75万件前後の申請がほぼアナログであるということで、事務負担は相当程度大きいものだと考える。今後の地方自治体の人手不足等を考えれば、アナログで実施されていることをデジタル化することで負担軽減を図ることは必要だと考える。現時点では、申請者の多くは一気通貫、窓口で手続きを実施することを望んでいるといったニーズも汲みながら、課題の解決に向けて共通化に向けた取り組みを進めていただきたい。	○	○	p.3 2. 共通化の方法(2)ア (イ)行政の効率化 オンライン申請が未導入の市町村においては、びったりサービスを用いることにより、独自でシステムの開発及び運用・保守をせずとも申請のオンライン化を実現することが可能となる。また、標準様式を用いることにより、びったりサービス上の申請フォームを作成する作業が不要となることから、オンライン化の作業が大幅に軽減される。 既に独自のオンライン申請を導入済みの市町村においても、びったりサービスへ切り替えることにより、独自システムの調達や運用・保守のためのコストが不要となり、財政負担の軽減が図られる。 標準様式を用いたオンライン申請を導入している市町村においては、今後制度改正により申請書の記載事項や様式の修正等があった場合、当該制度改正の内容を国土交通省が標準様式に反映することによって、各自治体における修正作業が不要となり業務効率化が図られる。	×
334	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	現場の利便性向上が図られるシステムとすることが重要。例えば、臨時運行許可の手続きに係る手数料のオンライン納付が可能とするなど、共通化の検討を進める上では、現場のニーズを踏まえながら、課題を乗り越えていくことが必要	○	×		6-4
335	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	様々な課題やニーズがあることは理解。他方で、仮ナンバーの郵送の手間暇があることを理解しつつ、地方自治体からの提案が行われていることも事実。手続きの最初から最後まで一気通貫でデジタル化することは難しい面がある中で、何か一部を切り出して、デジタルで合理化できる手続きについて検討の余地があるかと考える。幅広く現場や地方自治体の意見を聴きながら、共通化の検討をお願いしたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
336	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	窓口での対面手続きの場合の課題は理解。他方で、自賠責保険証明書の提示について目視を前提とせずオンライン申請の見地に立って考えれば、自賠責を取り扱っている保険会社が何らかの認証局の電子証明書を取得し、自らの秘密鍵で電子署名を自賠責保険証明書に行う、被保険者は当該自賠責保険証明書を添付して電子申請を行い、申請の相手方は電子証明書の有効性確認等を行うことで、改ざん防止措置は可能と考えられる。	○	○	p.3 3. 共通化の推進スケジュール (1)共通化を進める上での課題と対応方策 自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。 そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。	×
337	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	許可証の発行、回収は窓口で行わざるを得なく、窓口での対応時間も短時間のため、電子申請導入のメリットははっきりしない。発行、回収を管理する仕組みの必要性はあるとは思う。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
338	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については、自動車損害賠償保障法上、電磁的記録による方法は不可であり、原本の提示が求められているため、申請者は必ず窓口において原本を提示する必要があることから、申請手続をオンライン完結するためには、電子申請システムを構築するだけでなく、自動車損害賠償責任保険証の掲示について電子的記録による方法を可能にする必要があると考える。	○	○	p.3 3. 共通化の推進スケジュール (1)共通化を進める上での課題と対応方策 自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。 そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。	6-4
339	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当市でも独自の申請システムを導入する直前まで来ている。導入後すぐに共通の申請システムができたのでそれを使いましょうでは、利用者の混乱を招く。いつから導入されるのか具体的に示していただかないと、独自のシステムの導入をそのまま進めるのか、とりやめて共通システムの導入まで待つのかの判断ができない。はっきりとした導入時期などのスケジュールを早急にお示しいただきたい。	○	○	p.4 3. 共通化の推進スケジュール (2)スケジュール (略)	×
340	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	ワーキングチームの議事に「物理的なナンバープレートと交付・返却するという事務の性質から郵送の新しい事務が発生することが想定」とあるので、共通化を進めるにあたり、交付・返却の窓口を自治体から郵便局に変更してはどうか。そのメリットは下記のとおり。 1. 自治体数約1,700に対し、郵便局の数は約23,000。2. 郵便局に返却すれば郵送の必要はない。借りたところ以外でも返却できるようにサービスを広げた場合でも、各支局から総括する中央局に郵送することは郵便局では普段から行われて事務の一つだろうと思う。3. 郵便局では250CC以下の自動二輪しか自賠責保険を扱っていないが、仮ナンバーを借りる際に必要な自動車の自賠責保険も扱うようにすれば、ユーザーの利便性が増す。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
341	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	臨時運行許可に係る業務については、地方運輸支局、市区町村にとって共通的なものであるため、所管する国土交通省が共通化の方法を策定して欲しい。 まずは、びったりサービスの標準様式プリセットからはじめ、最終的には申請から許可までオンラインで完結できるようにして欲しい。 許可証は紙ではなく、データを申請者のスマホに送る方法もあるのではないかと。 プレートについては、物理的なものであるため、窓口交付か郵送か選べる形式が望ましい。	○	○	【1・4パラ目】 共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。  【2・3パラ目】(e)前提条件を整理すべきもの	—
342	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	関係府省庁ヒアリングの議事要旨を拝見すると仮ナンバーの現物を廃止することは困難とのことであるが、仮ナンバーの電子化(二次元コード表示など)などの抜本的な制度改正も検討していただきたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきなのか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
343	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・電子申請のシステムを整備するに当たっては、電子決済（発行手数料750円）機能も同時に導入してもらいたい。その電子決済については、臨時運行許可業務に特化したシステムではなく、汎用性があり、他業務でも利用できるものにしてもらいたい。 ※e-Taxのような、QRコードのついた紙の納付書を申請者に郵送するような方法は、事務の軽減につながらないため反対である。	○	×		6-4
344	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・申請者は、外国籍の方が多いため、申請システムは、「多言語対応」となるようお願いしたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
345	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・申請時に法令等を守らなかった場合の罰則規定を申請者が必ず読むような誘導を図り、罰則規定について「確認」ボタン等を押さないと申請できないような仕様としてほしい。	(b)射程外	—	—	—
346	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請の要件に合致するかどうかや電子申請に添付された書類の真正性の判断等の運用について、ご検討いただきたい。電子申請の場合に、臨時運航許可番号標や許可証の交付は窓口で行うのか、郵送で送付してよいのか、その場合の郵便代は法定受託事務につき国土交通省にて予算措置のうえ補助していただけるのか、ご検討いただきたい。	(b)射程外	—	—	—
347	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請の要件に合致するかどうかや電子申請に添付された書類の真正性の判断等の運用について、ご検討いただきたい。電子申請の場合に、臨時運航許可番号標や許可証の交付は窓口で行うのか、郵送で送付してよいのか、その場合の郵便代は法定受託事務につき国土交通省にて予算措置のうえ補助していただけるのか、ご検討いただきたい。	○	×	— ※ 後半は(b)射程外	6-4
348	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・「申請（確認資料含む）」「許可（許可証発行含む）」「手数料管理」「督促（督促状作成含む）」「回収状況管理」「ナンバープレートの保有状況等管理」などを含めることができるものは可能な限り包括的に管理できるシステムにしてほしい。 ・「個人」「個人事業主」「法人」の申請に対応できるようにしてほしい。 ・クラウドで件数等を集計して、地方自治体への照会を省略してほしい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
349	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・「申請（確認資料含む）」「許可（許可証発行含む）」「手数料管理」「督促（督促状作成含む）」「回収状況管理」「ナンバープレートの保有状況等管理」などを含めることができるものは可能な限り包括的に管理できるシステムにしてほしい。 ・「個人」「個人事業主」「法人」の申請に対応できるようにしてほしい。 ・クラウドで件数等を集計して、地方自治体への照会を省略してほしい。	○	×		6-4
350	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・「申請（確認資料含む）」「許可（許可証発行含む）」「手数料管理」「督促（督促状作成含む）」「回収状況管理」「ナンバープレートの保有状況等管理」などを含めることができるものは可能な限り包括的に管理できるシステムにしてほしい。 ・「個人」「個人事業主」「法人」の申請に対応できるようにしてほしい。 ・クラウドで件数等を集計して、地方自治体への照会を省略してほしい。	(b)射程外	—	—	—
351	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自動車臨時運行許可については、申請→許可後に、許可証とナンバープレートを申請者に貸与し、手数料を収受する流れで業務を行っています。法令の規定及びナンバープレートは数が限られていることから、原則、臨時運行許可は使用の前日又は当日に行っており、窓口での受取りとすることで、本来不要である申請（仮申請的な申請）に対する抑止効果が期待されること、対面でない場合、返却に関する意識が低下する懸念があります。以上のことから、オンラインにより申請受付を行うことは可能であっても、交付については窓口での対応が必要と考えます。	○	×		6-4
352	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請予約を想定した場合、不明な点や不備について申請者に電話で問合せする必要があるため、自治体の負担軽減に繋がらない可能性がある。	(a)根拠不明確	—	—	—
353	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体で保有している番号標には数に限りがあるため、例えば郵送で許可証や番号標を送るという運用になった場合、実際の貸出期間が延びてしまうことが考えられるため、制度設計には注意いただきたい。また1日に多くの申請がある訳ではないため、従来の申請方法と電子申請の併用は自治体職員の業務が増えるだけである。	○	○	p.3 2（2）ア (イ) 行政の効率化 オンライン申請が未導入の市町村においては、びったりサービスを用いることにより、独自でシステムの開発及び運用・保守をせずとも申請のオンライン化を実現することが可能となる。また、標準様式を用いることにより、びったりサービス上の申請フォームを作成する作業が不要となることから、オンライン化の作業が大幅に軽減される。 既に独自のオンライン申請を導入済みの市町村においても、びったりサービスへ切り替えることにより、独自システムの調達や運用・保守のためのコストが不要となり、財政負担の軽減が図られる。 標準様式を用いたオンライン申請を導入している市町村においては、今後制度改革により申請書の記載事項や様式の修正等があった場合、当該制度改革の内容を国土交通省が標準様式に反映することによって、各自治体における修正作業が不要となり業務効率化が図られる。	6-4
354	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請システムに連動する管理システムを同時に整備し、全国の運用状況を随時把握及び可視化の実現を提案する。仮ナンバーは悪用されるケースも報告があることから、番号標をGPSタグ+ソーラー電池を封入する仕様に刷新することにより、貸出前は在庫状況、貸出後は運行経路及び存在場所の特定がリアルタイムに可能となると考える。未返納対策及び犯罪の抑止効果も期待できる。	(b)射程外	—	—	—
355	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請人は法人・個人の区別なく誰でも申請人になれますが、申請のほとんどが法人です。法人の場合は、来庁者は従業員でもその法人に対し臨時運行許可証の交付及び許可番号標の貸与をしているわけですから、マイナポータル（びったりサービス）を活用したオンライン申請には適さないことから選定候補より見送ることが望ましい。	(f)解決済	—	—	—
356	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請を行えるようにすることは、申請者にとっては申請書作成の手間は削減できるが、申請人は臨時運行許可証の交付及び許可番号標の貸与を受けるために来庁しなければならない。現在は、その場で申請書を作成し即時交付及び貸与していたものが、市区町村は申請者がオンライン申請したか等を確認する手間が増え、申請者はそのことにより現在の事務処理による待ち時間より、オンライン申請をした方が待ち時間が増える可能性があるため、市区町村及び申請人にとって当事者双方の利益につながる可能性が低いことから選定候補より見送ることが望ましい。	(c)抽象的なもの	—	—	—
357	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、マイナポータル等を利用した自治体のオンライン化については、オンラインによる申請と、従来の来庁や郵送による申請が混在していることにより煩雑を極めており、オンライン申請の導入による事務の省力化に繋がっていない。自動車臨時運行許可申請システムの導入にあたっては、業界団体等と綿密な調整を図り、全件をオンライン申請にする仕組みを構築する等、自治体の事務の省力化も念頭に調整願いたい。	○	×		6-4

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
358	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現物である仮ナンバープレートの存在が、電子申請の効果を限定的かつ表面的なものに留める要因となっている。申請手続きをオンライン化しても、最終的に物理的なプレートのやり取りが必要であれば、申請者・自治体双方の事務負担やリードタイムの大幅な削減、ユーザー体験の向上といったDX本来の効果は限定的である。 次に、仮ナンバープレートの物理的授与に代わる、確実に該当車両を特定し、法的信頼性を担保できるデジタルな代替手段の開発が必須である。これにより、真の意味での「申請から使用・確認・管理まで一気通貫のデジタル化」が実現できると考える。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
359	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	利用者起点での検討が必要なのは理解していますが、同時に受付する側（職員側）の利便性も追求していただきたいと考えます。例えば、貸与した仮ナンバーの返納期限経過後の対応に関する記述において、「仮ナンバーの貸与状況等の管理がデジタル化されていないことにより…（以下略）」とありますが、単にxlsx等で管理することがデジタル化ではありません。 共通システム化により、例えば職員側もログインすることにより、容易に状況把握等ができるダッシュボードや次にする業務をプッシュで通知するなど配慮したものとすれば、紙の申請等と並行するダブルトラックが生じたとしても少しは職員側の手間が減ると考えます。	(b)射程外	—	—	—
360	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【事前質問一覧から】 「各自治体において手続きのオンライン化の要否や仮ナンバーの郵送の是非等は各団体が判断…（略）」とされていますが、「事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている。」という現状に対する解決にならないものと考えます。（法定受託事務であることは認識の上で、）共通基盤でやるのであれば、この機会で国地方あげて共通の運用となるように推進していただきたいと考えます。	○	○	p.2 2（2）ア (ア)国民の利便性の向上 オンライン申請のプラットフォームが共通化されることにより、自治体ごとに申請システムを検索する必要がなくなるとともに、それぞれのサイト・システムの操作方法を覚える必要がなくなる等UXの改善が図られる。加えて、マイナンバーカードを用いた入力補助により、申請フォームの作成負担が軽減される。 また、オンライン申請が未導入の自治体における申請のオンライン化が促進されることにより、オンライン申請が可能な者の範囲が拡大する。	×
361	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では年間約2000件の臨時運行許可番号標の貸出しを行っているが、特に、返納のない者に対する催告（電話・文書）に要する事務量や窓口対応での精神的労力など、数ある窓口業務の中で、本業務は最も負担の大きい業務となっている。 現在、市独自のオンライン申請システムを構築中であるが、「市区町村をまたがって活動する事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている」点から、煩雑さが解消されるのであれば、本市においてもびったりサービスの導入について検討したい。一方で、「びったりサービス」により、自動車臨時運行許可のシステム化が実現し、申請者が窓口に行く必要がなくなれば、地方団体の現状に配慮いただき、「地方団体と国」ではなく、「国」が一元的に処理（対応）すべきものと考えている。	○	○	前段は、 p.2 2（2）ア (ア)国民の利便性の向上 (イ)行政の効率化  後段は、 「(e)前提条件を整理すべきもの」	—
362	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	臨時運行許可は、出発地、目的地又は経由地が申請先となる事とされています。実際、申請の大半は市内及び近隣市在住者であり、オンライン申請を可能としたところで、来庁の手間が大きく削減されるわけではないと考えます。加えて市町村にとっては、手数料等の徴収や許可証等の送付の手間が増えることになると推測します。	○	×		6-4
363	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	多くの市町村では、各省庁が実施する事務のオンライン化により、端末の置き場がなく困っています（法務省が在留カードとマイナンバーカードの一体化に伴うスタンドアロン端末の設置に関する情報を発出した際には、県内会議で議題になったほどです。）。今後、臨時運行許可のシステムが導入されるのであれば、現状のネットワーク及び端末を有効活用する方法を検討いただきたい。	(f)解決済	—	—	—
364	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請情報を基にした許可証が自動作成され、発行することができるような機能が搭載されていると大変助かります。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
365	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iv) 中間報告での指摘等	資料中で「地方分権の対応方針において「措置済み」とされたことも踏まえ、共通化候補から除外」して欲しいとの要望をいただいているところだが、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定）でも示されているとおり、共通化の取組と地方分権の取組との関係性は、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とするというものであり、分権提案で措置済みであることをもって共通化候補から除外という整理となっていない。このことは、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針の協議において、デジタル行財政改革事務局及び地方分権改革推進室からお伝えしているところである。従って、「地方分権の対応方針において「措置済み」とされたことも踏まえ、共通化候補から除外」して欲しいとの要望について了承することはできない。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
366	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iv) 中間報告での指摘等	資料中で「オンライン化することに対するニーズは極めて限定的」、「同様の意見を持つ自治体が多く見受けられる」といった形で地方自治体の意見を引用しているところである。他方、地方自治体の意見を見ると、自動車の運行管理について自治体に裁量性が乏しいことや権限がそもそも無いことを前提としてのものと推察しているが、例えば、「手続きのオンライン化が実現し、申請者が窓口に行く必要がなくなれば、国が一元的に処理すべき事務ではないか」、「返納のない者に対する催告に要する事務量は窓口対応での精神的労力により、負担も大きい」といった意見も寄せられているところであり、共通化の検討に当たっては、こうした意見も含めて考えていく必要があると考えている。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
367	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iv) 中間報告での指摘等	資料中で「オンライン化することに対するニーズは極めて限定的」、「同様の意見を持つ自治体が多く見受けられる」といった形で地方自治体の意見を引用しているところである。他方、地方自治体の意見を見ると、自動車の運行管理について自治体に裁量性が乏しいことや権限がそもそも無いことを前提としてのものと推察しているが、例えば、「手続きのオンライン化が実現し、申請者が窓口に行く必要がなくなれば、国が一元的に処理すべき事務ではないか」、「返納のない者に対する催告に要する事務量は窓口対応での精神的労力により、負担も大きい」といった意見も寄せられているところであり、共通化の検討に当たっては、こうした意見も含めて考えていく必要があると考えている。	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
368	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iv) 中間報告での指摘等	資料中で「オンライン化することに対するニーズは極めて限定的」、「同様の意見を持つ自治体が多く見受けられる」といった形で地方自治体の意見を引用しているところである。他方、地方自治体の意見を見ると、自動車の運行管理について自治体に裁量性が乏しいことや権限がそもそも無いことを前提としてのものと推察しているが、例えば、「手続きのオンライン化が実現し、申請者が窓口に行く必要がなくなれば、国が一元的に処理すべき事務ではないか」、「返納のない者に対する催告に要する事務量は窓口対応での精神的労力により、負担も大きい」といった意見も寄せられているところであり、共通化の検討に当たっては、こうした意見も含めて考えていく必要があると考えている。 <b>【事務局注】作成過程で誤って重複記載が生じたものであり、以降の列は#367と同じ整理</b>	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
369	⑥自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省（デジタル庁）>	iv) 中間報告での指摘等	加えて、事業者からはオンライン化の要望やニーズは乏しいといった説明を従前からいただいているところであるが、事務局において諸外国の状況等を調べたところ、諸外国ではオンライン化も進んでいるようであり、国によっては、地方自治体での対応でなく国で一つの窓口で対応している国もあるようである。事業者は、あくまで今の業務フローを前提として、ニーズをお答えされていると思考するが、 <u>デジタル行財政改革の取組としての共通化は、利用者起点で利用者の利便性を高めるといった視点とともに、人口減少に伴い、職員や財源も減少傾向にある地方自治体が如何にして持続可能な形で行政運営していくかという視点も踏まえながら、検討されていく必要があるものである。例えば、e-Taxによる確定申告も当初は利用者が少なかったが、時間をかけて取り組んだことで今は多くの国民に浸透している。繰り返しになるが、オンライン申請がほぼ行われていない現状の世界観・認識でニーズが無いということだけでなく、如何にしてデジタルの力の活用により世の中を便利にするかという視座を持ち、時間をかけて事業者の行動変容を起し、その中で行政の効率化も図っていくという長期的で視野の広い取組みも進めていただければと考えている。</u>	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきなのか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
370	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	資料中に、「びったりサービスを用いた臨時運行許可のオンライン申請ではマイナンバーカードの利用は必須ではない」と記載があるところであるが、マイナンバーカードのICチップの電子証明書や各ユーザーの秘密鍵による電子署名による本人確認等が必要ないということではないか。単にオンライン上の申請様式に記入するだけであれば、ある種のなりすまし申請が可能になるのではないかと懸念がある。また、現在、市町村の窓口等で行われている申請の業務フローであっても、マイナンバーカードや免許証の券面提示や、申請者が法人の従業員や代表者である場合は社員証の提示やコピーの提出等により、一定程度、本人確認や所属の確認を行っているのではないかと懸念がある。現在の窓口による申請の業務フローでも仮ナンバーが申請通りに使われない、返却もされないという事態が発生していることと伺っており、オンライン申請の場合に本人確認を行わないとすれば、こうした事態がますます広まる可能性があるのではないかと懸念している。 →現在の申請の業務フローについては、例えば、法人や整備工場の方から申請があった場合であっても、窓口で仮ナンバーを渡す際に、身分を確認できる書面を提示してもらい、申請書に記載の受領者と窓口に来庁した者が同一人物であることを確認している。オンライン申請でもあっても基本的な同じ運用を行っているものと考えている。<国土交通省> ・現在も窓口で本人確認しているということであれば、オンラインでも何らかの手段で本人確認を行う必要があるのではないかと懸念している。 →オンライン申請においては、申請の際に身分証などのコピーを電子データとして添付してもらうことで本人確認することを想定している。<国土交通省> ・オンライン申請においても何らかの手段で本人確認するというのであれば、マイナンバーカードの電子署名を活用することが可能であり、確實かつ効率的なのではないかと懸念している。 →マイナンバーカードを活用すれば、びったりサービスにおいて、本人を確認することは可能である。<デジタル庁> →マイナンバーカードを所持している方はマイナンバーカードの電子署名の機能を活用いただける。他方、マイナンバーカードを所持していない方も一定数おられると承知しており、そういった方は別の手段によって本人確認を行う必要がある。<国土交通省> ・説明は理解。その上で、仮ナンバーの管理について、利用期間を超過しても返却がなされないといった問題への対策、本人を偽った虚偽申請の防止、申請者と仮ナンバーの送付先住所が異なる場合があるといった実態を踏まえ、マイナンバーカードを活用したある程度厳格な本人確認を行う必要性があるのではないかと懸念しているところである。	○	×		6-4
371	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・びったりサービスを利用したオンライン申請の際、特に申請者が法人に所属する者である場合、申請者とオンライン決済に使用するクレジットカード等の名義人が一致しないことがあるのではと考えている。法人が申請する場合、従業員や代表者が個人で立替払いをしているケースが多いのか、法人名義のクレジットカードで支払う場合があるのかといった現場の実態は承知していないが、いずれにしても、申請者と支払いの名義人が異なる場合に何らかの事故が生じないよう、オンライン申請であっても個人確認をきちりと行う必要があるのかとも考えるが、現在の市町村の窓口での支払いの実態を踏まえ、オンライン化に移行していくに当たって、国交省としてどのように整理しているか。 →窓口での支払いの場合、法人の代表者又はその従業員が出勤し、現金で払う場合は現金で支払っている。クレジットで決済する場合、ビジネスカード等で決済しているケースもあろうかと承知しているが、窓口でクレジットカードの名義人が来庁者と一致しているかというところまで確認をしているケースは基本的にはないかと承知している。こうした実態を踏まえ、びったりサービスは法人による申請のオンライン決済にも対応していると認識している。<国土交通省> ・例えば、Aという名前で申請した者がいた場合に、Aが所属している法人のクレジットカード、つまりAとは名義の違うB会社のクレジットカードで支払うこととなっても、担当省庁である国土交通省がこのような整理でも問題ないということであれば、デジタル庁としてマイナンバーのびったりサービス上は許容されるという理解でよいのか。 →現在も、一般的に、商品を購入した本人とクレジットカードの名義が一語かというところまで確認はされていないものと考えているところであり、びったりサービスの運用上、許容されるものである。<デジタル庁> ・一般論としては、申請の名義人と決済の名義人を整合させる必要があるとも考えられる。そのように考えれば、法人からの申請の場合は、G ビジ ID や e-Gov 等のシステムとの連携も検討し得るのではないかと考えるが、どのように考えるか。そういった検討は必要ないという理解でよいのか。 →まずはびったりサービスのプリセットからはじめ、運用状況をフォローアップした上で、検討をしてみたい。<国土交通省>	○	×		6-4
372	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	→土日にお客さんから車を預かって、それを平日のどこかで持って行くというニーズは一定程度存在すると認識しており、今回のオンラインによって計画的に事業者が仮ナンバーを申請するというケースもあるとは認識している。ただ、そうではないケースもあると認識している。色々なケースがあるというのが正直なところ。<国土交通省> ・事業者の行動原理や商売の実際の流れは中々把握できていない部分もあると思っている。今後、 <u>取組みを広めていくに当たっては、今の業務フローはこういう風にやっているかもしれないけども、今後は、こうしたやり方で進めた方が合理的ではないか、といった説明も必要ではないかと懸念しているところである。</u>	○	×		6-4
373	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	→真正性の確認については、夏以降、損保業会との調整も踏まえ、現在発行されているQRコードがついた自賠証をアップロードし、QRコードの横に付されたパスコードをQRコードよりアクセスした先で入力することで個別の自賠証が確認できるようになっている。<国土交通省> ・パスコードを入れて確認するのは、発行者である損保会社のホームページに行き確認することか。それで十分確認できるということか。 →そのとおり。秋頃に自治体にアンケートを行ったところであるが、QRコードを読み取る端末がないという自治体もあるようで、これは一つの課題であると認識している。また、電子自賠証の真正性確認を全てQRコードで対応することは自治体の負担が大きいのアンケート結果もあったところであり、3月末頃にガイドライン又は通達といった形で整理していく予定である。加えて、省令改正も進めているところである。<国土交通省>	○	○	p.3 3. 共通化の推進スケジュール (1) 共通化を進める上での課題と対応策 自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自賠証の原本の提示が義務づけられているため、現行法令上ではオンライン申請をした場合でも窓口で自賠証を提示する必要がある。 そのため、オンライン申請において電磁的記録による自賠証の提示を可能とする省令改正を行う。	×
374	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・共通化するに当たって、多くの市町村から申請者の大半が法人であるという意見を伺っているところであり、マイナンバーで十分に対応できるのか。先ほど対応できるという説明もいただいたところであるが、まだ半信半疑なところもあり不安を持っているところ。いずれにしても、申請者や対応する市区町村も含めて、手続きのBPRやニーズも踏まえた対応を検討していくことが必要ではないかなという風に考えている。 →ご指摘の手続きのBPRや自治体のニーズも踏まえたものとなるよう取り組みたい。懸念としてお話のあった法人対応の部分については、実際にびったりサービスを実施してみて、その結果を踏まえ、検討したい。<国土交通省>	○	×		6-4
375	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	今後、びったりサービスによるオンラインでの申請が可能となることにより、現場での業務の流れも変わってくるものと考えている。手数料の支払い等も含め、ペーパーレス化ということで一定のメリットはあると感じる。従来のやり方を抜本的に変えることは大きな話であるので一気呵成に実行することは無理があると思う一方で、臨時運行許可については、現状で市町村が対応することにこだわりはなく、仮ナンバーのあり方自体を抜本的に見直し、全てデジタルで完結すれば理想のゴールだと考えている。遠い先のゴールかもしれないが、そこを目指して、まずはスモールステップのびったりサービスのオンライン申請は取り組むべきと考えている。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
376	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	現状、仮ナンバーを発行する主な主体は市区町村であるが、地方運輸支局も実施している実例があると認識している。オンライン申請等が影も形もない時代に、利用者の利便性を考えると、住民に身近な市区町村で交付することに一定の合理性があったであろうということであるに立って付けられていると推察している。市区町村からは、自動車の安全な運行管理に権限と責任が本来はないはずであるのに仮ナンバーの交付事務をなぜ市区町村で処理しているのかといった声も共通化の流れの中で聞くところでもある。全ての市区町村で対応する必要性は必ずしも無いとも考えられ、BPRや業務の見直しの上で、運輸支局のある市区町村であれば国の運輸支局が一元的に、電子申請も含めて対応するのが合理的という考え方も有り得ると考えている。こうした声も夏の意見照会では、実際自治体からもいただいている。いきなり全部国で対応しろということでは全くないが、自治体がオンライン申請を対応していくことに合わせて、地方の運輸支局でもオンライン申請を対応していくべきではないかと考える(後略)。 →びったりサービスによるオンライン申請がどのように使われているかということも踏まえつつ、将来的な話やそもそものあり方といったことを考えていきたい。また、国側のオンライン申請対応については、現時点では、臨時運行許可の申請は99パーセントが市区町村への申請となっているところであり、まずはびったりサービスがどのように使われるかを見ていきたい。<国土交通省> ・最初のスタートはそれでもいいのかもしれないが、先ほどから申し上げているとおり、市区町村の現場もかなり疲弊しており、もう余裕はない。国も同じだということかもしれないが、業務の性質やそもそもの権限を考えると、国にある程度寄せていくことが合理的であり、本来の姿ではないかと感じるので、中長期的な観点で、そもそものあり方も含めご検討いただければありがたい。	(e)前提条件を整理すべきもの	—		—
377	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	この業務については、もちろん将来的には、国の業務として一部携わってもらいたいという形になることが望ましい。他方で、共通化のシステムに関しては、やはり申請から許可証の交付までをオンラインで完結できる仕組みでなくては利用者や行政双方ともあまり省力化にならないのではなかろうかと考えている。仮ナンバー自体も、今後、QRコードや2次元コード等で対応できれば理想であるものの、これが困難ということであれば、オンライン申請と窓口対応の二つが同じ状況になるとかえって行政側の業務が煩雑になることを懸念している。また、申請者側も仮ナンバー許可証を受け取るタイムラグが出てくるのではないかと考えており、こうした部分についても少し懸念を感じるようなところである。	(e)前提条件を整理すべきもの	—		—
378	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	法人も申請できる仕組みが必要と思われます。	○	×		6-4
379	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	本市では年間約2000件の臨時運行許可番号標の貸出しを行っているが、特に、返納のない者に対する催告(電話・文書)に要する事務量や窓口対応での精神的労力など、数ある窓口業務の中で、本業務は最も負担の大きい業務である。現在、本団体独自のオンライン申請システムを構築中であるが、「市区町村をまたがって活動する事業者からはそれぞれの市区町村の申請方法に対応しなければならず、煩雑となっているとの意見が挙げられている」点から、煩雑さが解消されるのであれば、「びったりサービス」について、導入の可否について検討すべき事項であると認識している。「びったりサービス」により、自動車臨時運行許可のシステム化が実現し、申請者が窓口に行く必要がないのであれば、地方団体の現状に配慮いただき、「地方団体と国」ではなく、「国」が一元的に処理(対応)すべきものと考えている。	(e)前提条件を整理すべきもの	—		—
380	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	臨時ナンバーに関しては、悪質な利用者が一定数存在し、返却されなかったり、悪用されたり、紛失される場合があり、それらへの対応が職員の負担になっている現状である。各市町村で共通様式を導入することで、利用者に対する利便性が増し、貸出数が増えることは望んでおらず、まずは臨時ナンバーを適正に借りて返せる仕組みづくりや利用者への周知を図ることを優先としたい。	(b)射程外	—		—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
381	⑥ 自動車臨時運行許可申請システム<国土交通省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	オンライン申請により利便性は上がるため利用者が増えることが予測されるが、気軽に申請できるようになる分、目的外運行や不正運行、番号標及び許可証の返納をしない又は滞る事例が増えることが懸念される。	(a)根拠不明確	—		—
382	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、デジタル庁の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
383	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、納税証明書等の取得目的には、行政機関への提出も含まれることから、行政機関間の情報連携の推進についても念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストが最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×
384	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体では、道府県税の納税証明書の請求を、独自の電子申請システムにより運用しているが、電子交付までは対応していない。電子申請の件数は450件弱で全体の3%程度。共通化の検討の中では、交付までをオンライン化することが重要と考える。	○	○	p.27 2(2)ア(ア) 国民の利便性の向上 国民にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、これまで地方団体窓口やコンビニに出向く、郵送する等の必要があったが、自宅等いながら請求から交付まで完結することになる。加えて、後続の手続(金融機関や行政機関等への提出等)においても電子データによる提出が可能となり、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。  p.27 2(2)ア(イ) 行政の効率化 地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の減少等、事務負担の軽減が図られる。	×
385	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体では、コンビニ交付による所得証明書の発行を行っており、コンビニ交付の手数料減免効果もあるが、件数は1万2000件弱で全体の38%を占めている。コンビニにすら行く必要がなく、自宅で請求、交付を受けられるのは、理想的であり、ぜひ進めてほしい。	○	○	p.27 2(2)ア(ア) 国民の利便性の向上 国民にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、これまで地方団体窓口やコンビニに出向く、郵送する等の必要があったが、自宅等いながら請求から交付まで完結することになる。加えて、後続の手続(金融機関や行政機関等への提出等)においても電子データによる提出が可能となり、事務負担の軽減や利便性の向上が図られる。	×
386	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	システム間での情報連携により、証明書の添付自体を不要とすることの検討は重要。例えば、法務局の不動産登記に係る手続で添付が求められている税証明書は、官公庁同士でシステム間連携できるような仕組みがあれば、さらに利便性が高まるのではないかと。	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×
387	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	税証明書の利用先やその利用の態様によって、既に構築されているシステムの活用の仕方が異なってくるのではないかと。例えば、金融機関から証明を求められている場合は、マイナポータルが提供するAPIを活用して、金融機関のシステムに、直接、証明内容を取り込めるようにすることが考えられるし、地方自治体が求めている場合は、マイナンバーによる情報連携が考えられる。	○	×	—	7-1
388	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	既に専門の検討会、ワーキンググループで検討が一定進捗しているようなので、既存のシステムを活用し、関係者の意見を踏まえながら、可能な限り早期に共通化を実現してほしい。	○	○	p.28 3(2)スケジュール 令和7年度地方税の電子化の推進に関する検討会とりまとめにおいて、「導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体的な導入年度について提示すべき」とされていることを踏まえ、令和8年度以降も引き続き検討を行う中で具体化していくこととする。	×
389	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	本団体では、法人を念頭に、税に関する未納の税額がないことの証明書を発行しているため、そのような地方団体独自の証明書の発行も共通システムの中でカバーしてもらえるとありがたい。	○	○	p.27 2(2)イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
390	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	コンビニ交付について、住登外の方に課税している場合の証明書は発行対象外という説明があったが、戸籍証明書は、(実際には住所地の市町村を経由して戸籍のある他の市町村に交付の請求を行うこともできることから)住登外であるか否かに関わらず、現在、マイナンバーカードを所持していれば、コンビニ交付できる。この仕組みを活用して住登外の方に対するコンビニ交付対応も検討の余地があるのではないかと。	(b)射程外	—	—	—
391	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	手数料納入時の入金消込の作業が効率的なものとなるよう、システム化を検討することが重要と考える。	○	○	p.27 2(2)ア(イ) 行政の効率化 地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の減少等、事務負担の軽減が図られる。	×
392	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	税務の標準準拠システムにも証明書発行機能が含まれているため、既存の標準化対象システムとの機能差を整理し、重複投資/重複管理を避けていただきたいです。	○	○	p.27 2(2)イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
393	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化候補(令和7年度選定分)案で示された地方税関係通知(納税証明書等含む)のデジタル化(イメージ)によると、eLTAXやマイナポータルを介した仕組みとする想定と見受けられますが、当県においては、宛名情報と個人番号、法人番号との紐づけが完了していない状況です。 件数ベースで割合の高い自動車税種別割については、特に、自動車登録時点で車体情報とマイナンバーや法人番号等の紐づけがなされておらず、令和9年度以降に予定されている納税通知の電子化においても、車体情報とマイナンバーや法人番号とのマッチングの方法が課題となっている状況です。納税証明(未納がないこと)には、自動車税種別割の納税状況も含まれますが、システム上でマイナンバー等をキーとした場合、納税義務者ごとの納税状況を正確に回答できない可能性があります。	(d)団体固有の事情	—	—	—
394	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(2) 選定の理由において、「現在、納税証明書、所得(課税)証明書等(以下「納税証明書等」という。)については、行政の手続(補助金申請、入札参加資格審査申請等)だけではなく、民間の手続(融資・借入、自動車売却時の添付等)においても、幅広く利用されている。」「証明書を利用する民間事業者等にとって、統一的な取扱いが望ましいと考えられる」と記載されているところ、すべての民間事業者等が電子納税証明書に対応できない場合、電子と紙の納税証明書等の併用となり、かえってトータルコストが増加すると考えられる。 また、例えば「融資・借入」の利用目的で一般に使用される納税証明書の種類は、いわゆる「県税に未納のない証明書」であり、イメージ図にあるeLTAXにおいては電子申告に対応した申告税目に関する課税情報は有するものの、賦課税目に関しては課税情報を有していないため、地方団体の税システムの改修が必要となる。	○	×	—	7-4

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
395	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	(2) 選定の理由において、「現在、納税証明書、所得(課税)証明書等(以下「納税証明書等」という。)については、行政の手続(補助金申請、入札参加資格審査申請等)だけではなく、民間の手続(融資・借入、自動車売却時の添付等)においても、幅広く利用されている。」「証明書を利用する民間事業者等にとって、統一的な取扱いが望ましいと考えられる」と記載されているところ、すべての民間事業者等が電子納税証明書に対応できない場合、電子と紙の納税証明書等の併用となり、かえってトータルコストが増加すると考えられる。 また、例えば「融資・借入」の利用目的で一般に使用される納税証明書の種類は、いわゆる「県税に未納のない証明書」であり、イメージ図にあるeLTAXにおいては電子申告に対応した申告税目に関する課税情報は有するものの、 <u>賦課税目に関しては課税情報を有していないため、地方団体の税システムの改修が必要となる。</u>	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
396	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子交付を進める上で、提出先の受け入れ体制整備も併せて取り組む必要があるかと思います。	○	×	—	7-4
397	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	納税証明書の発行については、課税に対する納入確認ができていないことが大前提となりますが、納入方法は、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付だけではなく、口座振替やクレジットカード払い、キャッシュレス決済等多岐にわたり、いずれにしてもその納入・入金確認に一定の時間を要することは避けられないと思われます。この課題に対しては、有人窓口での対応で納入済みの領収書原本の確認やスマートフォンアプリからの納入メールの画面等を確認して、その都度対応し、急ぎの交付申請者への対応を行っていることが予想されます。 このような急ぎのニーズにこれから構築されるシステムは対応できるのかどうか疑問です。税金によっては年に複数回の分割納期限が設定されており、このタイムラグ問題に迅速かつ的確に対処できる体制が構築できるのでしょうか。もし、納入状態は現行の方法での把握で確認できたものだけを交付対象とするシステム構築であれば、急ぎで納税証明書の交付を求める者に対しては、サービスの向上とは言えないものと考えられます。また、このシステムと従来の有人窓口での確認方式を併用するとしても、個々の案件のタイムラグ問題を正確に把握できない以上は交付申請者にとっては、交付申請窓口が特定できないという混乱を招く危険性があるのではと懸念します。	○	○	p.28 2(2)ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。  p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
398	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当市では、郵送による納税証明書等の請求・交付について業務を委託し、正職員においては審査及び押印の役割を担い、それ以外の発行、郵送等は委託事業者が行っている。電子申請を導入するにあたり、申請受理→発行→審査→手数料決済→交付等の一連の業務において委託事業者が行うことができる範囲を明示していただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
399	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	依頼事項にも記されていますが、国民が証明書を申請取得することが前提での新しい仕組み開発ではなく、提出先が公(行政)の場合は行政機関の情報連携の推進の課題として検討していくべきであり(所得課税証明にかかわるマイナンバー情報連携制度等)、また民間への提出の場合は、代理を認めるか否か、本人確認や代理権確認の認証を厳格に行う全国統一ルールを定めることが先であると考えます。	○	○	p.27 2(1)イ、共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×
400	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	依頼事項にも記されていますが、国民が証明書を申請取得することが前提での新しい仕組み開発ではなく、提出先が公(行政)の場合は行政機関の情報連携の推進の課題として検討していくべきであり(所得課税証明にかかわるマイナンバー情報連携制度等)、また民間への提出の場合は、代理を認めるか否か、本人確認や代理権確認の認証を厳格に行う全国統一ルールを定めることが先であると考えます。	○	○	p.28 3(1)ア、共通化の進め方について 納税証明書等の電子請求・交付に係る課題等については、地方税務手続の電子化の推進に向けた検討を行うため、学識経験者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士会連合会、総務省及び地方税共同機構で構成された「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、令和8年度以降も引き続き検討を行い、その内容も考慮しながら実装に向けた検討を更に進める。	×
401	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	証明書の目的として証明書名義人ではない第三者(提出先)が確認できることが必要となる、「電子的に受領した情報を後続する手続等に活用」とあるが、民間の証明書提出先が今までの紙收受体制に加えて、電子的に真正性を確認する手法を備えなければならないようにする負担が懸念されます。	○	×	—	7-3 7-4
402	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	狭義の納税証明書は税の完納の証明としての用途が多く、証明書出力後のトラブルを避けるため、交付請求時に未納がある場合の発行可否確認についても、ルールを定め電子的に措置する必要が見込まれます。(特に給与特別徴収については納税者責任ではなく特別徴収義務者に起因する未納滞納のため)	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
403	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	固定資産税の課税台帳記載事項証明書や納税証明書は、共有物件の場合や不動産登記簿上の所有者死亡の場合や対象不動産ごとに証明取得権限者が異なるなど様々な課題が多く、納税者本人による請求よりも代理人や相続人による請求が多いため、範囲を限定して検討すべきと考えます。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
404	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	即時納付について対応できるようにしてほしい。現状は納付データが翌日に使用できるようになっているため、納付当日の納税証明書等はご来庁いただき納付したことの証憑を以て納付情報を手入力し発行対応をしている。この状態を解消してほしい。	○	○	p.28 2(2) ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。  p.28 3(1) イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
405	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	eLTAXを通じての証明書交付申請⇒証明書交付⇒手数料の納入となると見込んでいますが、証明書交付申請時に委任による申請も多くあるため、その場合、手数料の納入者として証明書交付申請者若しくは納税義務者が指定されることになると考えられます。1件の証明書交付申請に対して、証明書交付申請者名で納入されるのか、納税義務者名で納入されるのか事前に指定されていないと手数料納入の確認に困難が生じますので、そのあたりについてご配慮をお願いします。eLTAXによる申告書には受付番号が付されていますので、それをキーに証明書交付申請情報と手数料納入情報が突合できるとベストかと考えます。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
406	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	各証明書について、自治体によって証明事項の項目に差異があると思われるため、標準レイアウトを基本としながら、各自治体の実情に応じて対応できるよう検討いただきたい。 (大阪市では、所得(課税)証明書の標準レイアウトにある「減免前所得割」・「所得割減免額」等の記載がない。また、固定資産課税台帳登録事項証明書においては、備考欄に「建築年」・「共有者氏名」等の記載がある。)	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
407	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	固定資産課税台帳登録事項証明書について、本人以外からの申請が大半であるため、本人以外からの申請についても検討いただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
408	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	法人の補助金申請等で提出要求の機会が多い「滞納がない証明書」や、酒類製造販売の免許申請に必要な「滞納処分を受けたことのない証明書」については、交付申請者の利便性を考慮し、未納分の電子的納付決済システムの構築と、証明書交付システムとの連携が必須とされます。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
409	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	所得(課税)証明書については、既に中間サーバー上にアップロードされた課税情報をマイナポータル上で閲覧することが可能な仕組みが構築されていることから、電子申請をした納税義務者が地方団体の証明発行作業を介することなく自動的に証明書を電子データとして取得することが可能となるよう検討いただきたい。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。 p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
410	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	検討にあたっては、個人、法人だけでなく税理士などの士業による代理申請や、任意代理だけでなく法定代理人が申請を行うことも考えられるため、それらの申請についても対応可能となるよう検討いただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
411	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	法人については、商業登記電子証明書では普及率が低いことから、GビズIDによる申請をもって、電子署名を省略可能とするなど、法人による申請の利便性向上及び真正性の確保について検討いただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
412	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	納税証明書等の電子的な交付に係る業務は、業務自体は共通的なものであるものの、以下のような点について自治体ごとに運用が異なることが考えられるため、自治体ごとに選択を可能とするか、効率的な運用が可能となるよう幅広い自治体の運用状況を踏まえたシステムとしていただきたい。 ・手数料の請求タイミングについて、申請時に決済させるか、申請受理後の審査結果に基づき請求するかという点 ・固定資産税の納税証明書のように、共有名義のもの対応方法 ・手数料は減免も含め自治体の条例で定められているため、自動計算とする場合は計算が異なるという点 ・税目、申請者の住所や物件所在地などに基づき対応部署が異なる場合がある点	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
413	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	申請内容の補正や不受理の決定、手数料の未納付、不足などについて、申請者とシステム上直接やりとりできるようにする機能を実装することを検討いただきたい。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
414	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国税の納税証明書のように、電子納税証明書をプリンターで印刷して利用できるよう、改ざん防止機能を実装することを検討いただきたい。	○	○	p.27 2(1)イ、共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×
415	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	交付された電子的な納税証明書等について、提出先である事業者等の負担が大きい場合利用可能となる提出先が拡大せずシステム構築による十分な効果が見込めないことから、提出を受けた事業者等が証明書の真正性の確認を簡便に実施できる手段の構築を併せて検討いただきたい。	○	×	-	7-3 7-4
416	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	税目ごとに、証明書の年度、対象者などを特定できるように、法人の会計年度、本店、支店、車体番号など、税目ごとに入力項目が分岐するよう適切な画面設計を検討いただきたい。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
417	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方税法施行令第6条の21等において、納税証明事項には、法定納期限等のほか、固定資産税課税台帳に登録された事項、地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと、その他条例で定める事項などが含まれているが、今回の対象となっている納税証明書の実装範囲を明確にしていきたい。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
418	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	個人住民税の特別徴収において、納税義務者ごと、特別徴収義務者ごとに証明するのか、軽自動車税について、個車ごと、納税義務者ごとに証明するかなど、各税目の課税実務の実態を踏まえた証明発行の単位についても検討いただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
419	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	DV等支援措置対象者について、該当者が転出済後再転出している元住民等の場合、証明交付側自治体でDV等支援措置の実施の有無を把握できない場合があるため、証明書の交付可否や、記載する住所等については適切に考慮いただきたい。 (例：最新住所地でのDV支援措置の有無によって交付可否の制御を行う／証明書に出力する住所は自動的にマイナンバーカードと同じ住所になる／証明書に出力する住所は賦課期日時点の住所を用いる など) ※納税部門は書類の返戻状況等によって、住基ネットから最新住所を把握する可能性があるが、その場合、最新住所地でのDV等支援措置の有無について把握できるとは限らない。 ※マイナンバーカード・暗証番号を用いて行う申請であるため、本人申請である前提で考慮しないでよいということであればその旨整理のうえ、通知等を行うなど。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
420	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	実装として、利用者は本人に限るのか、法人であれば法人代表者・法人従業員 (=GビズIDプライム・GビズIDメンバー相当) に限る検討でよいのか。 代理人からの請求や、官公署等からの公用請求もスコープに含める場合、申請の妥当性の検証のために請求者に要求する内容等が変わってくるため、スコープの明確化をお願いしたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
421	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	個人の場合は請求、交付はマイナポータルで電子署名が利用できそうだが、法人は真正性を担保する方法を別途検討してほしい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
422	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方団体が納税証明書を発行する事務は地方税法で義務付けられていることから、その交付方法が定めてある規則や省令・政令の改正が必要になる可能性があるのではないかと。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
423	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通納税システムに記録されている課税及び納税データを用いてシステム上で納税証明書の申請・決済・交付できるシステムをできるだけ早く実現してほしい。個人の所得証明については、マイナポータルで取り出せる所得情報などをそのまま証明書として電子交付できる仕組みを作してほしい。市町村等の直接的な負担はないことが望ましい。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。 p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
424	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通納税システムに記録されている課税及び納税データを用いてシステム上で納税証明書の申請・決済・交付できるシステムをできるだけ早く実現してほしい。個人の所得証明については、マイナポータルで取り出せる所得情報などをそのまま証明書として電子交付できる仕組みを作してほしい。市町村等の直接的な負担はないことが望ましい。	○	○	p.28 2(2)ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。	×
425	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・未納(滞納額)がない納税証明書の発行を求める申請者が大半であるが、証明書は未納額(納期限未到来額・納期限到来額)が記載される形となっており、未納がある場合は窓口で確認しながら発行しているのが現状です。未納額がある場合には電子申請システム上で通知やメッセージ(例「未納額がある場合はその額が表示されます」)を表示することで、発行後の返金を求める苦情が減るのではないかと考えております。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
426	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・代理人等から申請があった場合の委任関係の確認方法 ・電子証明書の提出先での確認方法 上記の2点について手法を確立した上で共通化を行っていただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
427	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・代理人等から申請があった場合の委任関係の確認方法 ・電子証明書の提出先での確認方法 上記の2点について手法を確立した上で共通化を行っていただきたい。	○	×	-	7-3 7-4
428	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	当県では現在電子申請による納税証明書交付請求を受け付けているが、委任状の真正性を確認することが難しい等の理由により代理人請求については電子では受け付けていない。今後開発する共通システムにおいては、委任の事実を確認できる委任状や本人確認のために必要な書類の写しを添付でき、申告等でeLTAXを使用する税理士以外の行政書士等でも代理人請求が可能なシステムを構築していただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
429	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子申請から支払、交付までをオンライン上で完結させるだけでなく、なんらかの事情で手数料を還付する必要が生じた際にも、同一システム内で還付できる(不受理した場合、自動的に返金される)ようなシステムを構築し、各自治体で運用できるよう制度も含めて整理していただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
430	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	オンライン申請は自治体ごとに実現することは可能であるが、手数料の支払いまでオンラインで完結する環境を整備することは非常に困難である。申請から手数料の決済までを一貫してオンラインで完結しなければ、利用者の利便性を部分的にしかり向上せず、自治体職員も引き続き郵送や窓口対応に追われることになる。このため、一貫してオンラインで処理が完結する仕組みの構築が不可欠である。	○	○	p.27 2(2)ア(イ) 行政の効率化 地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の減少等、事務負担の軽減が図られる。 p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
431	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	個人の証明に関しては、証明書の「電子交付」よりも、現状の就学支援金等の仕組みのように、本人の同意のうえで、情報連携により所得情報が確認できたり、また、納税情報を標準レイアウト上に規定し、納税情報が確認できたりする仕組みにできないでしょうか。 ※民間への開示は既存の情報連携ではできませんが、同意のうえで情報が提供される仕組みとする(例えば、金融機関からの情報確認の求めがある旨をマイナポータル経由で受け取り、相手方情報等を確認し、同意をした場合に限り提供先に開示される仕組み等想定)。 それにより、減少が見込まれている職員が証明書を送付・回答するという工数も減らすことにも寄与すると考えます。 なお、固定資産税の証明に関しては相続人等の行う手続きに際してはこのような取り扱いは難しいですが、本人の手続きに限り同様の取り扱いができるものと思われます。	○	×	—	7-1
432	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、年間約15,000件の納税証明書を発行する。システムの共通化がされれば、郵送や窓口での発行件数が減少することで負担の軽減に繋がるため、賛成である。ただし、法人の納税証明書を発行する際は、本店だけでなくすべての支店等に未納が無いこともあわせて確認した上で発行できるようなシステム対応が必要である。	○	○	p.27 2(2)ア(イ) 行政の効率化 地方団体にとっては、納税証明書等の電子請求・交付が可能となることにより、納税者等の窓口における申請受付、本人確認、手数料徴収、交付など対面での事務処理が不要になることに加え、郵送対応の減少等、事務負担の軽減が図られる。	×
433	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、年間約15,000件の納税証明書を発行する。システムの共通化がされれば、郵送や窓口での発行件数が減少することで負担の軽減に繋がるため、賛成である。ただし、法人の納税証明書を発行する際は、本店だけでなくすべての支店等に未納が無いこともあわせて確認した上で発行できるようなシステム対応が必要である。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
434	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子決済含め、申請から交付まで全て電子的なデータのやり取りのみの方法を確立させることは利用者の利便性向上及び自治体の業務効率化に直結するため、共通化することに賛成である。 なお、実現に向け、以下の点についても併せて検討いただきたい。 <u>①eLTAXにおいても納税証明書の電子申請交付及び交付に係る構想があると承知しているが、共通システム化にあたり、申請ツールが重複しないよう検討いただきたい。</u> ②納税証明書の交付請求について、本人等の代理人として士業者から交付請求があるケースが多く、現在は委任状を添付させることにより代理権限を確認している。一連の手続きを電子的に完結させるため、この点についても考慮いただき、システム上で代理権限が確認可能な仕組みを検討いただきたい。 ③法人から納税証明書の交付請求がある場合も併せて検討いただきたい。(個人はマイナポータル、法人はGビズIDを活用する等。)	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。  p.27 2(2)イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
435	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子決済含め、申請から交付まで全て電子的なデータのやり取りのみの方法を確立させることは利用者の利便性向上及び自治体の業務効率化に直結するため、共通化することに賛成である。 なお、実現に向け、以下の点についても併せて検討いただきたい。 <u>①eLTAXにおいても納税証明書の電子申請交付及び交付に係る構想があると承知しているが、共通システム化にあたり、申請ツールが重複しないよう検討いただきたい。</u> ②納税証明書の交付請求について、本人等の代理人として士業者から交付請求があるケースが多く、現在は委任状を添付させることにより代理権限を確認している。一連の手続きを電子的に完結させるため、この点についても考慮いただき、システム上で代理権限が確認可能な仕組みを検討いただきたい。 ③法人から納税証明書の交付請求がある場合も併せて検討いただきたい。(個人はマイナポータル、法人はGビズIDを活用する等。)	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
436	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	電子決済含め、申請から交付まで全て電子的なデータのやり取りのみの方法を確立させることは利用者の利便性向上及び自治体の業務効率化に直結するため、共通化することに賛成である。 なお、実現に向け、以下の点についても併せて検討いただきたい。 <u>①eLTAXにおいても納税証明書の電子申請交付及び交付に係る構想があると承知しているが、共通システム化にあたり、申請ツールが重複しないよう検討いただきたい。</u> ②納税証明書の交付請求について、本人等の代理人として士業者から交付請求があるケースが多く、現在は委任状を添付させることにより代理権限を確認している。一連の手続きを電子的に完結させるため、この点についても考慮いただき、システム上で代理権限が確認可能な仕組みを検討いただきたい。 ③法人から納税証明書の交付請求がある場合も併せて検討いただきたい。(個人はマイナポータル、法人はGビズIDを活用する等。)	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
437	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化を進めるにあたっては、費用、機能、スケジュールの観点も重要。いずれも相互に影響を与えるものであるため、バランスを意識して進める必要がある。引き続きバランスを意識した検討をお願いしたい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
438	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	税務標準準拠システムの納税証明書発行機能、マイナポータルでの個人課税情報閲覧、情報提供ネットワークシステムとの連携、コンビニ交付など既存機能との重複投資を避け、請求～交付～決済までオンラインで完結する効果的にシステムにしていきたい。	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。  p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一のシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負担(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。  p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
439	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	個人からの申請ではマイナンバーカードの電子証明書が利用できる一方、法人の場合は、デジタル庁が整備する共通機能の一つであるGビズIDを利用することが想定される。費用節減の観点からも、これらの仕組みの活用を念頭に置いたいただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
440	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化を進めるにあたっては、金融機関をはじめ、交付された納税証明書等の提出を求める関係機関の業務はどのように行われているのか、業務見直しの余地があるのかを把握する必要がある。そして、共通化の効果が高めるため、関係機関の行動変容を促す必要がある。必要に応じて国税庁やデジタル庁など他の機関と連携して働きかけることも重要である。引き続きの取組みをお願いしたい。	○	×	—	7-4
441	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	証明書を利用する公的機関・民間事業者が紙受付を続けていると電子交付が普及しない。電子交付を積極採用する制度設計が必要である。	○	×	—	7-4

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
442	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化の検討にあたっての論点は資料4・5ページに記載のとおりであると認識している。自治体の声として、代理請求・代理受領については、「入管手続きにおける外国人の個人に関する納税証明で法人の代理が多い」、「現行の委任状を電子申請時のどうするか」など現場では様々な課題がある。今後も現場の運用状況を踏まえてご検討いただきたい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
443	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	自治体ごとに証明書交付事務の証明事項や取り扱いが異なるため、代理請求・代理受領への対応や課税情報等の個人情報に対するセキュリティ対策の検討など、様々な意見が寄せられている。コスト面も考慮しつつ、現場の声を十分聞いてほしい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
444	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	行政機関間の情報連携については、マイナポータルにおける自己情報取得APIの活用に加え、マイナンバー法に基づく情報連携の枠組みも想定される。行政機関同士であれば情報連携は可能である一方、公的団体に限られるため、金融機関などには適用できない。どの方式が適切かについては、今後の検討において考慮いただきたい。	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。  ※ 修正意見に関連  p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	7-1
445	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	納税証明書の電子的送付に係るシステム改修に続き、納税証明書等のデジタル化に係るシステム改修を行うといった、複数回に渡るシステム改修の可能性もあるため、コストへの懸念もある。バランスを見ながら進めつつ、全体としてスピード感を持って取り組んでいただきたい。	○	○	p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。	×
446	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	ベンダリソースの不足や自治体の体制整備もあるため、十分な準備期間を設け、情報提供、マニュアル整備、インシデント対応など自治体支援をお願いしたい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
447	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・本団体では、未納分を納付した際に、その情報が即時に共通システムへ反映され、速やかに納税証明書を交付できるような仕組みを検討してほしいとの意見が寄せられている。 → 納税直後に証明が必要なケースも多く、重要な視点である。ただ、即時証明のためには納税情報をどこかに集約する必要があるが、税情報は極めて機微であり、国全体としてどこまで集約を許容するかという検討が必要である。全国分をeLTAXに集めることは現時点で想定しておらず、慎重な対応が求められる。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
448	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	納税証明書等の電子化・共通化の方向性については、住民利便性向上の観点から賛同いたします。一方で、現行のコンビニ交付サービスにおいては、過年度分の証明書が取得できない場合や、転居後に旧住所地の証明書が取得できない場合があり、結果として窓口来庁を要するケースが生じています。電子申請・電子交付の推進に当たっては、これらの制約を解消し、真に来庁を要しない仕組みとなるよう検討されたい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
449	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	現在富士通Japan社のコンビニ交付システムにより所得証明書のコンビニ交付を行っているが、突如令和12年1月にサービス終了する旨告知された。現状ベンダリソース不足により移行先ベンダが見つかっておらず、今後移行できたとしても多額の移行経費がかかることとなる。令和11年度に地方団体において対応とのスケジュールだが、確実に令和11年度中にサービス開始となること、またなるべく早期に開始時期が公開されることが、地方団体コストの最小化及び住民サービスの向上のために必要である。	○	○	p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。  p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
450	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	共通化候補(令和7年度選定分)で示された地方税関係通知(納税証明書等含む)のデジタル化(イメージ)によると、eLTAXやマイナポータルを介した仕組みとする想定と見受けられますが、当県においては、宛名情報と個人番号、法人番号との紐づけが完了していない状況です。 件数ベースで割合の高い自動車税については、特に、自動車登録時点で車体情報とマイナンバーや法人番号等の紐づけがなされておらず、令和9年度以降に予定されている納税通知の電子化においても、車体情報とマイナンバーや法人番号とのマッチングの方法が課題となっている状況です。納税証明(未納がないこと)には、自動車税の納税状況も含まれますが、システム上でマイナンバー等をキーとした場合、納税義務者ごとの納税状況を正確に回答できない可能性があります。	(d)団体固有の事情	—	—	—
451	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	納期を超えた未納(滞納)がある場合は、発行(取得)する前に、申請(取得)者に対して、「未納(滞納)があります」等のポップアップ等が表示される等のお知らせ機能を備えていただきたく、お願いいたします。 現状では、納付済みの(滞納等のない)状態での納税証明書を希望される方が多く、ご希望(想定)の証明書が取得できなかった場合に苦情等につながりやすいと考えます。現状では、事前に滞納等があると判明した場合には、取得を延期されたり、先に納付してから発行を希望される方がほとんどです。	○	○	p.27 2(2)イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×
452	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	申請(取得)希望者が、取得する納税証明書の種類(国税・都道府県税・市町村民税、税目、年度等)。「未納のない証明」「滞納のない証明」や法人市民税の対象事業年度等を明確に(誤りなく)指定して申請できるような分かりやすい操作画面の設定をお願いいたします。	○	○	p.27 2(2)イ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
453	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	（1行上の意見：分かりやすい操作画面の設定に付随して）提出先が求めている納税証明書の種類・年度等を、提出先が明確に記載・指定・条件付けするよう働きかけていただきたい。また、オンライン化した場合に、発行する側でなく提出先に問い合わせる機能を備えていただき、お願いいたします。 現状では、提出先の記載が、必要な提出物としての「納税証明書」という記載だけであったり、「直近年度」という指定方法では所得税・住民税等の税の種類で必要年度が異なる場合等があったりなどして、提出先が求めている納税証明書の種類・対象年度が分かりにくい、困ることがあります。申請者のなかには（税目等の指定なく）「納税証明書というもの」の発行を強く希望したり、提出時に指摘を受けて多回数取得しなおす方や、窓口係員が提出先に詳細を問い合わせるよう促したり、係員が直接、提出先とやり取りをせざるを得ない場合等もあります。申請者の利便性と理解・納得のためにも、提出先による指定や条件等を明確にしていきたいと考えます。	○	×	—	7-4
454	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	（2行上の意見：分かりやすい操作画面の設定に付随して）特に公的機関が提出を求める納税証明書について、証明内容・証明期間が申請者の指定により設定できる等、電子化の際に様々な内容・形式を網羅するような申請が可能な設定にさせていただくか、または、提出先が提出を求める納税証明書の内容の条件から既存の納税証明書の形式のなかから指定していただけるよう、提出先に働きかけていただくよう、希望します。 例えば、国機関等に提出する補助金等の申請用の納税証明書について、（標準化前も標準化後も）当市の基幹システムでは作成できない内容を盛り込んだ納税証明書の発行を求められることがあります。提出先に指定された期間、提出先に指定された内容を証明するもので、点数は多くはありませんが、毎年、申請される形式のものもあります。 このような現行システムでは対応できない納税証明書についても電子化の検討の際に併せてご検討いただきたく、お願いいたします。	○	×	—	7-4
455	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	納付から納付が反映されるまでのタイムラグ対策をお願いいたします。 滞納・未納のない納税証明書を取得する希望により納税した場合に、反映までに時間がかかると苦情につながりやすいと考えます。 現在でも、コンビニ・アプリ決済・eLTA利用納付等で納付直後に証明書を取得しようとして、市側で納付データが確認できないことにご理解・ご納得いただけない場合があります。システム化により瞬時に処理され納付が反映された納税証明書が取得できると想像されている場合が多く、実際のところを説明しご理解くださるようお願いしているところです。 押印付きの領収書を持って行政窓口に来てくだされば係員が領収書等を目視確認し、手動で切り替えて発行しております。 また、給与特徴の方の場合、納税義務者が納期に納付されていても反映までに相当日数を要するため、現状では、申請者には、滞納のない証明書発行ができそうなおよその期間を示して再度来庁いただくようご案内することが非常に多く、申請者にとっては負担となっており、苦情につながる場合があります。納税証明書が電子化した場合に、申請者の判断でいつでも取得できるのか、行政側で発行作業を行うのか、そのような手順によっても異なると思いますが、各金融機関での納付分の反映、インターネットバンキングでの納付分の反映等までの時数も短縮されるよう、お願いいたします。	○	○	p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。 p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
456	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	システム内部で宛名が分離している納税者の納税証明書の発行には、職員の目視による確認部分が多く、納付後にすぐ証明発行を希望される場合もあり、住民票や納税通知書のような自動的な発行は困難であると思われる。	○	○	p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。 p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
457	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	電子納税証明書の偽造防止、電子署名について、例えばeLTAを活用するのであれば、自治体は証明事項のデータのみを送信し、PDF証明書は全国的なポータルサイトから発行されることが望ましい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
458	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	全国的な取り組みとなるのであれば、デジタル活用推進事業債のような国からの財源補助を求めます。また、補助金が利用可能であれば予算折衝のため早い時期からご案内いただきたい。	○	○	p.28 2(2)ウ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷（人的コスト）の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。 p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
459	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	証明申請においては、利用目的だけでなく、利用者が証明税目、証明年度、証明内容（税額、未納の有無）を入力する仕組みとすることが望ましい。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
460	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	個人住民税に係る所得（課税）証明書は、原則として、同年度内であれば納税者（個人）と一対であるため、申請手続や手数料の計算などが単純で分かりやすい。一方で、固定資産の証明書は、共有名義や法人所有など所有形態が多岐にわたり、本人確認や権利関係の精査、さらには手数料計算も複雑になる傾向がある。税証明書の請求・交付システムの検討に当たっては、それぞれの証明書の特徴を踏まえ、課題を整理して対応策を検討する必要があると考える。	○	○	p.28 3(1)イ. 地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
461	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省（デジタル庁）>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	マイナンバー制度の大きな目的の一つは、「行政手続きにおける添付書類の省略」を通じて、国民の利便性を向上である。現在は、移行期にあることは十分承知しているが、複雑な本人確認等を要する税関係の証明書については、交付手続きを便利にするコンビニ交付などに労力や予算を投入するよりも、将来的に目指す姿の「証明書を提出しなくて済む仕組み」を優先して進めるべきではないかと考える。	○	○	p.27 2(1)イ. 共通化後の姿（共通化パターン等） ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
462	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	納税証明等の電子による請求から交付まで行うにあたり次の項目を全国的に統一し処理できるようにしてほしい。 ・本人確認の方法(個人情報保護) ・対象年度(発行可能) (例) 4年分(当年及び過去3年分)のところがあれば5年分のところもあるため ・賦課年度、対象年度の考え方 ・特徴、普徴の表記(窓口で求めらえた場合) ・領収から収納までのタイムラグ(約2週間)の扱い ⇒コンビニや銀行等で納付し、電子で納税証明を申請した場合、未納ありとなってしまうため ・非課税であった場合の扱い ・滞納処分の扱い(確認方法) ・未納ありの場合の扱い など各市で対応がバラバラになるとトラブルや苦情が増えてしまうため対応をお願いします。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
463	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	証明書の取得から金融機関や行政機関等への提出までの利便性の向上の検討において、行政機関等への証明書の提出が真に必要なのかも併せて検討いただきたい。行政機関同士の情報連携等により、証明書の提出が不要な場合もあるものと考えられる。 (一例として、固定資産の評価証明書は、登記申請の際に法務局へ提出する資料として使用されることが多いが、法務局への評価額の通知は市町村から別途行っているため、登記申請者が評価証明書を改めて提出する必要はないものと考えられるため。)	○	○	p.27 2(1)イ、共通化後の姿(共通化パターン等) ※ 上記のほか、入札参加資格申請など、行政機関が納税証明書の添付を求める手続において、システム間での情報連携により添付不要とすることも検討。	×
464	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	税証明は、各自治体ごとに証明事項や取り扱いが異なるため、交付請求等の事務処理に関し、標準仕様の提示や疑義照会等が可能な機関の設置、戸籍や住民基本台帳に準じた法整備を行い、オンライン申請を含めた証明事務がどこの自治体でも円滑に行えるよう、ソフト面の整備も進めてほしい。	○	○	p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
465	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	請求・交付方法の増は、一部の請求者の利便性を高めるが、交付する自治体にとっては、窓口交付や郵送請求が激減するわけではないため、交付事務がより煩雑になり、決して負担軽減にはならない。システム導入や保守管理等の財政上のコスト増や、システムや請求者との事務対応、手数料の種別対応等の事務処理の増加による人的コストの増等を鑑みると、自治体の負担は増加する。	○	○	p.28 2(2)ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 全国統一的なシステムを活用して納税証明書等の電子請求・交付を可能とすることにより、国・地方を通じ、当該調達・運用に係るコストを上回る業務負荷(人的コスト)の軽減を図る。また、システム導入による行政の効率化効果がより高まるよう、調達仕様の検討を進める。  p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
466	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	納税証明事項は地方税法第20条の11及び地方税法施行令第6条の21で規定されているが、実際に交付される納税証明書の内容は地方団体によって異なっている。例えば、 ・滞納のない証明か未納のない証明か。またこれらを証明することができるかどうか。 ・納付(納入)すべき額か納付(納入)した額か、また何年度遡及して証明できるか。 「方針案」には事務フローの統一(標準化)しか触れられていないが、そもそも、具体的な納税証明事項について地方団体間である程度統一をとるべきではないか。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。  p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
467	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	当県では、納税証明書の提出を求めている手続において、申請者の同意の上で担当課から県税事務所へ納税証明事項を照会することで提出に代える「納税証明書添付省略」の取組を進めており、他団体でも同様の検討をしているところがあると仄聞する。「方針案」にも触れられているが、この取組は納税者及び団体の事務負担軽減に資するものと思量するため、共通化と併せて他団体でも積極的に進めてはどうか。	(d)団体固有の事情	—	—	—
468	⑦ 納税証明書等の請求・交付システム<総務省(デジタル庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	・納税証明書の発行手数料の徴収は、請求手続きと切り離して管理することが困難であるため、手数料の徴収を含めた事務フローを検討していただきたい。 ・本県の納税確認事務は、納税者の情報が正規化されていないため、システムの検索を手作業で行っており、eLTAXからの情報が来るタイミングや内容、返信する情報のタイミングや内容が重要となるので、その詳細について早期の提供をお願いしたい。 ・本県の税システムは、マイナンバー等共通番号が登録されている納税者が少なく、共通番号で検索することができないため、その場合の納税確認方法の検討も必要である。	○	○	p.27 2(2)イ、共通化を進めるための調整コストの大きさ 納税証明書等については、関係法令に基づき、各地方団体の実情に応じて発行、交付事務が行われている一方で、全国統一の仕組みを活用する場合、地方団体の事務処理フロー等についてどこまで統一(標準化)するのか、地方団体等の意見も丁寧に聞きながら、検討していくことが必要。  p.28 3(1)イ、地方団体からの主な意見について 本システムの検討に当たっては、地方団体も構成員である「地方税における電子化の推進に関する検討会」で議論を深めていくこととしており、地方団体の意見も丁寧に聞きながら検討を進めていく。また、当該検討会の下に実務者ワーキンググループも設置されており、ベンダへの意見聴取等、関係者との調整も綿密に行い、十分な準備期間を確保できるよう努める。	×
469	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁及び総務省は、デジタル庁及び法務省にて整備を進める不動産ベース・レジストリの動きとも連携し、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	×	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	8-1
470	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、多くの市区町村において住居番号等を管理するための住居表示台帳が紙管理となっていることを踏まえ、アドレス・ベース・レジストリに効率的にデータを蓄積できる仕組みの構築を念頭に置きながら、共通化を進めるための調整コストにも留意の上、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) 3段階目 住居表示台帳の電子化未実施団体に対しては、国による住居表示情報管理共通システムを提供するとともに、住居表示台帳電子化を促進する。これらの取組により、市区町村における住居番号の付定の業務をシステム上で実施できるようにする。加えて、業務の効率化のため、共通システム(地図機能)では登記所備付地図、地籍現況図、都市計画基本図、航空写真等行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体に利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最低限のものとする想定である。 住居表示台帳システム導入済み団体に対しては、データ仕様の標準化も含め既存システムと共通システム間でのデータ連携を検討及び推進する。 以上の施策の組合せにより、共通システムのデータベースで全国共通仕様の住居表示関連データを一元管理することを可能とする。  p.35 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化(略) そのため、必要最低限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能な、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。 住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体に利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら 機能を必要最低限に絞り、運用費を低く抑える想定である。 (略)	×
471	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	今後の検討に当たっては、利活用する地方自治体を含む行政機関や民間事業者の意見を踏まえるものと思うが、現時点では、市区町村が管理しているデータの移行や連携などに経費が発生する場合にどうしていくかというところを懸念する。	○	×	—	8-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
472	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通化を進めるにあたっては、データの移行やデータ連携の際の市区町村の負担は減らしてほしいため、事前に市区町村との意見交換をしっかりと行い、入念な準備の元に進めてほしい。共通システムの構築にあたっては、住居番号と地図データと紐付けてほしい。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。  p.35 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化 共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費を低く抑える想定である。	×
473	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通化を進めるにあたっては、データの移行やデータ連携の際の市区町村の負担は減らしてほしいため、事前に市区町村との意見交換をしっかりと行い、入念な準備の元に進めてほしい。共通システムの構築にあたっては、住居番号と地図データと紐付けてほしい。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) 3段落目 住居表示台帳の電子化未実施団体に対しては、国による住居表示情報管理共通システムを提供するとともに、住居表示台帳電子化を促進する。これらの取組により、市区町村における住居番号の付定の業務をシステム上で実施できるようにする。加えて、業務の効率化のため、共通システム(地図機能)では登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図、航空写真等行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。  p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) 6段落目 また、行政機関内の情報共有として、共通システムで参照用地図機能を提供し、庁内での住居表示台帳の情報の共有を容易にする。この機能においても、登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図及び航空写真等の行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。これにより、住居表示による住所・所在地の表記と地番との関係を確認できるようにする。	×
474	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通システムの構築にあたっては、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、選挙人名簿管理、上下水道などのシステムと連携できる部分があるのではないかと。他方、連携させるとなれば費用が多額になることも考えられる。仮にそうなのであれば、国の財政支援も含めて検討してほしい。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) (略)そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携を含めて、対応策を一つに限定することなく対応の検討を進める。(略) なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。	×
475	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	共通システムの構築にあたっては、住民基本台帳、印鑑登録、国民健康保険、選挙人名簿管理、上下水道などのシステムと連携できる部分があるのではないかと。他方、連携させるとなれば費用が多額になることも考えられる。仮にそうなのであれば、国の財政支援も含めて検討してほしい。	○	×	—	8-2
476	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	住居表示業務は、条例や条例より下位の実務的な慣行に基づき行っているところが多いと思うので、業務フローなど各団体の間で揃っていないという実態もありうる。実態を相当程度詳しく調べて、どのような方式がよいか検討・意見交換する必要があると考えるので、よろしく願います。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。	×
477	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住所・所在地情報の共通化システムの導入により、公共サービスの効率化や正確性の向上、住民サービスの利便性向上に寄与すると期待しており、民間や他の行政機関との連携も円滑になり、社会全体のコスト削減につながることから賛同する。ただし、システムの導入に際しては、住民への適切な情報提供や理解促進が必要であり、また、自治体職員の事務負担を軽減するために自動化や連携機能の充実を望むとともに、システムの運用開始やトラブル時においても適切なサポート体制や研修の整備を求める。さらに、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリへの情報提供や管理負担が過度にならないよう注意するとともに、標準化対象・対象外システムとの連携にも配慮し、システムベンダのリソース不足を招くことがないよう余裕を持ったスケジュールで計画的に進めていただきたい。	(b)射程外	—	—	—
478	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住所・所在地情報の共通化システムの導入により、公共サービスの効率化や正確性の向上、住民サービスの利便性向上に寄与すると期待しており、民間や他の行政機関との連携も円滑になり、社会全体のコスト削減につながることから賛同する。ただし、システムの導入に際しては、住民への適切な情報提供や理解促進が必要であり、また、自治体職員の事務負担を軽減するために自動化や連携機能の充実を望むとともに、システムの運用開始やトラブル時においても適切なサポート体制や研修の整備を求める。さらに、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリへの情報提供や管理負担が過度にならないよう注意するとともに、標準化対象・対象外システムとの連携にも配慮し、システムベンダのリソース不足を招くことがないよう余裕を持ったスケジュールで計画的に進めていただきたい。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) (略)そのため、目指すべきは、「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態となっていることとし、既に一部の地方公共団体が利用している既存システムの標準化や利用促進、それらのシステムとの連携を含めて、対応策を一つに限定することなく対応の検討を進める。(略) なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。	×
479	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住所・所在地情報の共通化システムの導入により、公共サービスの効率化や正確性の向上、住民サービスの利便性向上に寄与すると期待しており、民間や他の行政機関との連携も円滑になり、社会全体のコスト削減につながることを賛同する。ただし、システムの導入に際しては、住民への適切な情報提供や理解促進が必要であり、また、自治体職員の事務負担を軽減するために自動化や連携機能の充実を望むとともに、システムの運用開始やトラブル時においても適切なサポート体制や研修の整備を求める。さらに、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリへの情報提供や管理負担が過度にならないよう注意するとともに、標準化対象・対象外システムとの連携にも配慮し、システムベンダのリソース不足を招くことがないよう余裕を持ったスケジュールで計画的に進めていただきたい。	○	×	—	8-3
480	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	住所・所在地情報の共通化システムの導入により、公共サービスの効率化や正確性の向上、住民サービスの利便性向上に寄与すると期待しており、民間や他の行政機関との連携も円滑になり、社会全体のコスト削減につながることを賛同する。ただし、システムの導入に際しては、住民への適切な情報提供や理解促進が必要であり、また、自治体職員の事務負担を軽減するために自動化や連携機能の充実を望むとともに、システムの運用開始やトラブル時においても適切なサポート体制や研修の整備を求める。さらに、デジタル庁が管理するアドレス・ベース・レジストリへの情報提供や管理負担が過度にならないよう注意するとともに、標準化対象・対象外システムとの連携にも配慮し、システムベンダのリソース不足を招くことがないよう余裕を持ったスケジュールで計画的に進めていただきたい。	○	○	p.37 「3(2)スケジュール」 共通化の推進については、令和7年度の地方公共団体の公募を経て、令和8年度より「住居表示台帳の電子化」と「共通システム開発」を開始する。 令和9年度に「業務検証」を実施のうえ、今後の方針を検討する。	×
481	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	市区町村の土地区画整理事業においては、町字名含めた土地の地番を住居表示にのみでなく、新しい町字名と地番に変更する事業も含まれることから、「市区町村職員が住居表示業務を実施する」のみではなく、後者の事業についても共通のシステムにより同時にアドレス・ベース・レジストリに自動で蓄積される仕組みとすべきではないか。地番については国によって進める登記情報システムからアドレス・ベース・レジストリに蓄積するのであれば、それでもよいが、各システムの要件や業務範囲を明確にしておく必要がある。	○	○	p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応策 ベース・レジストリ有識者会合において、住居表示情報と地番を地図上で重ね合わせることで、航空写真と地番を地図上で重ね合わせることで行政運営の効率化について検討されていることに基づき、地図情報に関してアドレス・ベース・レジストリと不動産ベース・レジストリを一体的に検討する必要がある。 アドレス・ベース・レジストリの今後の整備方針については、住居表示情報(街区符号・住居番号)と地番について、緯度経度(地理座標)を含めて保持することで、地図上に重ね合わせられるようにすることとし、行政機関内において、他の台帳システムで利用できるようにするほか、不動産ベース・レジストリに収録されている登記情報を組み合わせることで、登記情報の検索も容易なものとする。また、座標情報を含めた住居表示情報と地番情報については、民間事業者への提供も検討する。 実現に向けては、地方公共団体が管理する住居表示や地番の情報と、法務省が管理する不動産登記の情報を統合する必要がある。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
482	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	建物の建替え等に伴い敷地を分筆し新たな住居番号を付定する場合等において、申請者が分筆前の公図を持参した場合、本市において分筆した旨を確認する術がなく、結果として法務局の保有する地番と住居番号が正しく符号しない場合が存在しうる。 また、住民登録上の住所と法務局が保有する地番と比較し地図上で場所を特定する際、当該住民が居住している場所と法務局が管理する地番が不一致であるケースが存在すると考えられる。 そのような場合において、市民の利便性等の観点から、住民登録上の住所の表示を職権で修正することは難しいと考えている。 それらの対応について、広く検討をお願いしたい。	○	○	p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 共通化を進める上で、目指すべきは「システムを共通化すること」自体ではなく、住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が利活用可能な状態とすることであり、アドレス・ベース・レジストリの整備方針と整合を図る必要がある。ベース・レジストリ有識者会において、住居表示情報(街区符号・住居番号)と地番を地図上で重ね合わせることで、航空写真と地番を地図上で重ね合わせることによる行政運営の効率化について検討されていることに基づき、地図情報に関してアドレス・ベース・レジストリと不動産ベース・レジストリを一体的に検討する必要がある。 アドレス・ベース・レジストリの今後の整備方針については、住居表示情報(街区符号・住居番号)と地番について、精度(地理座標)を含めて保持することで、地図上に重ね合わせられるようにすることとし、行政機関内において、他の台帳システムで利用できるようなほか、不動産ベース・レジストリに収録されている登記情報を組み合わせることで、登記情報の検索も容易なものとする。また、座標情報を含めた住居表示情報と地番情報については、民間事業者への提供も検討する。 表現に向けては、地方公共団体が管理する住居表示や地番の情報と、法務省が管理する不動産登記の情報を統合する必要がある。 住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備(住居表示情報管理・データ提供)が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携(標準仕様等の作成を含む)及び共通システム整備(データ提供)が実現可能かについても検証を行う。 地番の位置情報については、登記所備付地図が「公共座標」の場合の対応としては、不動産ベース・レジストリ整備の成果の共通システムでの利用とし、また、登記所備付地図が「任意座標」の場合は、地番現況図(土地の区画、付帯状況、位置、形状)を利用する。	×
483	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通化することは理想的なのだが、電子化のハードルが高く、住居表示台帳(フロンテージ管理)は紙管理にて作図・付番を行っている。新規付番の際の確認として、GIS:地番図データ・地番ラベル・航空写真・住宅地図を重ねて利用。電子化は、費用、座標情報の付与・不一致の紐付け等、負担が増大となる認識により、情報公開請求についても書面で提供を続けている。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
484	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	共通システムには、様々な住居表示業務に対応した機能を備えてほしい。 (例:建物等新築届受付機能、通知書発行機能、一覧表作成機能など)	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) (略)なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体に利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。 (略) p.37 3(2)スケジュール ・2027年度2Q~必要に応じて共通システム追加開発	×
485	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市の住居表示台帳は紙台帳による管理ですが、システム化の情報収集は行っています。 住居表示事務の特殊性(図面上に建物形状と進入口を作図し、進入口が属するフロンテージを選択・一般的な統合型GISでは機能不足)から、位置情報を含めてADRの整備を進めるのであれば、左記特殊性に対応するGIS機能が必須となります。逆に位置情報が求められないのであれば、どの市区町村であってもExcel台帳等のリスト管理は行っているはずなので、所定様式のアップロードなどで十分かと思えます。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体に利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最小限のものとする想定である。	×
486	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市は住居表示台帳を紙管理しており、共通システム以前に台帳の電子化を行う必要が生じるが、電子化において相当な費用を要する見込である。国においては、住居表示台帳の電子化を行う市区町村に対して補助等をお願いしたい。	○	×	—	8-2
487	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム導入を早急に行っていただき、導入等の費用を補助金等の対象としていただきますこと、要望します。	○	×	—	8-2
488	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム構築にあたっては、住居表示業務に係る各自治体の実態や業務工程を勘案し、業務が円滑に移行できるよう調整していただきたい。 また、これまで蓄積されている紙ベースの住居表示台帳等を、効率的にシステムへ反映させる方策をご検討いただきたい。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。 p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 4段落目 住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備(住居表示情報管理・データ提供)が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携(標準仕様等の作成を含む)及び共通システム整備(データ提供)が実現可能かについても検証を行う。	×
489	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム構築にあたっては、住居表示業務に係る各自治体の実態や業務工程を勘案し、業務が円滑に移行できるよう調整していただきたい。 また、これまで蓄積されている紙ベースの住居表示台帳等を、効率的にシステムへ反映させる方策をご検討いただきたい。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。 p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 4段落目 住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備(住居表示情報管理・データ提供)が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携(標準仕様等の作成を含む)及び共通システム整備(データ提供)が実現可能かについても検証を行う。	×
490	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本システムは自治体が管理する住居表示に関する業務負担軽減が主な目的とされているが、今後の地番マスタや住居表示マスタの整備方針については現在有識者会合において検討中と聞いているものの、その負担については危惧しているところ。住居表示制度を採用していない本市では住所を設定する際は原則法務局が所管する登記上の地番と同じ表記としており、本市において地番のマスタ管理はしていないこともご配慮のうえご検討をお願いしたい。	○	○	p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 4段落目 住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備(住居表示情報管理・データ提供)が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携(標準仕様等の作成を含む)及び共通システム整備(データ提供)が実現可能かについても検証を行う。	×
491	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市には、小さな町がたくさんあり、かつ、重複する町名が多いため、住所を表すに当たり、不動産登記上の町名に加え、南北、東西に走る通り名を付与したものを町名として慣例的に用いている箇所が多くあります。町は複数の通りに接していることが多く、通り名を付与した町の組合せも複数存在することになります。つきましては、住所の標記には町名に通り名を付与したものが正式な町名となることから、町字マスタにおけるコード化の際にも1つの町に対して1つのコードではなく、本市の場合、1つの町に対して複数のコードが必要となる。地番マスタの整備や、住所・所在地情報管理システムの構築に当たっては、この点をご配慮のうえご検討をお願いしたい。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。 p.35 3(1)共通化を進める上での課題と対応方針 4段落目 住居表示情報の位置情報については、住居表示台帳電子化未実施団体における住居表示台帳の電子化を進めるとともに、パイロットシステムを通じた実証事業の実施により、共通システム整備(住居表示情報管理・データ提供)が実現可能か検証を行う。あわせて、システム導入済み団体におけるデータ連携(標準仕様等の作成を含む)及び共通システム整備(データ提供)が実現可能かについても検証を行う。	×
492	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化推進方針案の作成にあたっては、その時点までに行った分析内容、今後の検証計画、推進の見通しを明確に記載いただき、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会との協議プロセスを持って認識のすり合わせを行う必要があるのようしく願います。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
493	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	資料の「1. 概要」に「共通化は目指すべきものではなく、手段の一つである」との趣旨が記載されている。確かに共通化が最適な手段とならない場合もあり得るが、最も避けるべきは、目的は明確だが「共通化」は適さないという結論だけに終始し、目的をいかに実現するかが宙に浮くことである。他の手段でも実現可能な道筋を同時に検討しておく必要がある。代替手法を併せて検証し、時間を費やした結果が単なる否定的結論に終わらぬよう留意してほしい。	(f)解決済	—	—	—
494	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	多くの自治体が住居表示台帳を紙ベースで管理している。紙台帳からの電子化には多大な労力とコストが見込まれる。共通化に当たっては、効率的に電子化し、システムへ反映できる方策の検討を求める。	○	○	p.35 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化 住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。	×
495	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	建築確認等で利用する地図情報システムを保有する自治体も存在する。これらの自治体では、 <u>更新された住居表示台帳の情報が共通システムにリアルタイムで反映されるような機能の実装を求める声がある。</u> こうしたニーズを踏まえ、市区町村の業務効率化につながる機能の実装を検討してほしい。 また、紙台帳の電子化対応に関し、必要な財政支援の検討を要望する。あわせて、アドレス・ベース・レジストリの運用に関しては、自治体に財政負担を求めない仕組みを求める。 → 各種連携機能への要望が想定されるが、システムを高度化するほど、開発費用のみならず運用費用への跳ね返りが大きい。コストと機能のバランスを踏まえ、自治体と協議しながら妥当な範囲を定めて進めたい。実施したヒアリングやアンケートでも、自治体によって懐事情や共通システムに求めることに差があることが確認できた。検証事業を通じて丁寧に相談していきたい。なお、現在検討しているシステムは、自治体から外部へのデータ提供と、自治体による住居表示業務の実施の二面性を持つ。前者は、データを活用可能とする国の政策領域であり、後者は自治事務の領域である。検討が具体化する過程で、どの部分を国が責任を負い、どこから地方公共団体が担うかという役割分担の明確化が必要となる。これらは、今後の検証・パイロット事業を通じて明らかにしていきたい。<デジタル庁>	○	○	p.35 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化 住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。 住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体が利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費を低く抑える想定である。	×
496	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	建築確認等で利用する地図情報システムを保有する自治体も存在する。これらの自治体では、 <u>更新された住居表示台帳の情報が共通システムにリアルタイムで反映されるような機能の実装を求める声がある。</u> こうしたニーズを踏まえ、市区町村の業務効率化につながる機能の実装を検討してほしい。 また、紙台帳の電子化対応に関し、必要な財政支援の検討を要望する。あわせて、アドレス・ベース・レジストリの運用に関しては、自治体に財政負担を求めない仕組みを求める。 → 各種連携機能への要望が想定されるが、システムを高度化するほど、開発費用のみならず運用費用への跳ね返りが大きい。コストと機能のバランスを踏まえ、自治体と協議しながら妥当な範囲を定めて進めたい。実施したヒアリングやアンケートでも、自治体によって懐事情や共通システムに求めることに差があることが確認できた。検証事業を通じて丁寧に相談していきたい。なお、現在検討しているシステムは、自治体から外部へのデータ提供と、自治体による住居表示業務の実施の二面性を持つ。前者は、データを活用可能とする国の政策領域であり、後者は自治事務の領域である。検討が具体化する過程で、どの部分を国が責任を負い、どこから地方公共団体が担うかという役割分担の明確化が必要となる。これらは、今後の検証・パイロット事業を通じて明らかにしていきたい。<デジタル庁>	○	×	—	8-2
497	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリは、国策として国が整備を進めるものである。 <u>整備・更新に必要な情報を地方自治体から収集する場合、国のシステムとの情報連携仕様の調整が必要となる。</u> 自治体においては、データクレンジングやデータ更新等で人的・財政的負担が生じ、今後さらに増大する懸念がある。したがって、本システムの整備・運用にあたっては、国による確実な財政措置を前提とする必要があると考える。 また、自治体では、住居表示台帳を含む地理上の住所等情報を様々な手段で補足管理している。地方自治体の現状を十分に理解し、意見を反映した、経済的に利便性の高いシステムとなるよう望む。	○	○	p.31 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) 3段落目(略) 住居表示台帳の電子化未実施団体に対しては、国による住居表示情報管理共通システムを提供するとともに、住居表示台帳電子化を促進する。これらの取組により、市区町村における住居番号の付定の業務をシステム上で実施できるようにする。加えて、業務の効率化のため、共通システム(地図機能)では登記所備付地図、地番現況図、都市計画基本図、航空写真等行政機関が保有する地図等を重ね合わせて表示可能とする。なお、共通システムの機能は、トータルコストの最小化を図るため、可能な限り多くの団体が利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら必要最低限のものとする想定である。 住居表示台帳システム導入済み団体に対しては、データ仕様の標準化も含め既存システムと共通システム間でのデータ連携を検討及び推進する。 以上の施策の組合せにより、共通システムのデータベースで全国共通仕様の住居表示関連データを一元管理することを可能とする。	×
498	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリは、国策として国が整備を進めるものである。 <u>整備・更新に必要な情報を地方自治体から収集する場合、国のシステムとの情報連携仕様の調整が必要となる。</u> 自治体においては、データクレンジングやデータ更新等で人的・財政的負担が生じ、今後さらに増大する懸念がある。したがって、本システムの整備・運用にあたっては、国による確実な財政措置を前提とする必要があると考える。 また、自治体では、住居表示台帳を含む地理上の住所等情報を様々な手段で補足管理している。地方自治体の現状を十分に理解し、意見を反映した、経済的に利便性の高いシステムとなるよう望む。	○	×	—	8-2
499	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリは、国策として国が整備を進めるものである。 <u>整備・更新に必要な情報を地方自治体から収集する場合、国のシステムとの情報連携仕様の調整が必要となる。</u> 自治体においては、データクレンジングやデータ更新等で人的・財政的負担が生じ、今後さらに増大する懸念がある。したがって、本システムの整備・運用にあたっては、国による確実な財政措置を前提とする必要があると考える。 また、自治体では、住居表示台帳を含む地理上の住所等情報を様々な手段で補足管理している。 <u>地方自治体の現状を十分に理解し、意見を反映した、経済的に利便性の高いシステムとなるよう望む。</u>	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。実証事業は①パイロットシステムの開発、②住居表示台帳の電子化、③業務検証の3つの事業から構成される。①パイロットシステムの開発及び②台帳電子化については、デジタル庁が調達を実施する。③業務検証については、協力いただく地方公共団体(25団体)が既存業務と並行して実際の業務をパイロットシステム上で実施する。  p.35 「2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化」 共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体が利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費を低く抑える想定である。	×
500	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通する指摘は、 <u>地方の実情の踏まえ方</u> とコストへの関心であった。コストと機能はトレードオフの関係にあるため、共通化を進める場合、割り切りとして提供機能の範囲を明確に決める必要がある。すべての要望の完全反映は現実的でないため、その点を意識して検討を進めてほしい。	○	○	p.34 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 国による共通システムの整備や運用が、予算、システム、業務上実現可能かどうかを検証するため、協力いただく地方公共団体を募り、パイロットシステムを通じた実証事業を実施する。	×
501	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通する指摘は、地方の実情の踏まえ方と <u>コストへの関心</u> であった。コストと機能はトレードオフの関係にあるため、共通化を進める場合、割り切りとして提供機能の範囲を明確に決める必要がある。すべての要望の完全反映は現実的でないため、その点を意識して検討を進めてほしい。	○	○	p.35 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化 住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。 住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体が利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費を低く抑える想定である。 住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が活用可能な状態となっていることをアドレス・ベース・レジストリの整備として目指しており、それによる効果は2.(2)ア.に記載のとおりである。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
502	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通する指摘は、地方の実情の踏まえ方とコストへの関心であった。 <u>コストと機能はトレードオフの関係にあるため、共通化を進める場合、割り切りとして提供機能の範囲を明確に決める必要がある。</u> すべての要望の完全反映は現実的でないため、その点を意識して検討を進めてほしい。	○	○	p.35 2(2)国・地方を通じたトータルコストの最小化 住居表示台帳の電子化未実施団体においては、住居表示台帳を電子化する費用が最も大きな割合を占めるが、団体ごとに異なる情報であり、共通化によってもトータルコストの低減にはつながらない。そのため、必要最小限の情報項目をデータ化する方策を実施し、業務が運用可能かを、令和9年度の業務検証を通じた実証を行い、トータルコストの最小化を図る。 住居表示業務のためのシステムについては、民間事業者が提供する既存システムと、デジタル庁が構築する共通システムが併存する想定である。共通システムについては利用する地方公共団体に一定の運用費負担をいただくことを検討中であるが、可能な限り多くの団体で利用されることを目指しつつも、団体の意見も伺いながら機能を必要最小限に絞り、運用費を低く抑える想定である。 住所・所在地情報に関する必要なデータが、他の行政機関や民間事業者が活用可能な状態となっていることをアドレス・ベース・レジストリの整備として目指しており、それによる効果は2.(2)ア.に記載のとおりである。	×
503	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化は、原則として自治体に義務付けを行うものではなく、自治体の主体的な判断により行われるものである。ただし、現在のシステムの更新時期に合わせて、自治体が円滑に移行する環境を整えるなど、自治体の多様性や自主性を尊重しつつ、無理のない移行とすることで、共通システムへの段階的な導入を促すことはあり得る。その視点も踏まえて、検討を進めてほしい。	○	×	—	8-4
504	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	共通化に直接関係しないが、アドレス・ベース・レジストリの町字コードの提供が6月にずれ込んだことで、本団体では、ガバメントクラウドに移行する一部の標準準拠システムへの対応が遅れ、職員負担が発生した。本システムの構築・運用に際しても、余裕を持ったスケジュール設定を求める。	○	×	—	8-4
505	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	iv) 中間報告での指摘等	スケジュールについても、無理のない形で進めることを望む。今後の予定では、来年4月からパイロットシステムの開発に入る計画であり、やや早い印象もある。パイロット実施にあたっては、分析・仮説構築・仕様の整理が必要である。既に昨年8月以降のヒアリングや12月からのアンケート調査があるため、その結果を反映してパイロットに臨むことになるが、初期段階での十分な検討により手戻りを回避することが重要である。最も効率的な形での検討を、無理のないスケジュールで進めてほしい。	○	×	—	8-4
506	⑧ 住所・所在地情報管理システム<デジタル庁(総務省)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	当市は既に住居表示台帳をシステム化しておりますが、今後、国が整備する共通システムとの連携を図るため、当市の現行システムを機能更新する等、事務的・経済的負担を懸念しております。	○	×	—	8-2 8-4
507	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	総務省は、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
508	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、財務会計システムを導入している地方自治体における調整コスト等を念頭に入れながら、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システムを導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。 「2(2)国・地方を通じたトータルコストの最小化」 上述のとおり、決算統計業務システムの更改により、国・地方公共団体双方の業務効率化を図るとともに、地方公共団体におけるシステム改修に配慮した仕様の次期システムを設計・開発することで、国・地方を通じたトータルコストの最小化を図る。	×
509	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	調査研究で明らかになった課題のうち、「用語の定義など回答に必要な情報・マニュアルが分散」などシステムの見直しを待たずに対応できるものは、先行して運用の改善をお願いしたい。	○	○	p.39 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) 共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。 ・決算統計業務に必要な団体間のやり取りに関する機能(マニュアル等の資料共有や質疑応答の実施・過去質疑の参照)を集約し、決算統計業務は次期システム内で完結可能とする。	×
510	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方自治体の財務会計システムについて、見直し後の決算統計システムに情報連携できる形に見直すこととなれば、改修費用が一定程度発生しないか懸念している。地方自治体の財務会計システムとの情報連携について分かっていることがあれば教えてほしい。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
511	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	地方自治体の財務会計システムについて、見直し後の決算統計システムに情報連携できる形に見直すこととなれば、改修費用が一定程度発生しないか懸念している。地方自治体の財務会計システムとの情報連携について分かっていることがあれば教えてほしい。	○	○	p.40 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
512	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの見直しにあたっては、まずは従前の業務フローの簡略化を図るとともに、中長期的には国の責任において、地方自治体の財務会計システムの統一化を図り、財務会計システムから決算統計データのみならず、公会計データを容易に出力できるよう改修を検討すべき。	(b)射程外	—	—	—
513	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	公営企業決算統計においても同様の対応が必要と思われるため、法適用事業の財務会計システム改修等も想定に含めて検討いただきたい。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システムを導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。	×
514	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・本県において決算統計業務の機能を持つ予算総合管理システム(仮称)をR8・R9に開発し、R9年度中から運用を開始する予定 ・共通化システムの内容・スケジュール次第で本県が開発する新システムの機能が変わり得るので早期の詳細な情報提供を要望する	○	○	p.40 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
515	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム導入にあたり、各団体の財務会計システムの改修が必要となる場合は、システムの仕様をできるだけ早くお示しただくとともに、 <u>所要の財政措置にもご配慮いただきたい。</u>	○	○	p.40 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
516	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム導入にあたり、各団体の財務会計システムの改修が必要となる場合は、システムの仕様をできるだけ早くお示しただくとともに、 <u>所要の財政措置にもご配慮いただきたい。</u>	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
517	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、決算統計作業のために各地方自治体が用いる元データは、形式や粒度が多岐にわたることから、共通化後に総務省に提出するデータについても、同省の指定するデータ形式・内容への変換作業が必要になるものと思料される。既に財務データと決算統計を紐づけて作業の省力化を図っている自治体においては、当該変換作業が新たに必要となり、かえって負担となることも予想される。ついては、総務省へ提出するデータ内容の検討にあたっては、各地方自治体から現状の実物データを収集・比較する過程を踏むなど、真に地方自治体の業務負担軽減に資するよう、密に連携して進めるよう求める。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。	×
518	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	導入している財務会計システム内の機能を使って、決算統計の調査表作成のための基本データ出力作業を行っているため、共通化を実施する場合には、スケジュール等を可能な限り早目に情報共有していただきたい。	○	○	p.40 3. 共通化の推進スケジュール 全体に記載あり	×
519	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	来年度から、財務会計システムの更新にかかる仕様作成等を行う必要がある。そのため、共通化を実施する場合、 <u>スケジュールとコンバータの仕様について、早急にお示し願いたい。</u> また、コンバータへの反映データの作成等、財務会計システムの改修費用等が追加で必要になる場合は、対象経費の財源措置をお願いしたい。	○	×	—	9-1
520	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	来年度から、財務会計システムの更新にかかる仕様作成等を行う必要がある。そのため、共通化を実施する場合、 <u>スケジュールとコンバータの仕様について、早急にお示し願いたい。</u> また、 <u>コンバータへの反映データの作成等、財務会計システムの改修費用等が追加で必要になる場合は、対象経費の財源措置をお願いしたい。</u>	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
521	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	提出データの範囲や形式を明確に定義し、仕様変更は意見照会の後、施行までの時間を設けるなど、システム改修検討の時間を設けていただきたいです。元データ提出型である場合、財務会計システムの改修が必須であるため、急な仕様変更時にペンダー対応が間に合わず、決算統計が遅延するリスクが高まるため、慎重に設計していただきたいです。	○	○	p.40 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
522	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	地方公共団体毎に予算執行科目が異なるため国でのコンバータ作業が難しく、統計表を作成するためにはデータクレンジングなどの作業の必要性が予想される。また、共通化により地方公共団体の決算統計システムを使用しなくなったとしても、システムコストが劇的に低下することは考えづらい。そのため、共通化することにより、逆に地方公共団体の業務やトータルコストが増加することがないよう適切な制度設計をお願いしたい。	○	○	p.40 2(2)ウ国・地方を通じたトータルコストの最小化 上述のとおり、決算統計業務システムの更改により、国・地方公共団体双方の業務効率化を図るとともに、地方公共団体におけるシステム改修に配慮した仕様の次期システムを設計・開発することで、国・地方を通じたトータルコストの最小化を図る。	×
523	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在、本市では7月上旬に表を完成し、この時点の表の数値をもとに7月中旬から決算の監査、議会対応の準備を行っている。このため、調査表の整合性等の確認作業は、市町村が随時行えるようにしてもらいたい。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
524	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	現在の当市の運用において、例えば、賃貸借料10万円の内、3万円が臨時経費、7万円が経常経費で計上されている場合、生データでは10万円全額が臨時経費又は経常経費どちらか一方に振り分けられている。このため、決算統計資料を作成するにあたって、臨時経費と経常経費の内訳を修正する必要があるため、生データを提出する運用となると、この点の修正が出来なくなるため、ご配慮いただきたい。	○	×	—	9-1
525	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システム化の検討にあたっては、システム上で条件設定すれば自治体間の財政状況の比較などが容易にできるような機能を付加し、単に報告するためにとどまらずその後に活かすことができるようなシステムを検討いただきたい。 (現在はe-statでダウンロードできるCSVデータ等から必要な情報をコピー&ペーストするなどして手持ち資料として作成しているものがあるが、これにも相応の手間がかかっている)	○	×	—	9-1
526	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	決算統計データについて、各自治体からの提供依頼が多いことから、本システムを通じて提供できるようにしていただきたい。	○	○	p.39 2(1)イ共通化後の姿(共通化パターン等) (ア)業務の実態(業務フロー等)及び(イ)システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム(以下「次期システム」という。)ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。 共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。 (略) ・国と地方公共団体双方において、確定後(公表後)の調査データを任意の年度・項目・団体について、次期システムから手間なく迅速に入手可能とする。	×
527	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	決算統計は、地方公営企業に関する唯一の決算統計資料であることから、地方公営企業では、自治体(事業体)間の財政状況比較として頻繁に利用している。また、その集計結果は国や都道府県の公表を通じて、各自治体での経年比較や複数の指標等を組み合わせた経営比較分析表を示すとともに、地方公営企業年鑑(決算状況調査)として、同年度の年度末を目途に該当全自治体の回答結果が公表されている状況と認識している。 自治体間比較の対象は、財政指標の算出元数値など百を超えるため、その都度、決算統計における調査票の各項目を参照される(例:調査票01表02行03列の値)ことが多く、ほとんどの場合、最新年度の数値を照会される。実務では、決算統計の調査票提出直後の月に、提出したばかりの調査票全体あるいは各項目を照会されることが年10件以上あり、その回答により本来対応すべき業務時間が多く割かれている状況である。 以上の状況及びDX全般的な視点から、本件対応にあたり、以下3点を要望する。 ①調査票を国又は都道府県に提出後、提出自治体が公開を承諾するなど一定条件の元に、他自治体提出されたデータをダウンロードできるようにすること。特に、国による全団体の確定を待たずして、それを可能にすること。 ②提出する調査票項目(入力項目)を変える場合、既存の調査票項目との比較対照をできるようにすること。 ③決算統計は、各自治体の保存する財務会計データから提出することが多いと思われるが、国又自治体間で保有するデータに関するルールを統一的に定めている又は推奨している場合は、当該ルールに沿ったデータ項目で提出できるようにすること。 ※例:国土交通省及び経済産業省は、水道事業におけるCPS/IoTの活用のため、水道情報活用システムの普及を推進しています(独立行政法人情報処理推進機構HPより)	(e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
528	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	決算統計は、地方公営企業に関する唯一の決算統計資料であることから、地方公営企業では、自治体(事業体)間の財政状況比較として頻繁に利用している。また、その集計結果は国や都道府県の公表を通じて、各自治体での経年比較や複数の指標等を組み合わせた経営比較分析表を示すとともに、地方公営企業年鑑(決算状況調査)として、同年度の年度末を目途に該当全自治体の回答結果が公表されている状況と認識している。 自治体間比較の対象は、財政指標の算出元数値など百を超えるため、その都度、決算統計における調査票の各項目を参照される(例:調査票01表02行03列の値)ことが多く、ほとんどの場合、最新年度の数値を照会される。実務では、決算統計の調査票提出直後の月に、提出したばかりの調査票全体あるいは各項目を照会されることが年10件以上あり、その回答により本来対応すべき業務時間が多く割かれている状況である。 以上の状況及びDX全般的な視点から、本件対応にあたり、以下3点を要望する。 ①調査票を国又は都道府県に提出後、提出自治体公開を承諾するなど一定条件の元に、他自治体提出されたデータをダウンロードできるようにすること。特に、国による全団体の確定を待たずして、それを可能にすること。 ②提出する調査票項目(入力項目)を変える場合、既存の調査票項目との比較対照をできるようにすること。 ③決算統計は、各自治体の保存する財務会計データから提出することが多いと思われるが、国又自治体間で保有するデータに関するルールを統一的に定めている又は推奨している場合は、当該ルールに沿ったデータ項目で提出できるようにすること。 ※例:国土交通省及び経済産業省は、水道事業におけるCPS/IoTの活用のため、水道情報活用システムの普及を推進しています(独立行政法人情報処理推進機構HPより)	○	○	p.40 2(1)イ. 共通化後の姿(共通化パターン等) (略) ・回答項目を最小粒度のみ(小計欄や重複するデータは入力不要)に設定することで団体の入力項目数を削減し、提出及び検取・審査の負担を軽減	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
529	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	決算統計は、地方公営企業に関する唯一の決算統計資料であることから、地方公営企業では、自治体（事業体）間の財政状況比較として頻りに利用している。また、その集計結果は国や都道府県の公表を通じて、各自治体での経年比較や複数の指標等を組み合わせた経営比較分析表を示すとともに、地方公営企業年鑑（決算状況調査）として、同一年度の年度末を目途に該当全自治体の回答結果が公表されている状況と認識している。 自治体間比較の対象は、財政指標の算出元数値など百を超えるため、その都度、決算統計における調査票の各項目を参照される（例：調査票01表02行03列の値）ことが多く、ほとんどの場合、最新年度の数値を照会される。実務では、決算統計の調査票提出直後の月に、提出したばかりの調査票全体あるいは各項目を照会されることが年10件以上あり、その回答により本来対応すべき業務時間が多く割かれている状況である。 以上の状況及びDX全般的な視点から、本件対応にあたり、以下3点を要望する。 ①調査票を国又は都道府県に提出後、提出自治体が公開を承諾するなど一定条件の元に、他自治体が提出されたデータをダウンロードできるようにすること。特に、国による全団体の確定を待たずして、それを可能にすること。 ②提出する調査票項目（入力項目）を変える場合、既存の調査票項目との比較対照をできるようにすること。 ③決算統計は、各自治体の保存する財務会計データから提出することが多いと思われるが、 <u>国又自治体間で保有するデータに関するルールを统一的に定めている又は推奨している場合※は、当該ルールに沿ったデータ項目で提出できるようにすること。</u> ※例：国土交通省及び経済産業省は、水道事業におけるCPS/IoTの活用のため、水道情報活用システムの普及を推進しています（独立行政法人情報処理推進機構HPより）	(b)射程外	—	—	—
530	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体ごとに会計の体系や科目名称等に違いがあることに加え、財務会計システムの仕様も異なるところではあるが、可能な限り各自治体の既存システムから抽出したデータをそのまま活用する形でのシステム化を検討いただきたい。また、自治体の財務会計システムの改修が必要となる場合には速やかに情報提供いただきたい。	○	○	p.40 2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。	×
531	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	財務会計システムからのデータ抽出について、コンバータするためにコンバータすることがないよう各ベンダーに対して共通仕様を提供し、抽出データをそのまま取り込めるようにしていただきたい。また、その改修費用に対する財政措置をお願いしたい。	○	×	—	9-1
532	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	財務会計システムからのデータ抽出について、コンバータするためにコンバータすることがないよう各ベンダーに対して共通仕様を提供し、抽出データをそのまま取り込めるようにしていただきたい。また、 <u>その改修費用に対する財政措置をお願いしたい。</u>	○	○	p.40 2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
533	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの共通化が困難な場合であっても、調査様式の削減など、地方自治体の決算統計業務負担の軽減策を検討されたい。	○	○	p.39 2 (1)イ共通化後の姿（共通化パターン等） （ア）業務の実態（業務フロー等）及び（イ）システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム（以下「次期システム」という。）ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。	×
534	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県の財務会計システムデータを決算統計の調査票として調整するにあたっては、端数調整の他、例えば県の会計上同一目の事業であっても決算統計の目的別に置き換える際には別々の目的にする例があることや、同一節であっても内容により異なる性質に置き換えるなど、様々な調整を行っている。 これを踏まえると、財務会計システムのデータをそのまま標準システムに取り込むだけでなく、一定の調整を行う必要があるものと考えますが、それらの作業に係る手間が可能な限り少なく済むようにご検討いただきたい。	○	○	p.40 2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。	×
535	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	自治体によって導入している財務会計システムやその償借期間が異なるため、共通化に向けた手続き面等の自治体の負担が少なくなるように検討していただきたい。	○	○	p.40 3 (1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
536	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	決算統計の調査表を作成していく過程で自身の自治体について決算分析ができ、決算業務や議会への対応資料の作成にも繋がっていることから一概に事務負担の軽減に繋がるとは思わない。	(a)根拠不明確	—	—	—
537	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	作業負担を軽減する手法について、引き続き検討いただけるとありがたい。	○	○	p.39 2 (1)イ共通化後の姿（共通化パターン等） （ア）業務の実態（業務フロー等）及び（イ）システムの導入状況を踏まえ、次期決算統計業務システム（以下「次期システム」という。）ではシステム内で業務が完結するよう機能集約するとともに、その他地方公共団体における業務負荷の軽減に資する機能を実装する。 共通化に係る主な改修内容については以下のとおり。 (略)	×
538	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	BI ツール機能は見送るとのことだが、是非継続検討をお願いしたい。	○	×	—	9-1
539	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	決算統計業務は、従来から極めてタイトなスケジュールの中で大変な事務の負担を強いられていた。今回の取組には大変感謝している。業務負担の軽減は元より、 <u>各自治体から提供されたデータ、集約されたデータについてもそれぞれの自治体間で共有できて、容易に分析などをできるといった利便性の高い機能を実装するなど、共通化の効果がより高まるものにしてほしい。</u> 資料作成をサポートする手法について、引き続き検討いただけるとありがたい。	○	×	—	9-1
540	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	決算統計業務は、従来から極めてタイトなスケジュールの中で大変な事務の負担を強いられていた。今回の取組には大変感謝している。業務負担の軽減は元より、各自治体から提供されたデータ、集約されたデータについてもそれぞれの自治体間で共有できて、容易に分析などをできるといった利便性の高い機能を実装するなど、共通化の効果がより高まるものにしてほしい。 <u>資料作成をサポートする手法について、引き続き検討いただけるとありがたい。</u>	○	×	—	9-1
541	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	自治体が財務会計システムを現行の国の決算統計システムと連携させている場合には、次期決算統計システムに対応するために、財務会計システムの改修等が必要となること懸念されるため、 <u>標準的なデータ様式の早期の提示や改修等に係る財政支援はぜひお願いしたい。</u>	○	○	p.40 3 (1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
542	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	自治体が財務会計システムを現行の国の決算統計システムと連携させている場合には、次期決算統計システムに対応するために、財務会計システムの改修等が必要となること懸念されるため、 <u>標準的なデータ様式の早期の提示や改修等に係る財政支援はぜひお願いしたい。</u>	○	○	p.40 2 (2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
543	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	財務会計システムの改修など自治体の新たな負担が生じない仕様にしてほしい。やむを得ず、改修が必要となってしまう場合には、国の責任において確実な財政措置を講じるとともに、国の決算統計業務システムの運用開始の時期に、関係するシステム等の改修と運用などが間に合うように、決算統計システムの仕様、スケジュールなど必要な情報は早めに示していただきたい。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
544	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	財務会計システムの改修など自治体の新たな負担が生じない仕様にしてほしい。やむを得ず、改修が必要となってしまう場合には、国の責任において確実な財政措置を講じるとともに、国の決算統計業務システムの運用開始の時期に、関係するシステム等の改修と運用などが間に合うように、決算統計システムの仕様、スケジュールなど必要な情報は早めに示していただきたい。	○	○	p.40 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
545	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	iv) 中間報告での指摘等	システムが変わって、かえって業務が煩雑になるという場合もまれにあるので、そのようなことがないようにしていただきたい。	○	○	p.39 2(2)ア共通化後の効果の大きさ 決算統計業務システムの更改により、各地方公共団体において、調査回答の作成、回答内容の確認作業等に要する時間を削減でき、業務効率化や負担軽減が見込まれる。 また、国においても、次期システムより地方公共団体が提出したデータの閲覧、出力が可能となることによる業務効率化や負担軽減が見込まれる。	×
546	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	地方公共団体のシステム改修が発生しない仕様でご検討いただけないでしょうか。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ 財務会計システム等を導入している地方公共団体においては、決算統計業務システムの更改に伴い、一定程度システム改修が生じる見込みである。 次期システムの調達仕様書は、システム開発・運用保守事業者等の意見を踏まえ、地方公共団体におけるシステム改修が広範に及ばないように考慮した上で作成している。 3(1)ア地方公共団体における財務会計システム等の改修 令和10年度より次期システムの運用が開始されることから、財務会計システム等の改修が必要となる地方公共団体においては、令和9年度中に改修を終える必要がある。 このため、次期システムの仕様等については、可能な限り早急に地方公共団体に情報提供を行い、同団体における予算措置等の対応に十分な時間が確保できるよう努める。	×
547	⑨ 決算統計業務システム<総務省>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	財政措置について検討予定とあるが、財源については不交付団体を含む地方公共団体に負担が生じないよう国が全額負担すること。	○	○	p.40 2(2)イ共通化を進めるための調整コストの大きさ なお、地方公共団体が負担することとなる財務会計システム等の改修経費については、令和8年度中に調査を行い、財政措置について検討する予定である。	×
548	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	文部科学省は、こども家庭庁の協力を得て、令和8年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。	○	○	P44 3(2)スケジュール	×
549	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	その際、児童福祉施設等災害時情報共有システムまたはEduSurveyを活用した場合の被害状況等の情報収集に関する両方のシステムのメリット、デメリットを整理した上で、国・地方を通じたトータルコストを最小化する具体的な方法を検討されたい。	○	○	P43 2(1)ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 EduSurveyは、幼稚園も含めた学校全般を対象として既に令和4年度から運用を開始している汎用的な調査システムで活用実績もあり、被害状況等の情報収集ツールとして活用する場合、システム改修等の追加コストは不要である。	×
550	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	幼稚園と保育所双方を経営している法人や、教育委員会ではなく、福祉部局が幼稚園も所管している自治体もある中、システム毎にUI/UXが異なるとそれ自体が業務負担となってしまうので、システムを一本化しない場合でも、UI/UXを揃えることを検討して欲しい。	○	×	—	10-1
551	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	自治体としては、二つのシステムに別々に入力して、別々に情報を見に行くのは手間がかかる。BPRを進めて、一つのシステムで完結できるようにして頂きたい。	○	○	P43 2(1)イ、共通化後の姿(共通化パターン等) 災害時における幼稚園も含めた学校の被害状況等の情報収集及び共有について、原則、文部科学省の「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」を活用する(令和8年度以降)。 運用状況を踏まえ、適宜システムの改善を実施する。幼稚園に係る児童福祉施設等災害時情報共有システムの活用についてもその中で各自治体等からのニーズを踏まえ、検討する。	×
552	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	災害時の情報収集と共有は、省庁の垣根を超えて、将来的には共通のシステムで一体的に管理運用することで、より迅速な支援に繋げるものではないかと考えている。	(b)射程外	—	—	—
553	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	ii) 関係府省庁ヒアリングでの指摘等	児童福祉施設等災害時情報共有システムの報告対象に幼稚園を拡大することが良いのか、あるいは学校として EduSurveyを活用して被災状況等の情報収集をすることが良いのか、自治体との丁寧な意見交換を通じて、それぞれのメリットデメリットを整理して理解を得ていくことが重要。引き続き国と地方で協力しながら、最適な形を検討していければよいと考える。	○	○	P43 2(1)ウ、国・地方を通じたトータルコストの最小化 EduSurveyは、幼稚園も含めた学校全般を対象として既に令和4年度から運用を開始している汎用的な調査システムで活用実績もあり、被害状況等の情報収集ツールとして活用する場合、システム改修等の追加コストは不要である。	×
554	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	国のシステムを活用する又は国で一括するシステム導入を検討されること自体のメリットはあるが、公立幼稚園の所管がどこにあるか、どのシステムを活用するかにより、自治体や幼稚園現場のメリット・デメリットは異なる。本市立幼稚園は教育委員会の所管であり、災害時の学校園への連絡指示や状況把握、情報収集に係る対応等は教育委員会事務局で一体的に行うことになるため、EduSurveyを活用する方法が園にも事務局にも混乱がないと考える。(小学校との併設園の対応も含めて)	○	○	P43 2(1)イ、共通化後の姿(共通化パターン等) 災害時における幼稚園も含めた学校の被害状況等の情報収集及び共有について、原則、文部科学省の「文部科学省 WEB 調査システム (EduSurvey)」を活用する(令和8年度以降)。 運用状況を踏まえ、適宜システムの改善を実施する。幼稚園に係る児童福祉施設等災害時情報共有システムの活用についてもその中で各自治体等からのニーズを踏まえ、検討する。	×

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
555	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	幼稚園において、「児童福祉施設等災害時情報システム」や「子ども・子育て支援情報システム」がどの程度認識されているかは疑問である。本市では、全園、EduSurveyでの調査回答の経験はある。	(c)抽象的なもの (d)団体固有の事情	—	—	—
556	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【意見】 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただきたい。 ○内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)との情報連携についてもご検討いただきたい。  【理由】 ○災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況等を関係者が迅速かつ正確に情報収集・共有し、適切な支援につなげることは重要であり、国と自治体及び複数分野のシステム共通化に賛同する。 ○現在運用されている児童福祉施設等災害時情報共有システムにあっては、情報収集開始の意思決定権を国のみが持っており、自治体が独自に発意することができない。このため、県域や市町村レベルの災害発生時には本システムを被災情報収集に活用することはできず、メールや電話、自治体独自の防災システム等を用いた情報収集によらざるを得ない状況にある。 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただければ、自治体は独自防災システム開発が不要となるほか、新システムの活用が進み、共通化の効果がいっそう高まるものと考えられる。 ○防災行政において各システム間の情報連携と集約化が進められていることから、効率的な災害対応のため、新システムについても内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)との情報連携を可能とする仕様が望ましい。	○	×	—	10-1
557	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	【意見】 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただきたい。 ○内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)との情報連携についてもご検討いただきたい。  【理由】 ○災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況等を関係者が迅速かつ正確に情報収集・共有し、適切な支援につなげることは重要であり、国と自治体及び複数分野のシステム共通化に賛同する。 ○現在運用されている児童福祉施設等災害時情報共有システムにあっては、情報収集開始の意思決定権を国のみが持っており、自治体が独自に発意することができない。このため、県域や市町村レベルの災害発生時には本システムを被災情報収集に活用することはできず、メールや電話、自治体独自の防災システム等を用いた情報収集によらざるを得ない状況にある。 ○新システムにおいて情報収集開始の意思決定権を自治体にも認めていただければ、自治体は独自防災システム開発が不要となるほか、新システムの活用が進み、共通化の効果がいっそう高まるものと考えられる。 ○防災行政において各システム間の情報連携と集約化が進められていることから、効率的な災害対応のため、新システムについても内閣府の新総合防災情報システムや防災科研が開発する基盤的防災情報流通ネットワーク(SIP4D)との情報連携を可能とする仕様が望ましい。	(b)射程外	—	—	—
558	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	幼稚園の共通化は大賛成。加えて、現在すでに「子ども・子育て支援情報公表システム」において運用されている認可外保育施設についても、災害時情報共有システムとの連携を希望する。	(b)射程外 (e)前提条件を整理すべきもの	—	—	—
559	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	災害発生時において、幼稚園の被害状況等の情報収集を行う必要性は、国だけではなく各自治体についても同様である。このため、国がシステム化を行うにあたっては、幼稚園が回答した被害状況等について、国だけではなく各自治体においても幼稚園の回答状況、特に回答内容が随時確認できるシステムとすることを希望する。	○	×	—	10-1
560	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	①幼稚園の被害状況等について、児童福祉施設等災害時情報共有システム(以下「システム」という。)を活用する場合、今年度5月に国主催で実施したシステムを使用した訓練時に、自治体から被災状況指示メールの送信が原因によりシステム操作が遅くなるなど障害が発生したことから、サーバー強化など充分な対策を図った上で、システム導入の調整をお願いしたい。 ②上記①に関連して、システムの報告項目である被害者数(傷病数)について、基礎自治体として、施設利用者として施設職員のそれぞれの被害状況を把握する必要があることから、施設利用者及び施設職員の内訳がわかる被害状況入力の設定にいただきたい。	○	○	P43 2(1)イ。共通化後の姿(共通化パターン等) 災害時における幼稚園も含めた学校の被害状況等の情報収集及び共有について、原則、文部科学省の「文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)」を活用する(令和8年度以降)。 運用状況を踏まえ、適宜システムの改善を実施する。幼稚園に係る児童福祉施設等災害時情報共有システムの活用についてもその中で各自治体等からのニーズを踏まえ、検討する。	×
561	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	①幼稚園の被害状況等について、児童福祉施設等災害時情報共有システム(以下「システム」という。)を活用する場合、今年度5月に国主催で実施したシステムを使用した訓練時に、自治体から被災状況指示メールの送信が原因によりシステム操作が遅くなるなど障害が発生したことから、サーバー強化など充分な対策を図った上で、システム導入の調整をお願いしたい。 ②上記①に関連して、システムの報告項目である被害者数(傷病数)について、基礎自治体として、施設利用者として施設職員のそれぞれの被害状況を把握する必要があることから、施設利用者及び施設職員の内訳がわかる被害状況入力の設定にいただきたい。	○	×	—	10-1
562	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	提案通り進めることに賛成である。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
563	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	別添②に記載の参考1・2ともに回答は、市町村を経由せず施設がシステムに回答できるようになっていますが、回答の依頼や通知についても市町村を通すことなく国や都道府県からシステム等を通じて直接施設に届く運用にしてほしいです。迅速な対応ができるためにもぜひよろしくお願いいたします。	○	×	—	10-1
564	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・被害については、徐々に明らかになっていくことから、被害報告の回答を1回だけでなく、追記・修正できるようにしていただきたい。 ・また、追記・修正が行われた場合は、データベース上で回答が上書きされ、関係者(国、県、市町村)全員が最新の被害件数や詳細なデータを閲覧等できる仕組みを検討いただきたい。	○	×	—	10-1
565	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・推進方針案の同意までのプロセスで、自治体から様々な意見がこれからも出てくる。いきなりすべてをフルスベックでやる必要もなく、最初はスモールスタートとして適宜必要とされる機能を追加していくということも効率的な進め方だと思うので、トータルコストも念頭に置いて、取り入れるべき意見は取り入れ、費用対効果的に難しいものはその理由を整理し、引き続き検討を進めて頂きたい。	○	×	—	10-2

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
566	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・自治体側からは、国からの調査依頼を待たずに、自治体の発意でシステムを活用した情報収集を始められる機能が欲しい、というような意見も上がってきている。大多数が求める機能は拾って頂きたいと思う一方、全ての機能を実施しようとすると、開発費やランニングコストに跳ね返ってくるので、自治体の意見も聞きながら、トータルコストのバランスを見て、どういった機能を追加するのが妥当か、ということを検討して欲しい。	○	×	—	10-2
567	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・EduSurveyの活用で習熟していない自治体等もあるので、災害発生時のサポートデスクの設置等の運用支援や、プッシュ通知やポップアップUIと言った、重要な情報が確実に担当者に伝わるような工夫も検討頂きたいと思う。	○	×	—	10-3
568	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・省庁の垣根を越えて、関係者が出来るだけストレスなく、シームレスに、誰でも使えるようなシステム構築を進めて欲しい。自治体の声として、緊急時は市区町村を経由せずに、各施設が直接システムに回答でき、それを国、都道府県、市町村が随時確認できるような機能を組み込んで欲しいという要望があるので、反映して頂けるとありがたい。	○	×	—	10-1
569	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・省庁の垣根を越えて、関係者が出来るだけストレスなく、シームレスに、誰でも使えるようなシステム構築を進めて欲しい。自治体の声として、緊急時は市区町村を経由せずに、各施設が直接システムに回答でき、それを国、都道府県、市町村が随時確認できるような機能を組み込んで欲しいという要望があるので、反映して頂けるとありがたい。	○	×	—	10-1
570	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	iv) 中間報告での指摘等	・私立幼稚園含む私立の学校は、所管の関係上、都道府県知事部局が報告を取りまとめているが、EduSurveyの報告先に市区町村を加えて頂けると、市区町村の被害状況の把握に有用なので、この点も検討頂きたい。 →現状のEduSurveyの仕組みでは、都道府県の知事部局が、集約した情報をデータとしてEduSurveyから吐き出して、それを関係する市区町村に展開する、といった運用上の工夫で対応頂くことが考えられる。他方、そういったニーズも踏まえ文部科学省として検討したい。<文部科学省>	○	×	—	10-1
571	⑩ 幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム<文部科学省(こども家庭庁)>	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	本市立幼稚園は教育委員会の所管であり、災害時の学校園への連絡指示や状況把握、情報収集に係る対応等は教育委員会事務局で一体的に行うことになるため、EduSurveyを活用する方法が園にも事務的にも混乱がないと考える。また、全園、EduSurveyでの調査回答の経験があるため、園の利便性の向上と教育委員会の効率化が図られると考える。	○	○	共通化推進方針案全体に方向性が記載されている。	×
572	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁は、東京都の協力を得て、令和7年度にかけて、社会福祉施設等に対する指導検査業務システムが利用拡大できるかの適用可能性を検証されたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
573	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	i) 共通化の対象選定に向けた令和7年度の対象候補の選定及び作業依頼について	デジタル庁による技術的な検証結果を踏まえて、指導検査業務等を所管する省庁、デジタル庁及び東京都は、それぞれ協議して、令和8年3月末までに、推進方針案を策定されたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
574	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	クラウドにより、データのやりとりが簡単になるのは良いが、指導監査に必要であるすべての書類データをシステムにアップロードするのは非常に困難であり、施設側にも大きな負担になると考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
575	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	東京都の指導検査業務システムに基づき拡充可能な有無の検証がされ、指導検査業務を所管する省庁、デジタル庁、東京都と協議して進められるとの認識である。一方で子ども家庭庁が保育現場におけるDX推進しているなかで給付・監査等の業務の標準化など保育施設や自治体業務と連携した施設管理プラットフォームを整備を進められているが、社会福祉施設等にも当然のことながら保育施設も含まれていることから構築が個々とならないよう協議進めていてもらいたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
576	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	基本的には自治事務となる「社会福祉施設等に対する指導監査」は地方自治体それぞれが主体的に行うところですが、実際には国の基準により行う部分も多く、全国共通のシステムにより実施できるならば、有益と考えます。なお、法定受託事務である「社会福祉法人に対する指導監査」について、厚生労働省は「指導監査のためだけに法令等の定めとは別に、独自の書類等の提出を求めない」「求める場合は、法人に十分説明」「過度の負担にならないように配慮すること」としていますが、実際には法人に対して事前に自己点検チェック票の作成提出を依頼し、当日は提出された自己点検チェック票をもとに再確認することで法人・地方自治体双方にとって効率的・効果的な指導監査としています。東京都のシステムもこの手法を前提としているようですが、地方自治体それぞれで自己点検チェック票を独自に作成するのは非効率であるため、国において標準様式を作成することなどにより全国共通のものとして位置づけ、法人・地方自治体の負担軽減につなげていただきたいです。また、作成に際しては各地方自治体の意見を考慮していただきたいです。	○	×	—	11-1
577	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、令和5年度に介護保険サービス事業者、有料老人ホーム、及び障害福祉サービス事業者等について、実地での検査において携帯用端末機を持参して確認結果を入力し、そのデータをもとに事業者への通知や指導に係る帳票を作成するシステムを開発しているため、この部分も共通化対象となれば影響がある。 東京都のシステムにはない独自の機能や仕様もあると思われるので、それらについては幅広く共通外仕様として(オプション機能等)認めていただく等、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。 一方、制度変更の都度、当該内容を検査内容に反映するのに、手間がかかっている。共通テンプレートの提示等もご検討いただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
578	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本市では、令和5年度に介護保険サービス事業者、有料老人ホーム、及び障害福祉サービス事業者等について、実地での検査において携帯用端末機を持参して確認結果を入力し、そのデータをもとに事業者への通知や指導に係る帳票を作成するシステムを開発しているため、この部分も共通化対象となれば影響がある。 東京都のシステムにはない独自の機能や仕様もあると思われるので、それらについては幅広く共通外仕様として(オプション機能等)認めていただく等、機能低下をきたすことのないよう検討いただきたい。 一方、制度変更の都度、当該内容を検査内容に反映するのに、手間がかかっている。共通テンプレートの提示等もご検討いただきたい。	○	×	—	11-1
579	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	一般的に指導検査業務においては、当該検査の結果報告書の作成業務、文書等での是正指導業務、当該検査対象の事業者との対応記録作成業務等が付随すると思われます。つきましては、本件システムの共通様式化に際し、当該付随業務も同一システムで行えるようなシステム開発又は改修を御検討いただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
580	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムについては、区市町村が対応可能な現実的なスケジュール及び方法を検討、周知いただき、区市町村において必要経費が生じる場合は満額を補助金対応とするよう要望する。 また、本意見照会と並行して東京都から、「都内区市町村でのシステムの共同利用に関する検討は、当初予定のとおり進める。」旨の周知が都内区市町村にあったところである。国と東京都のそれぞれの取組みにより、都内区市町村において課題整理や予算措置等に二重の負担が生じることのないよう、また、国においてシステムの共通化を行う方針とした場合、先行する東京都のシステムとの連携に十分配慮し、不利益が生じることのないよう、関係省庁等が密に連携して推進方針案を策定することを要望する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
581	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムについては、区市町村が対応可能な現実的なスケジュール及び方法を検討、周知いただき、区市町村において必要経費が生じる場合は満額を補助金対応とするよう要望する。 また、本意見照会と並行して東京都から、「都内区市町村でのシステムの共同利用に関する検討は、当初予定のとおり進める。」旨の周知が都内区市町村にあったところである。国と東京都のそれぞれの取組みにより、都内区市町村において課題整理や予算措置等に二重の負担が生じることのないよう、また、国においてシステムの共通化を行う方針とした場合、先行する東京都のシステムとの連携に十分配慮し、不利益が生じることのないよう、関係省庁等が密に連携して推進方針案を策定することを要望する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
582	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステムについては、区市町村が対応可能な現実的なスケジュール及び方法を検討、周知いただき、区市町村において必要経費が生じる場合は満額を補助金対応とするよう要望する。 また、本意見照会と並行して東京都から、「都内区市町村でのシステムの共同利用に関する検討は、当初予定のとおり進める。」旨の周知が都内区市町村にあったところである。国と東京都のそれぞれの取組みにより、都内区市町村において課題整理や予算措置等に二重の負担が生じることのないよう、また、国においてシステムの共通化を行う方針とした場合、先行する東京都のシステムとの連携に十分配慮し、不利益が生じることのないよう、関係省庁等が密に連携して推進方針案を策定することを要望する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
583	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・社会福祉法第59条に基づき毎年受ける書類については、すでに福祉医療機構が整備するWAM NETによる電子受付を行っているため、大量の書類の提出は受けていない。一方、法第45条の36に基づく定款変更などの法人の運営により随時受ける書類は大量の書面であり、これがデータにより完結することに期待する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
584	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・社会福祉法第31条及び第32条に基づく法人設立の認可業務は、今ではほとんど発生しない業務であることから、設立しようとする者と所轄庁の双方にとって不慣れな手続きであり、「法や制度の理解」をはじめとした多大な負担が想定される。これが、当該システムによって支援されることを期待する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
585	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	・社会福祉法第30条に基づき、例えば法人が事業区域を拡大した場合などは、所轄庁が変更される。この場合に、新所轄庁からの依頼に基づき、旧所轄庁はこれまで扱った文書（定款変更の申請と認可等）を提供する必要があるが、全ての紙書類のコピーを取るなどの手間が発生する。今回のシステムにより、電子的処理（アクセス権の変更やファイルをダウンロードして新所轄庁へ提供するなど）が行えるようになり、作業時間が短縮されることを期待する。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
586	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	宮崎県においても、東京都の社会福祉施設等の指導検査業務システムと同様のシステム開発を研究・検討しているところ。今般の共通化候補として当該システムが挙げられておりますが、正式に共通化対象システムとなった場合に、共通化仕様策定の初期段階から、具体的な協力ができる余地はあるのでしょうか。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
587	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	本県では、現在、社会福祉施設の指導監査で各施設から事前提出される書類については、各施設の基準省令の内容を基に県が独自に作成した様式を用いているほか、監査項目のチェックを行う際の様式も県独自の様式を用いている。今後、全国共通のシステムが構築された場合、厚生労働省の方で全国共通の様式をシステムで公開し、それを用いることになるのか。また、仮にシステムへ参加しない社会福祉法人があった場合、当該法人からの事前提出書類等はどうなるのか。今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
588	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	今回のモデルとなった東京都の場合、社会福祉法人や社会福祉施設の指導監査を行う専門の部署があり、当該部署がシステムの運営もやっているが、本県の場合、社会福祉法人の指導監査の担当課と法人の許認可担当課、各社会福祉法人の許認可及び指導監査の担当課が異なっており、それぞれの権限に応じて、システムへの利用権限を設定してもらう必要があると考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
589	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	システムの具体的な活用方法について、今後策定される共通化推進方針案で明らかにするなど適切なタイミングで示していただきたい。 1. 例えば、社会福祉法人等が行政から運営指導を受ける際に、監査項目のチェックリストごとに関係資料を事前提出することになるが、その資料を電子データで当システムに登録し、社会福祉施設等や行政担当者の負担軽減を図ることを目的に運用されるのか。 2. 指導監査においては①最低基準等が満たされているか、②報酬請求が適正であるか、③現場でのサービス提供実態確認などを行うことになるが、当該システムで活用することを想定すると、①最低基準等が満たされているかを確認することを中心に活用されるのか。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
590	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iii) 共通化の対象候補案に対する意見照会	社会福祉法人等においては、国から様々なシステムに、それぞれの目的のデータ入力や資料掲載などが求められている中、更に今回のシステムを活用することになれば、逆に社会福祉法人等側の負担にならないか。特に地方では職員の高齢化が進んでおり、システムに拒否感があり、操作方法・システム内容についての理解に質問が多く寄せられる可能性がある。問い合わせ対応のコールセンターが設置されたとしても、対応能力を超えると担当部署に問い合わせが寄せられ、通常業務に支障がでるおそれがある。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
591	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	共通化を進めるにあたっては、費用、機能、スケジュールの観点が重要。特にコストと機能はトレードオフ関係にあるため、機能を盛り込みすぎればコストは増大する一方、不十分な機能では導入効果が限定的となる。資料P6で示していただいた「今後の検討の方向性について」は、まさにその点を意識されたものと理解した。引き続きお願いする。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
592	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」では、共通化の方法としてパターンA、パターンBが示されている。これに加え、今回の東京都のシステムのような既存システムの利用範囲を拡大する取組や、資料のうちP11にある自治体開発ソフトウェアのオープンソース化、さらに専用システムの新規開発を避け、Excelのマクロ等によって簡易に対応する方法など、多様な選択肢が存在する。これらのそれぞれについて、メリット・デメリットや必要となる費用も含め、総合的な検討をお願いしたい。	○	○	結果報告書全体に方向性が記載されている。	×
593	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	本団体や近隣自治体でも社会福祉施設等に対する指導検査業務は、いまだ紙での対応が多く残っている。今回のようなシステム検討は、今後の業務効率向上に資するものと認識しており、前向きに進めていただきたい。	○	○	結果報告書全体に方向性が記載されている。	×
594	⑪ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	東京都のシステムは規模の大きな自治体には業務効率化に直結するメリットがあると考え。一方、本団体のような小規模自治体では、現状の指導検査業務においてシステム導入の必要性は感じていないというのが正直なところである。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—

#	業務・システム名	意見等のあったプロセス	意見等の内容	I 国と地方が方向性を共有すべきものか	II 推進方針案に方向性が記載されているか	記載されている場合の記載内容	修正意見
595	⑩ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	・東京都から「オールジャパンでの活用」とのご発言があったが、他の道府県の市区町村が使用したいと申し出た場合、共同利用を認める意向はあるか。さらに、資料のうちAppendixのP11にある国会質疑で自治法上の解釈が明らかとなった自治体開発ソフトウェアのオープンソース化を行い、別の自治体・事業者が開発可能とするようにする考えはあるのか。 → オープンソース化については、制度上・運用上の課題があると認識している。先日の国会で自治体システムをオープンソース化することには制約がないとご答弁があり、また、この解釈について自治体に周知を図るとのご答弁もあったので、これにより検討のスタートラインに立てると考えている。 また、東京都のシステムは一部 SaaS を活用しているため、オープンソース化が技術的に可能かどうかの検討も必要である。これらを踏まえ、推進方針案の中でどのように位置づけるか検討していくことになると考えている。＜東京都＞ ・自治体への周知が行われてからスタートラインに立てるとのことだったが、国会で政府として答弁したことの意味は非常に大きい。地方自治法の有権解釈権を有する総務省が「自治体が開発したソフトウェアをオープンソース化して他者に利用させること、これは著作権法上の著作物の利用許諾の一類型として可能でございまして、地方自治法上、特段の制約はございません。」と答弁した以上、制度上可能と理解すべきである。自治体への周知を待つのではなく、 <u>オープンソース化による共通化の検討に速やかに協力いただければ幸いです。</u>	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
596	⑩ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	保育業務施設管理プラットフォームや事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムなど、並行して検討されているシステムもあるため、これらとの調整も必要になってくると考える。引き続き、連携・調整を図りながら進めていただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
597	⑩ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	本団体では、障害、介護、社会福祉法人等については福祉総務課の指導監査室が担当、保育園、認定こども園、社会福祉法人については子育て支援課の保育施設監査室が担当という体制である。いずれも3年に1回など一定スケジュールで監査・運営指導を実施している。書類提出は電子データ・メールも可能であるが、専用システムは費用対効果の観点で導入しておらず、Excelで管理している。確かに人口40万人規模の本団体でもExcel等で対応可能であるが、専用システムがあれば助かる。 指導検査業務は多くの自治体に共通するが、取り扱い自治体ごとに異なる。既に独自システムを導入している自治体もあると思われる。引き続き自治体の意見を幅広く聞きながら、共通化システムのスペックや方向性を整理していただきたい。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
598	⑩ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	iv) 中間報告での指摘等	市町村の現場の話を伺うと、指導検査業務は、「指導監査ガイドラインや主眼事項が抽象的で解釈が難しい」、「知見を蓄積・共有できる仕組みがない」、「サービス種別ごとの準備にかかる負荷が高い」などの声が多くある。共通化の大きな理念として、既存業務をそのままシステム化するのではなく、システム化を機に業務改革（BPR）も行うべきという考えがある。 <u>厚生労働省・こども家庭庁と協議する際には、指導検査業務におけるBPRの視点も必ず含めて検討していただきたい。</u>	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
599	⑩ 社会福祉施設等に対する指導検査業務のシステム	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	国の主導で、東京都が構築したシステムを希望する自治体が応分の費用負担をして共同利用できるような仕組みづくりをしてほしい。 一連の業務を全てカバーし、すでに運用を開始しているシステムを導入できれば、全国の自治体がシステム開発にかかる費用と期間を大幅に削減できることは明白と考える。	(g)実現可能性調査の結果、共通化以外の手法の検討が妥当とされたもの	—	—	—
600	全体について	v) 共通化推進方針案に対する意見照会	地方において、一切の財政負担が生じないようにすること。また、エンジニアの確保や機器調達が困難となる事態を避け、予算措置や契約事務に支障が生じないように配慮すること。	○	○	①～⑩の推進方針案	×